

目 次

目次	1
序章 本論の課題と研究視角	5
1. 本論の目的	5
2. 村という枠組から生活環境を見る	6
3. 村の生活から環境問題を見る	9
3.1 開発が引き起こす“非対称の文化衝突”	
3.2 有機農業のもたらす“文化衝突”	
3.3 環境問題の解決主体について	
4. 内発的発展論における村の位置づけ	13
5. 人びとの「どうありたいか」から「地域を どのようにするのか」へ	15
6. 本論の分析視角と各章の概要	16
第一章 中国新農村建設にみる国家と農民の対話条件	20
1. 中国における特殊な農村実情	20
2. 国家政策・市場経済の発展と共に歩んできた中国の村	22
3. 問題の所在	24
4. 中国農村における「私」の伸長と新農村政策	25
4.1 集体所有体制下の農民と国家	
4.2 集体所有体制解体後の農民と国家	
4.3 先行研究と本章の分析視角	
5. X村における新農村建設の展開	31
5.1 X村の概要	
5.2 X村で展開される新農村建設の内実	
5.3 X村行政における既存権力	
6. X村における農民と行政との対話のパターン	36
6.1 対話のパターンⅠ——自己否定型	
6.2 対話のパターンⅡ——自己利益型	

6.3	対話のパターンⅢ——共通利益型	
6.4	三つの対話パターンと私的利益の追求	
7.	個別利益の集合体から全体利益の代表へ	41
7.1	共通利益型対話の失敗要因	
7.2	村人の政府参与に向けて—「集体」の再建へ	
8.	結論	45
第二章	地域開発に対する村落生活秩序の再形成	50
1.	問題の設定	50
2.	研究史と分析視角	51
3.	事例地の概況	53
3.1	Y村の概況と道路建設	
3.2	交通事故への対応としての「石敢当」と廟の建設	
3.3	Y村を巻き込む開発の実像	
4.	関帝廟建設までの道のり	57
4.1	村人が廟の再建へ向かった理由	
4.2	関帝廟建設における「われわれ」の関与	
5.	村人による生活秩序再生の実践	66
5.1	関帝廟再建—宗教信仰を超えて	
5.2	ムラの生活秩序再建の責任	
6.	結論	68
第三章	有機農業運動における提携の現代的位相	72
1.	日本における有機農業運動の広がり	72
2.	問題関心	75
3.	先行研究と分析視角	76
3.1	提携のもつ神話性	
3.2	神話崩壊後における分析視角	
4.	八郷地区における神話形成のプロセス	80
4.1	八郷地区の概況	

4.2 「たまごの会」——八郷地区における有機農業のはじまり	
4.3 「神話」の形成と崩壊	
5. 神話崩壊と自立のプロセス	85
5.1 U氏の「たまごの会」分裂後の取り組み	
5.2 「等身大の暮らしぶり」と「節度」	
5.3 地域住民としての「節度」	
5.4 自立した農業者	
6. 有機農業の地域的拡大と農業者の自立	91
6.1 八郷地区農協とA氏の戦略	
6.2 有機農業者における自立の方向性	
7. 結語	94
第四章 新規参入する有機農業者と既存村落との共存可能性	97
1. 問題関心	97
2. 先行研究	99
2.1 「仲立ち人」と農地確保	
2.2 新規参入者のムラ入りと定着課題	
3. 農地認識の相違と新規参入者の地域定着	101
3.1 八郷地区における農地の荒廃状況	
3.2 新規参入者の農業観と農地認識	
3.3 新規有機農業者の定着における農協の役割	
4. 新規参入者と定着先村落との関係	108
4.1 新規参入当時における定着先村落との関係	
4.2 ムラの「よそ者」であり続ける新規参入者	
4.3 ムラの「準成員」としての新規参入者	
5. 結論	113
終章 現代の課題に対応する生活組織の創造性	116
1. 事例から明らかになったこと	116
2. 生活組織論における本論の位置	119

- 2.1 村の発展段階論的把握と生活組織
- 2.2 生活組織論の現代的意義
- 2.3 環境保全における生活組織の重要性

参考文献	128
初出一覧	135

序章 本論の課題と研究視角

1. 本論の目的

本論文は、中国における農村都市化政策や日本の有機農業といった、それまでの農村の暮らしを否応なく改変してきた事例を取り上げる。それを分析することを通じて、当該の農村生活を組み立てる際に参照される生活規範（当該農民が長年培ってきた生活上の判断基準）を分析のキーワードとしながら、その規範にもとづく新たな開発／発展のあり方について展望することが本論文の目的である。

このような目的で本論文を構成した意図は、私の次のような経験に基づいている。

激変期のなかにある今日の中国において、農村各地は新たな開発／発展政策に揺れている。ダム建設にともなう移民、生態移民、農村都市化など、「プロジェクト移民」⁽¹⁾のような大規模開発が次々と実施され、自然環境の改変だけでなく、当該地域で暮らす住民の生活環境も根底からの改変が進んでいる。農民たちは土地との繋がりだけでなく、地縁にもとづく人間関係との決別も迫られ、生活環境の大きな変化に直面しているのである。

こうした状況は、筆者の生まれ故郷を含めて、中国各地に広がっている。そこで問題は、農民の生活向上への希求と、新たに打ち出された開発政策の示すビジョンとの間にすれ違いが生じていることである。言い換えれば、「生活規範」に基づく生活向上のあり方と、政策の示す新しい開発ビジョンが交差することなく齟齬をきたしていることの問題性である。そこで本論では、なぜそうした問題が生じているかについての解明とともに、新たな開発政策に直面する当該農家が開発／発展に対して何を求めているのかをフィールドワークに基づいて明らかにしていく。その上で当該農家の希求と開発政策との齟齬を克服するために、どのような仕組みにもとづいて生活規範を再編する必要があるのかについて理論的に究明していく。

筆者が日本の有機農業に目を向けたのは、環境保全⁽²⁾という時代の要請とともに、有機農業という新たな生活ビジョンへの日本農村の対応のあり方に、中国の農村においても以下に述べるような発展につながるヒントがあると考えたからである。市場経済の進展に歩調を合わせて生活改変が迫られる中国の農山村では、実際の農

家が求めるものとは何かを十分反省する時間的余裕もないまま、開発に直面せざるを得ない状況にある。それに対して日本の農山村では、近代化農政を経たのちに、有機農業という新しい生活ビジョンとのせめぎ合いに直面している。中国農村からすれば、日本の農山村が近代化過程で経験したものと、その後の有機農業にみられる新しい展開過程で生じている問題は、参考になるところが多いといえるだろう。加えて、有機農業は、現在進行中の中国における新たな開発と同様に、農村の暮らしを根底から改変することを目指した取り組みでもある。有機農業の推進に伴い、一部の農家がラディカルな生活改変に直面しているという意味では、中日農村ともに似た状況下にあるということもできるのである。筆者はここに参照するポイントがあるのではないかと考えた。

中日両国の農村のこうした現状については、本論各章で詳しく取り上げることになるが、その前にまず、そこに暮らす当該農家の目線に近づき、かれらの希求する生活向上の中身に近づくための方法について問う必要がある。そこで以下では、本論がどのような視角から中日両国のフィールドに向かっていくのか、その概要について述べてみたい。

2．村という枠組から生活環境を見る

本論では環境問題のうち「生活環境の改変をともなう社会問題」に焦点をしばっている。ここでいう生活環境とは、居住空間、道路などの生活空間だけではなく、農地や林地などの生業空間、河川などの身近な自然環境までを含むものとする。これらの空間はいずれも地域での暮らしに密接に関わっているだけではなく、諸制度や生活習慣にも強くかかわる空間である。

ところでとくに強調したいのは、中国をはじめ、日本など東アジア農村の生活環境を考える場合に、共通する特徴の一つは、「村」という枠組があることである。環境問題への対応に際して、社会的・文化的な生活単位である村に注目する必要があると判断される。それは生活環境からのアプローチが環境問題の解決に有効であると思われるからである。

先行研究をみると、中国では環境汚染の原因を探るために村に焦点をあてて考察を行っており（陳阿江，2007 など）、日本では、村における生活知を生活環境の管

理・利用ルールへ結びつける研究など（古川彰，2004；嘉田由紀子，1995 など）が行われている。

村について研究蓄積の厚い日本民俗学では、村をおおよそ次のようなものと考えている。すなわち、村は村境をもって内と外を区別された自らの領域を持つものであり、自らの社会・文化的統一性を保持するために、ムラ入り制限などを設けるほかに、規約、祭礼など目に見える形の秩序維持の仕組みを備えている（福田アジオ，1982）。また、社会学者の竹内利美も指摘しているように、こうした村の秩序維持のためには、仲間規制と同様に、^{そんぽう}村法、^{むらぎめ}村極など、一般的には明文化されていない村における生活規範が存在しており、村の自治管理における“法”的な役割を果たしているといわれている（竹内，1982：251）。

ところが、こうした村に効率化・合理化を旨とする近代化が及んでくると、ダム開発による移転や、深刻な過疎化による集団離村など、村そのものの消滅の危機が訪れるようになった。このような状況の下、独自の生活規範を持った村（‘むら’という表記もある⁽³⁾）の存在をどのように捉えたらよいか学問的にも、政策的にも新たに問われることになったのである。1965、66年に日本村落社会研究会を舞台として繰り広げられた「村の解体」の議論もその代表的な場の一つである。ここでは、マルクスの時代区分に基づき、村は封建的で前近代的であり、解体されるべき存在であるとする論（福武直など）とともに、同じマルクスでも所有論からむらを歴史的に考察し、むらの解体を歴史的発展に置き換えて慎重に議論すべきであると主張する農業経済・経済史学の立場（安孫子麟など）があった。

ほかにも、日本の村の文化的独自性を意識し、「村の解体とは拘りなく農村社会は存在する」（鈴木榮太郎）と考える一派も存在した（中野，1996：257）。民俗学にも造詣の深い社会学者たち（有賀喜左衛門，竹内利美，中野卓ら）は、近代化によって村は生活条件の変化に直面するが、それでも「各時代に各時代の特質を備えたムラ」があるのであって、概念規定によって村が解体したかどうかを判断すること自体を退けるべきだとしたのである（中野，1966）。

農業政策においても同様の‘揺れ’がみられた。1970年前半までの日本の農政は、既存の村を農業近代化の阻害要因として否定的に捉えられていたといえる。しかし1970年代も後半になると、日本の農政はむしろ村の存在を認め、評価をし、積極的な利活用をはじめたのである。その画期となった出来事は、川本彰らによる「農村

における村落構造とその機能に関する研究」である。1971年に農林水産省から委託されたこの川本らの調査によって、ムラには一定の領域があり、生活保全・土地保全・農業保全などの機能があることが認識されるようになった。それを受けて農林水産省は、1977年から農地利用の促進に向けた事業で村（ムラ）の枠組を意識的に利用することを開始し、この動きは第三次全国総合開発計画の際の定住圏構想にまで組み込まれていったのである（蘭信三，2002）。

こうして独自の生活規範を持っている村は日本の農政において再認識され、近代化と村の文化とは“融合”を図りながら、各種の施策が実施されていったのである。

中国における農村社会学・人類学の諸研究にも、村の捉え方には大まかに以下の二つの流れがある。一つは、農村社会学に特徴的な見方であり、農村における社会構造の分析によって、中国農村の村落特徴の一般化を探るものである。例えば、中国全土の100村落を取り上げた調査が中国社会科学院によって1996年からおこなわれている。この調査において研究者はまず今後の中国農村の模範となる経済発展の著しい村落を理念型として定め、それと貧困地域における村落とを比較していくのである。こうすることで、中国の農村が理想的な社会に向けて発展していくための条件を示すことができると考えられたのである（陸学芸編，2001）。

二つ目は人類学の手法によるもので、農村における宗族・民間信仰などの文化的特徴が記述されてきた。例えば、福建省泉州市の村神を祭る宙の再建や、そこで行なわれる儀式や祭日の活動についての報告などがその代表例である（王銘々，2004，など）。

これらの先行研究によって、中国農村における社会構造や文化的特徴についての理解が深められたことは事実である。しかし、農村社会学に見られる村落構造の一般理論化志向は、逆にそれぞれの村落における固有の発展を看過しかねない欠点がある。一方で、村落の文化的特徴に固執する人類学の研究では、そこに見られる文化創造に重点が置かれるために、村人の希求する生活向上に結びつく開発政策や、当該農家の願望の具体相については踏み込むことが少ないのが現状である。

以上のように中日両国における村落研究やその応用を期した農政の視角によっては、村が近代化をどのようにとらえ、あるいは村で暮らす人びとが近代化の範とする生活ビジョンにどのように対処していったのかについては十分には見えてこない。これまでは「村とはどのような存在であるのか」といった文化的関心や、「村は解体

する／したのか」といった理論的関心、あるいは「村を解体させるべきか／維持（利用）すべきか」といった政策的関心で議論が展開されてきたために、結局のところ、村は研究者や為政者から見て利用されたり翻弄されたりするだけの存在に位置付けられてしまい、自ら生活環境を発展させていく主体として扱われてこなかったのである。言い換えれば、村落にかかわる先行研究の多くは、村の文化統一体としての側面の記述か、あるいは政策に利用・翻弄される客体として描かれがちだったのであり、村における内発的発展の方向性を示してはこなかったのである⁽⁴⁾。これでは村は問題とはなっても、村で実際に暮らしている人びとの生活は置き去りにされてしまいかねないことになる。

そこで本論では、近代化農業への問い直しを行った有機農業も参照しながら、「村の解体論」を超えた視角を提出しようと考えている。すなわち、強固な生活規範を保持する村が生活環境の改変に直面した際に、村の生活規範、あるいは村という枠組そのものをも再編して、いかに内発的発展を目指していくのかというそのプロセスを追っていく。その中でもとくに村で暮らす人びとの生活向上への思いに着目し、それを束ねながら地域の改変・再編へ向けての実践までを分析視角に収めていく。本論ではこうした視角を、日本の有機農業の事例だけでなく、近代化開発に直面する中国農村にも適用して、その全体像を貫く仕組みについても考えていきたい。

3．村の生活から環境問題を見る

以上のように本論では、村で生活している人びとの目線から環境問題にアプローチしていく。すると、一見するとつながりの薄い地域開発と有機農業を、同じ村の生活環境の改変の問題として捉えることが可能になってくる。なぜなら、生活の近代化を一気に果たそうとする農村都市化政策も、近代化農業を根底的に反省し新たなライフスタイルを実践する有機農業もともに、当該農村地域で暮らす人びとに新たな生活規範の肯定（または否定）を強いる形で経験されるためである。言い換えれば、欧米を範とする近代開発や、循環型社会の構築を目指す有機農業の推進は、当該地域に固有の文化（ここでの文化は、文化人類学でいう社会制度、規範、言語など社会に言い換える広義的な文化に相当する）との間にすぐ後でのべるいわゆる“非対称の文化衝突”として人びとに経験されるということなのである。

3.1 開発が引き起こす“非対称の文化衝突”

ここでいう“非対称の文化衝突”とは、「村」の外の文化を範とする開発などが地域固有の文化の一部または全体を否定することを前提に進められることによって生じるものである。“非対称の文化衝突”を迫る開発の特質は、地域固有の文化を開発の対象にする観光開発に典型にあらわれている。例えば、台湾における観光開発を考察する曾山毅（1999）は、以下のような事例を取り上げている。経済的な後進地域に住む台湾の先住民族ヤミ族の発展を促すために、中華民国は1971年にヤミ族の生活文化によって漢人観光客を誘致する観光開発政策を打ち出した。しかし、やがて観光産業は商売上手な漢人の手に集中されるようになり、ヤミ族の暮らす地域よりも、資本をもつ外部に利潤が集中するようになった。さらに漢人観光客に対して自分たちの固有の文化を風変わりな生活文化として見世物にすることに対してヤミ族は抵抗感を覚え、地域における漢人との関係を悪化させていった。

このように、未開地域における少数民族の固有文化を巨大資本によって観光資源に育て、地域の発展を促そうとした観光開発は、逆に文化の世俗化や民族間の緊張をもたらしたのである。地域文化に配慮することで成り立つ観光開発にあっても、このような問題をはらんでいるのであるから、そもそも地域固有の文化を十分に考慮することのない開発であれば“文化衝突”を前提に置いて考えざるを得ないだろう。

もちろん“文化衝突”をうまく乗り越えた観光開発の例もある。外部からもたらされた開発に一方的に飲み込まれるのではなく、地域固有の生活文化を維持・発展させる方向で開発自体を取り込んでしまう場合などである。例えば、外部資本による観光開発を阻止し、伝統文化を残す運動に成功した沖縄県竹富島はその一つの代表的な例である。竹富島では、外部資本によるリゾート開発に反対して、伝統文化が息づく住居空間をはじめ、種子取祭など、今を生きている民俗芸能を生かす町並み保全によって、町独自の発展を促したのである（森田真也，2006，家中茂，2009など）。

しかしながら、観光開発に直面する多くの地域においては、開発との力関係の中で、地域文化を徐々に変容させながら対応していく方が一般的であろう。こうした傾向は、農業の近代化に異を唱えて始まった有機農業にも同様にみられるものである。有機農業の運動は、当該地域の暮らし（既存の農業慣行を含む）を肯定する地

域文化を保持する村の人びとに対して、再認識を迫る運動としても捉えることが出来るからである。そこで以下では、日本の有機農業研究や環境社会学研究がこの文化衝突をいかに扱ってきたのかについて見ていきたい。

3.2 有機農業のもたらす“文化衝突”

農村における文化衝突の現代的な形の一つとして、有機農業を挙げることができる。有機農業が社会的に注目されるようになった背景には、梶潟俊子（2002）によれば以下のような認識があるという。「食は生命の源であり、暮らしの根幹をなすものである。食はまた、農（農業・農村・農家・農民）のあり方とも分かちがたく結びついて、地域に根ざした多様な文化を形成してきた」。こうして食から、食をとりまく「農」の社会へと注目が集まったのである。ところが近代化農政の導入によって農業工業化が浸透するのに伴い、地域の固有文化に結びついてきた「農」はモノカルチャー化され、食べ物もまた商品化されることになった。

こうして大量の農薬・化学肥料に依存した農業は、結果として不自然な食生活を生み出し、「食べ物の安全性を損ない、自らの健康ばかりでなく、地球の限られた農耕地や資源・環境に過大な負荷をかけ」、さらに現代では「こうした食と農が世界市場システムに組み込まれた構図は、農民にとっても消費者にとってもいっそう見えにくくなっている」。そこで、「近代化と世界市場システムを問い直す農民と消費者の相互変革運動であり、生活文化の創造・復権運動」である有機農業運動がスタートしたというのである（梶潟，2002：1-18）。

ここでいう有機農業は、次のように研究者によって定義されるのが一般的である。「近代農業が内在する環境・生命破壊的性格を止揚し、土地一作物（一家畜）一人間の関係における物質循環と生命循環の原理に立脚しつつ、生産力を維持しようとする農業の総称」（保田茂，1986：12）。つまり有機農業とは、物質循環、生命循環の原理に合った農業のことであり、農業の近代化・工業化とは異なって、「食と農」のあり方やライフスタイル、社会変革の方向性も眼中においているものなのである。有機農業は、従来の近代化路線とは異なり、循環型または環境保全型というオルタナティブな発展につながる事が可能であるとされ、農業を変革するための運動として注目されたのである（青木辰司，1998など）。

1990年代に入ると、有機農業の取り組みは日本の農林水産省にも公認され、環境

保全型農業として日本の農業政策に反映されていくことになった。そうすると、固有の生活規範に基づき慣行農業などに携わってきた日本の農山村では、環境保全を基準とした有機農業を、“文化衝突”として経験することになる。有機農業の先進地といわれる山形県高島町や、千葉県三芳村、茨城県石岡市八郷地区などにおいても、このような図式は共通して見られる。

このように従来の有機農業研究の多くは、有機農業における運動の側面や、環境保全に適合的な側面を取り上げて研究が進められてきたといえる。そのため、実際にそこで暮らす人びとの“文化衝突”の経験よりはむしろ、新しい理念の啓発・普及といった側面で捉える事が一般的であったといえるだろう。

3.3 環境問題構造における住民の位置

村の生活問題から有機農業に限らず、環境問題一般について考える場合、いままでの環境社会学的な研究において住民がどのような位置を占めているのかをここで簡単に明らかにしておいて、ついでに村というものを位置づけておきたい。

地域開発や経済発展によって引き起こされる大気・土壌・水の汚染などの環境問題の解決は、文化的な見方よりも、環境問題に加担する者か、環境問題の克服に寄与するものか、という加害一被害の二元論から立論される場合が多い。

例えば、日本の環境社会学の草分けの一人でもある飯島伸子は、戦後日本における地域開発によって引き起こされた公害の加害一被害構造メカニズムを明らかにしてきた。飯島は、人間生活と自然環境の双方に害を与える産業開発は構造的加害者であり、一方被害は加害の反作用なのであって、個人の個別生活の破壊から、地域、国家、国家間、地球環境破壊までの広がりがあると指摘した（飯島，1993）。

船橋晴俊（2003）も基本的な認識を飯島と共有しながら、時代区分によって環境問題の構造自体が変化していることを指摘している。1980年代までの「公害・開発問題期」においては、環境問題の発生源が明確であり、それゆえ加害一被害構造は比較的容易に特定できた。しかし1980年代以降の「環境問題の普遍化期」になると、特定の企業だけではなく、普通の市民も加害者として関与するような「都市・生活型公害」が広がり、環境への高負荷をとまなう製品・サービスを消費することを「構造化された選択肢」によって半ば強制されるライフスタイルが現出したのである（船橋，1995）。

このように、加害・被害構造からのアプローチでは、環境問題の発生源とそれと因果関係にある被害構造に焦点が当てられるため、問題解決を検討する際も、主体として注目されるのは環境問題の被害—加害構造に自覚的な「目覚めた市民」ということになりがちである（船橋，1995 など）。

例えば、自然保全保護運動を研究してきた鬼頭秀一は、現在の日本の社会経済体制の中では、「地元」の人たちは生活のためにしばしば開発＝環境破壊に加担せざるを得ない構図の中に置かれると指摘する。その上で、「地元」の人びとの生活の権利が無条件に優先されると、すべての開発計画やその結果のもたらされる環境破壊が正当化されてしまう危険性があるという。それを避けるために鬼頭は、地域個別の利害関係に縛られる「地元」の人びとではなく、当該地域の地域性を超え、加害—被害構造を相対化できる、普遍的な環境理念を自認する「よそ者」に期待を寄せるのである（鬼頭，1998）。

このように環境問題を加害—被害構造に還元して考える方法では、当該地域の住民は結局のところ、開発＝環境破壊に加担する加害者か、一方的に被害を受ける被害者かのどちらかに分類されてしまう。そのため、環境問題に直面した人びとの“文化衝突”としての経験は、うまくその問題構造の中に収めることができなくなってしまふのである。そのため、この経験自体を問う視角、言い換えれば、衝突をあえて引き受けるという主体性のレベルには、加害—被害構造論は十分に目が行き届くことが難しくなったのである。

開発論的に考えれば、こうした難点を理論的に乗り越えるために、地域住民の主体性に着目したのは内発的発展論であって、これについてふれておく必要がある。

4 . 内発的発展論における村の位置づけ

内発的発展論は、1970年代に社会学者の鶴見和子によって提示された理論であり、ほかの論にはないいくつかの特徴がある。なかでも発展の経路を欧米の近代化モデルに依拠するのではなく、その地域・文化に応じて多系的に発展することを想定している点が他の論と大きく異なる。内発的発展論においては、それぞれの地域や集団発展の経路は、固有の自然生態系に適合し、文化遺産（伝統）に基づいて、外来の知識・技術・制度などを照合しつつ、自律的に創出していくとされているのであ

る。その際に、発展の目指す価値および規範を明確に指示する、価値明示的な発展論であることが併せて強調されている（鶴見和子，1989）。

本論では、この内発的発展の考え方を、狭い意味における地域開発の考察に留めず、新たな発展の方向性を示すという意味において、有機農業にも適用していく。言い換えれば、内発的発展を一種の開発論という位置づけを拡張して、広義の政策論として扱っていくということである。

その際にとりわけ注目すべきは、内発的発展論の文化遺産（伝統）の扱い方である。鶴見は伝統について次のように述べている。「伝統とは、ある地域または集団において、世代から世代へわたって継承されてきた型（構造）である。伝統には様々な側面がある。第一は、意識構造の型である。世代から世代へと継承されてきた考え、信仰、価値観などの型が含まれる。第二は、世代から世代に継承されてきた社会関係の型である。家族、村落、都市、村と町との関係の構造が含まれる。第三は、衣・食・住に必要なすべてのものをつくる技術の型である」（鶴見和子，1989：58）。

このように内発的発展論は、伝統を各地域の意識や社会の型と規定した上で、それらを開発の基礎に据えることを提案している。しかし文化遺産（伝統）の拠り所、あるいは発展の主体となるべき地域については、あえて戦略的に曖昧にしているのである。それは、伝統や主体を外から研究者などが定めてしまうのではなく、それぞれの地域の人びとが、各々の文化遺産（伝統）に基づいて自律的に発展できることを理論的に可能とするためである。

本論では以上のような内発的発展論を参考にしながらも、明確に「村」に焦点を絞って分析を行うことにした。すでに述べたように本論文では、中国の農村都市化であれ、日本の有機農業であれ、ともに働く原理があると考えている。そしてその原理は、それぞれの文化に従った内発的発展があるという主張に従っているだけでは、捉えることができない。そこで現実にはそれらの生活改変に対応する文化的存在としての村という枠組から考察することが、本論の目的を達成するためには不可欠であると考えたのである。

内発的発展論はさらに環境問題にも踏み込んだ言及を行っている。開発は環境破壊をもたらすという定説に対して、内発的発展論は、開発と自然環境を両立させるものが地域の文化の中にあり、それを生かすべきであると主張している。たとえば西川潤は、「内発的発展においては、開発と保全のバランスによって、時間的にも空

間的にも、住民共同体が限られた地球・地域の資源から利益を得て、自ら子々孫々にいたる豊かな生活を保障していくことが計られる。このような発展は自ずと、定常型に近いものとならざるをえない」と述べている（西川潤，1989：33-4）。しかしながら、このような指摘は一般論の提示に終わっており、実際の開発に直面した場合においてどのように展開されるべきであるのかまではここからは窺うことが難しい。

そのため本論では、地域固有の文化を開発に組み入れることにいち早く言及した内発的発展論を評価しつつも、これを理念のうちに埋没させることのないように、村という枠組に重点をおきつつ、当該農家の目線に立って生活環境について考察をおこなっていく。こうすることで、文化的存在としての村が生活と環境との媒介役となって相互変容する様子を考察できるようになると考えたからである。

5．人びとの「どうありたいか」から「地域をどのようにするのか」へ

本論文では中日両国の事例を当該地域の人びとの目線からアプローチする調査方法として、フィールドワークを採用した。実際に日本においても中国においても、事例地に滞在して関係者へ聞き取りを行っただけでなく、彼女ら／彼らと寝食を共にし、時には農作業を手伝ったりしながら生活の内側へ分け入ろうとしてきた。農村都市化や有機農業に翻弄されている農村の人びとは、生活規範そのものを根底から問い返す必要に迫られ、今後の生活について切実な問いを自らに発せざるを得なくなっている。こうした人びとの「どうありたいのか」という思いを理解するには、緻密なフィールドワークを行うことが最も近道であると筆者には思えたのである。

一方で本論文では、社会的・文化的統一体としての村にポイントを置くと述べてきた。村という枠組に焦点を当てる意図は、個々の農家という個のレベルだけではなく、地域全体を「どのようにするのか」という、地域の総意と実践のありようによりまで分析の深度を下ろしたいと考えたからである。

ここで前もって言及する必要性を感じるのは、個と集団の関係についてである。本論文のように個々の農家の「どうありたいのか」だけでなく、村を媒介として地域全体の「どのようにするのか」までをも考察の対象とする場合、個人の自由と共同体規制という二項対立図式をどのように乗り越えるのかという難題に直面するこ

とになるからである。

本論ではこの点に関して、松田素二の示唆に富む見解を参照したいと思う。松田（2009）によると、個人と共同体についての議論は、概念レベルにおいては意味があるものの、「個々人の日常世界との接点を喪失したところで展開されている」ため、「諸個人の激情に関与し現実世界の諸層に介入する実践にはつながらない」という。そこで松田はこのような概念上の対立図式を超えて、「日常世界と交差する共同性の議論を切り開くことを目指して」次のように述べる。

「自己を社会的文脈に関連づけることと、そこから切断し純粹意志として定立することは、相互排他的（二者択一的）なものではなかった。セルフは、こうした二つのベクトルを内包しながら、ときに部族的セルフ（他者との相補的連関性を志向）として表出し、ときには書写するセルフ（他者を次々に否定して勝ち残りを志向する）として現象するのである…中略…生活を営む主体として個々人を想定しないセルフ論は、これらの諸個人を構成員とする共同体をも捉えることができない」（松田，2009：71）。

松田によれば、共同体はある明確な境界を持つリアルな存在であるが、歴史的に不変な存在ではなく、生活の必要に応じて生成され、時代とともに更新される動的な存在であって、その中で個人もセルフを巧みに使い分けながら自らの生活史を成り立たせていく。このように「日常生活と交差するところ」においては、個人と共同体は相互対立する原理としてではなく、転換可能な原理として機能しているというのである。

本論もこの松田の議論を参照しながら、「日常世界と交差する」ところで、個々の農家の「どうありたいのか」と地域を「どのようにするのか」とを考察していきたいと考えている。“文化衝突”によって村（松田のいう共同体に相当）そのものの存否が問われる場面において、人びとは生活を成り立たせるためにどのように立ちあがっていくのか。こうした人びとの生活実践を描くなかから、村を介して内発的發展を導く仕組みを明らかにするとともに、今後の地域の将来について、政策的な観点から展望を述べるのが、本論文の目指すところである。

6．本論の分析視角と各章の概要

以上のように本論では、フィールドワークに基づいて“文化衝突”の現場に向かい、当該地域の人びとの目線に立って記述・分析を試みる。その際の分析のポイントは、中日両国に存在する村という枠組が生活組織としてどのようにこの“衝突”のインパクトを引き受け、生活規範を組み替えていくのかという点である。ここから当該地域住民の「どうありたいのか」を、地域を「どのようにするのか」へと導く内発的発展への道筋を見出し、政策的提言へと結び付けていきたいと考えている。

本論で考察する事例は以下に掲げるように、激動の渦中にある中国における農村と、有機農業の拡大・定着への対応を迫られる日本の農村である。

第一章では、2005年以降、農村をそのまま都市に変えるという新農村建設政策が展開されている中国天津市武清区の村を取り上げる。事例地では、農家の屋敷地を差し出す代わりに団地暮らしが用意されるというように、これまでの生活様式を根底から変更して、すぐにでも都市文化に適応することを迫られている。この章では、こうした“文化衝突”に対応しようと、新しい暮らしの基盤づくりに立ち上がる村人の実践を追っていく。そこには、既存の村の枠組を単純に信頼するのではなく、生活組織として村が希求されていく姿を描き出されることになるだろう。

つづく第二章では、第一章同様に農村都市化政策によって、2020年には村の移転が決定している山東省新泰市の村を取り上げる。移転が決定している村内には、移転後の通過交通の増大を予測して大型道路が建設される一方で、新たな生活上の投資が許されず、たとえば歩行者用の信号が作られないという事態が起こっていた。村人たちは頻発する交通死亡事故に悩まされながら、信号機設置を要望するのではなく、新たに廟を建設するという、一見つながりのない取り組みに邁進していく。この取り組みには村内の葬式を取り仕切る白理事会という生活組織が深く関与していたが、こうした本来の機能とは関係ない事業になぜ白理事会が関わるようになり、何を求めて廟建設を行ったのか、その目的とカラクリを中心にこの章では考察していく。

第三章では、1970年代以降、日本の農村に“環境保全”という角度から浸透してきた有機農業の取り組みを事例としている。循環型社会の実現という理念を掲げる新しい文化が既存の農村にどのように定着し、広がっていったのかについて、主として都会からやってきた新規参入者の側から考察していく。具体的には有機農業の先進地として有名な茨城県石岡市八郷地区を取り上げ、消費者グループ「たまごの

会」による有機農業の実践と、そこから脱会して、既存の村落にムラ入りし、そこで新たに有機農業という文化を根付かせようしてきた U 氏の取り組みを中心に考察していく。

第四章では、同じ八郷地区を対象に、より広く新規参入者と既存の村落との関係について考察していく。新たな“文化”を背景にもった「よそ者」である有機農業者を、八郷地区では他と比較して大量に、スムーズに受け入れることができた。この章ではその受け入れの仕組みを、農協、既存農家、新規参入者という三者関係を軸にしながら、相互関係を規定する社会的要因について分析していく。この分析を通じて、個人と村との多様なあり方と、生活規範の柔軟性について具体的に示されることになるだろう。

終章では、これまでの事例を通じて明らかになって点を総括した上で、生活組織についての諸研究に対して本論がどのような貢献をすることができたのか、また“文化衝突”という事態に対して本論文が政策的にどのような示唆を与えることができるのかについて述べていく。

注

- (1) 施国慶は、プロジェクト移民を水利、道路建設、開発区などのような経済発展プロジェクトの実施によってもたらされた移民に限定して用いる。施の分類では、移民はプロジェクト移民、環境移民、生態移民、貧困移民、災害移民などに分けられ、プロジェクト移民は多様な移民の一つの種類に止まる。本論文では施の定義を参考にしつつも、国家が経済発展を目的にしたプロジェクトに基づいて住民に移動させることをプロジェクト移民と定義する。そのため、生態移民、ダム移民など施が細分した環境移民などもプロジェクト移民として捉える。
- (2) 環境保全というと一般的には、空気・水・土壌など、人間の生活の外にあり、「客観的」に存在する自然環境の保全を指すと考えられている。それに対して、本論文では、いわゆる生活環境に限らず自然環境についても、生活の場に置き直して捉える立場をとっている。環境問題の解決は、生活の「場」とのかかわりがあって始めて可能になると考えるからである。つまり、空気・水・土壌などを生活の場から切り離し、客観的に存在する「もの」としてその保全を図っ

ても、飯島（1993）が水俣病における被害構造でも示したとおり、それだけでは問題そのものの解決とはならない場合があるからである。そこで本論文では、環境保全の対象を自然／生活という二分法から考えるのではなく、生活の「場」とのかかわりにおいて対処する必要があるとされる「環境」を分析対象として論じている。

- (3) 本論文では、農村のことを、村落、村、集落、ムラなどの表記をしてきた。その使い分けについて、福田アジオ（1982）の指摘にあるように、「かなやかっこつきのムラで表現するのは地方自治制度における市町村制の村ではなく、その下部にあってその地域の人びとによって一つの自律的な単位として認識されている範囲を出発点にしている」。対して、「村落、村、集団とはいずれ一定の現象を基礎に抽象化されて成立した学術用語」である（福田，1982：323）。本論文におけるこれらの用語の使い分けも、この指摘を踏まえている。
- (4) 後に述べることになるが、日本において、当該地域住民の生活における創造性を積極的に捉えてきた、民俗学に源流をもつ有賀喜左衛門をはじめとする生活論のグループは、考察の視点を当該住民の内側に置くことから、本論文の目指すところに近いといえる。

第一章 中国新農村建設にみる国家と農民の対話条件

天津市武清区 X 村における農村都市化の事例から

本章では、何ゆえに農村をそのまま都市にするような、生活環境を根底から変えることを前提とする農村都市化政策が今日の中国において推進されているのか、その背景にある中国農村の現状についてまず第一節で考察していく。つづく第二節では、新しい中国が成立してから、人民公社などの国家政策や市場経済の導入などの激変にもかかわらず、村という枠組みへの注目が一貫して行なわれている現状を示しておく。そのような中国固有の国家政策と農村事情を踏まえて、あえて村という枠組みに注目する理由を示していく。その上で、本章で取り上げる事例地で生じるような、農家の生活向上を訴える農村都市化政策の推進が、何ゆえに当の農家を苦しめる矛盾に直面するようになったのかを明らかにしたい。本章では、それらの矛盾を克服することの可能性を、農民と国家の対話が成り立つ条件から探っていくことにする。

1 . 中国における特殊な農村実情 農村戸籍制度による都市・農村の二元構造

今日の中国農村を特徴づけているのは、1950年代に実施されてきた人口移動を制限する農村戸籍制度である。

戸籍制度の法律上の起点は、1951年公安部から公布された「城市戸口管理暫行条例」である。また、今日まで続く農村戸籍と都市戸籍の分離が確立されたのは、1958年に公布された「中華人民共和国戸口登記条例」によってである。戸籍制度の当初の目的は、農村人口が都市に流入することを抑止することにあった。けれども、それが実施されるに伴い、農村戸籍のものは生まれながらにして土地に束縛されるだけでなく、職業の自由や移動の自由も認められない結果となってしまった。さらには、都市戸籍の住民との間に、教育、医療、年金、福祉厚生などの側面において「身分的な格差」が生じることにもなったのである。そのため当時の中国において、農村戸籍の住民が都市戸籍になるためには、都市の大学に合格するか、軍隊で昇進するなどの限られたルートしか残されていない。

このような農民の移動を制限する戸籍制度の効果を一層強化したのは、1958年に正式に始まった人民公社制度である。これによって、経済と政治行政が一体化した人民公社体制が全国に推進され、個々の社員（農民）の職業と移動の自由を食糧の給付などを通じて制限し、農村と都市の壁をより一層強めたのである。この人民公社体制を根底から支えていたのは、まさしく1953年秋より実施されてきた食糧の統一買付・統一販売制度であった。この制度は、食糧はすべて政府が統制価格で一括に買い付け、一括して販売するもので、これにより、農民が自由に値をつけ自由に販売することはできなくなったのである。そのため、この体制によって農民は農村、都市民は都市へと強制的に縛りつけられることを決定的なものとしたのである。

このような制度的な枠付け、とりわけ、人民公社制度によって個々の農家は、暮らしの基盤である村よりも上位にある人民公社を通じて、国家から直接管理される存在となった。この時期、中国国家は、生産物の価格統制に加えて、教育、福祉などの側面においても、国家によって推進される都市を優遇する政策が進められたため、都市農村の二元構造化は強化され、農民の都市住民との格差がますます増加する結果を招いたのである（俞德鵬，2001；松戸庸子，2002：16-29など）。

その後、改革・開放政策の実施と、市場経済の発展に伴って、人民公社体制は1984年、食糧の統一買付・統一販売制度は1985年に廃止されていった。しかし、農民を農村に束縛する農村戸籍制度は、今日の中国において未だに実効性を保ったままである。

そのため、中国農村における開発・発展は、農家を農村に縛りつけることを前提としながらも、都市住民との所得、福祉などの差を縮ませることが目的に掲げられることとなった。こうした中で、江南の小城鎮周辺に位置する農村において、家庭副業生産、村単位の集団工業の延長線上に展開される郷鎮企業による発展が、農村住民を農村にとどまらせつつ、所得向上をならしめる「離土不離郷」の取組みとして注目されるようになったのである。

しかし一方で、小城鎮に位置する郷鎮企業による農村工業化は、農村戸籍の温存という中国特有の矛盾を抱え込んだ上で、模索された苦肉の策であったことも事実である。そのため、農村工業化が意図せざる結果として、農村戸籍制度の温存に加担することになったという指摘もなされている（坂本楠彦，1992など）。

1990年代以降の中国では、農民の都市移動に対する条件が緩和され、農民工とい

われる出稼ぎ労働者が「離土離郷」して農村から大都会へ、あるいは西部後進地域から沿海部の発展した地域に流れ込むようになった。今日では農民工の職業は土木建築業に偏りがあるとはいえ、「暫住証」を申請することによって農村戸籍のまま都会で仕事をすることが可能となったのである。

しかしながら、「農民工」は都市住民と比べて失業手当、福祉、子どもの教育などの側面において不安定な位置におかれているのが現状である。そのため、「農民工」の存在は、都市側にとって、社会の安定を揺るがすものとしてみなされてきた。こうした状況下で、中国政府は農村戸籍という難題にメスをいれることなく、農村地域に小城镇などの規模の小さい都市を発展させて、農民を集中させることで対応をしようとしたのであり、それが 2005 年に打ち出された新農村建設政策の指針であった。すなわち、農村をそのまま都市に改造することによって、農村戸籍制度による諸問題をはじめ、農村と都市の二元化構造のもとで強化されてきた農村と都市の諸格差を解消させていくことがこの新政策の目的であったのである。

本論で取り上げる中国における農村の事例は、このような背景において生じたことである。中国の農村社会学研究において、国家政策・市場経済などのもたらした激変に揺れ動く農村をアプローチするのに、村という枠組み考察してきた実績があった。

2 . 国家政策・市場経済の発展と共に歩んできた中国の村

中国農村地域の研究の嚆矢である費孝通は、村という枠組みについて、「どのような原因によるかによらず、中国の農村コミュニティの単位は村落であり、三戸の村から数千戸の大村にいたるまでである」と述べている（費孝通，1998=2005：9）。

さらに、費孝通は、村をふくめた郷土社会における文化の特徴に関して、以下のような見解をしめす。

「<郷土社会>における秩序の維持は、多くの点で現代社会のそれとは異なっている。…郷土社会は「礼治」社会である…礼は社会に公認された適正な行為の規範である…礼という規範を維持するのは伝統である」（同上：40-43）。ここで、中国の農村には固有の生活規範があり、それは法律による規定で守られたよりも、伝統に根付く「礼」によって“自治的な仕組み”が維持されてきたとの見方を示したの

である⁽¹⁾。

中華人民共和国が成立してから、村という枠組みは行政村として行政の枠に組み込まれ、とりわけ、人民公社の時代には公社の下位単位である大隊（所によっては隊）として編入され、強化されていく。そこでは、村の伝統文化に内包している封建主義、私利主義なども改造の対象とされ、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想に基づく共産主義的文化の普及は勉強会などの形で盛んに行なわれていた。ところが、そのような文化改造運動（文化大革命）があったにもかかわらず、張樂天（2005）が指摘するように、新たに宣伝された社会主義を範とする文化は政治と人民公社の制度レベルにしか浸透していない。それに対して、村落固有の生活規範に規定される文化は日常生活において維持され、人民公社が解体した後すぐに表舞台に復活されてきたのである。

1980年の改革・開放後、経済の発展に伴って、村という枠組みの境界は以下のように再編されていった。つまり、村における地縁、血縁を基盤とする村落共同体の境界、土地の所有に依拠する領土境界、行政における位置づけで確保されてきた村落組織の行政境界にそれぞれ変化がみられた。それについて折曉葉は、村が主導権を握る村営会社の発展によって、村は地域的な枠組みを乗り越え、市場に乗って時には海外に拡大していることに言及している（折，1997：287-88）。

こうした村の境界の改変にもかかわらず折は、農村工業化によって、村という枠組みが解体されたどころか、かえってより一層強化されてきたとの認識を示し、改革開放後の今日においても、村落は相変わらず今日の中国農村における基本的な社会単位であることを改めて強調している（折，1997）。

同じ改革・開放後の経済発展と村の枠組みとの関係を、“城中村”（都市の中の農村）からアプローチしてきた李培林（2003）は、都市エリア中の村が都市の発展に伴って消滅していく事例を取り上げる。李は、村落の終結をテーマとしながらも、村落の移転が村単位で行なわれ、村として再スタートしていることに言及している（李，2003：147）。つまり、そこで李は、村の形態的な消失は同時に村の生活規範に規定されている文化そのものの終結とは必ずしも一致しないことを、事例を通して新たに提示したのである。

とはいうものの、すでにみてきたように、2000年代に入ってから中国で行なわれている農村をそのまま都市に改造する農村政策は、李が取り上げられている都市エ

リアに残された農村の結末に象徴されるように、村の存続そのものが問われる選択に迫られる農村が多い。本論で取り上げる天津の農村の事例、山東省の農村の事例のどれもがそのような激動に迫られているところである。

しかし、本論では、すでに方法論でみてきたように、農村都市化を都市文化と村における固有の文化の衝突と捉えつつ、そこにおける村文化の存命という記述レベルに考察を止まらせない。むしろ、対応に迫られる村人の目線に近づき、村での暮らしと、自らの村の文化形態を成り立たせていこうとする村人の実践を積極的取り上げていく。

とりわけ、農家の生活環境が国家の政策に影響されやすい中国において、国家政策は、鎮・村などを介して地域全体を前提に推進されていく。そうした場合、個々の農家の生活向上への希求は「私」利の追求として認識され、一蹴される傾向がある。しかし一方で、すでにみてきたように、村は常に村びとの生活基盤を保証し、生活に欠かせない存在となっていた。そこで本章では、村に注目し、個々の農家と国家との対話がいかにすれば可能となるのか、その条件を農村の都市化の事例を通して探っていきたい。

3 . 問題の所在

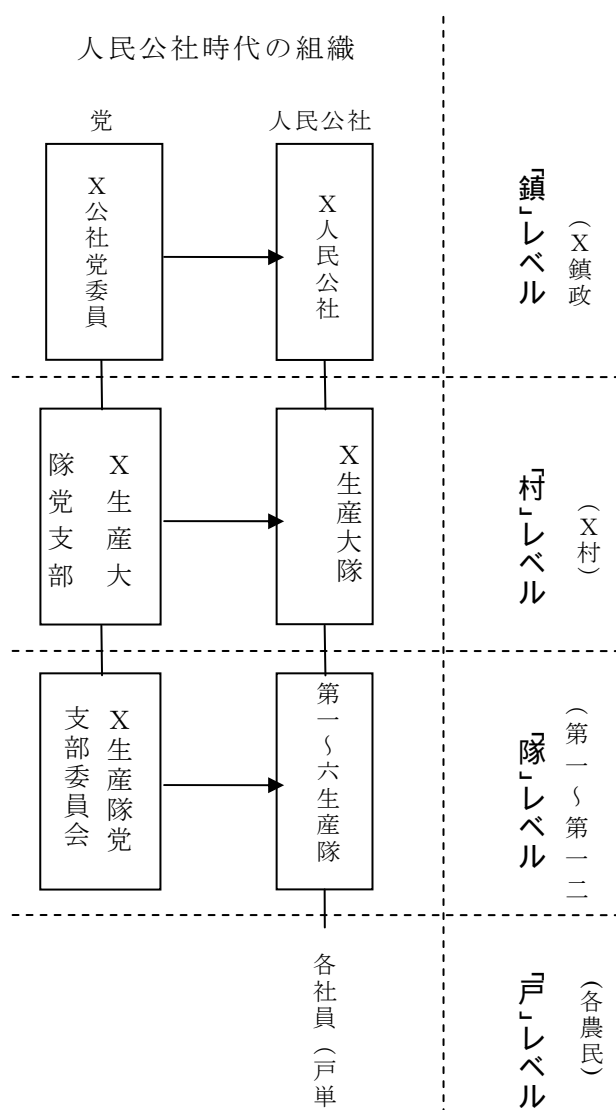
すでにみてきたように、中華人民共和国の建国以来、中国では社会主義国家の建設に向けて、農地の集体所有や人民公社制度を確立することによって、計画経済システムづくりに邁進してきた。人民は「私」を捨て、国家という「公」のもとで一体化することが要請され、農村住民の幸せも都市住民の幸せも、すべては国家計画に基づいて達成されるべきものと考えられてきた。

しかし 1970 年代末になると、こうした考え方に変化が現れる。1980 年代に本格的に導入された生産責任制は、農地の配分そのものは国家の指示に基づいて集体が行うものの、いったん農地が配分されれば、農民は自らの意思によって農地を耕作し、自立した生活単位として扱われることになった。こうして、都市住民も農民もともに自己利益の追求を当然のものと考えられるようになった。『物権法』の制定は、土地を含む私有財産の保有を認めた点で、以上のような「私」を重視する傾向を国家が公認したものと解することができるだろう。

ところが、「私」の尊重は同時に、国家の保護から離れて、農民の自己責任を認めることにつながる。すると、かつて人民と国家とを一体に考えてきた際には問題とならなかった、農民と国家との間の対話が必要になってきたのである。人民公社の時代には、国家の号令一つで農民の生活を変えることができると考えられてきた。しかし、国家計画と農民の生活との間に齟齬が生じかねない現在では、この両者を

調停するための対話が、政策上も、また実際の生活上も必要不可欠となったのである。

そこで本稿では、2000年以後にとりわけ深刻化した三農問題（農業、農村、農民の問題）を解決するために打ち出された新農村建設政策を事例に、新政策の実施によって直接農民の生活向上を企図する行政と、自らの生活向上を訴える農民との間にどのような齟齬が生じ、またどのように対話を図ろうとしてきたのかについて考察していく。そのうえで、西欧近代とは異なる歴史を有する中国において、今後人民と国家（行政）との対話が成立するための装置（組織）とはいかなるものでありうるかについて、若干の提言を試みたい。



図一 1 集体所有体制下の国家と農民

注 矢印は政治権力の上下を表している

出典：佐藤（1964：51）、聶（1992：187）をもとに筆者作成

4. 中国農村における「私」の伸長と新農村政策

事例の考察に入る前に、ここでは中国における「私」と「公」とが、制度的にどのように規定されてきたのかを中心に、概説しておきたい。

4.1 集体所有体制下の農民と国家

1950年代から70年代末にかけて、中国では集体所有体制⁽²⁾と人民公社を通じて、人民と国家との一体化政策が進められてきた。本稿の考察の鍵概念である集体も、この集体所有体制を源としている。

集体所有体制とは、貧富を生み出す根源である土地の私的所有・利用を否定して、人民公社や、その指導下の政府機関である集体に土地を集約することを意味する。人民公社は「政、社合一」（農業経営だけでなく行政事務を併せて行う）の組織であり（聂莉莉，185）、指導的・中核的役割は共産党が担い、個々の農民は人民公社の下部組織である村集体などに編入された。こうして各農民は集体から生活保障を受けるのと引き換えに、私的利益の追求を最小限に抑えられたのである。

1962年以後、人民公社には下部組織として生産大隊、生産隊（小隊）が設けられ、生産隊を基本とする体制に変化した（図1を参照）。その際、生産大隊（所によっては生産隊）はかつての村落を基礎としたものであったため、広範な地縁結合を温存することになった（祁建民，2006：200；潘宏立，2002：81）。こうして人民公社が定着した1960年代当時においても、集体所有体制に基づいて個々の農家の「私」を消滅させ、すべて「公」に集約させる「理想型」（佐藤慎一郎，1964：108）は、完全に実現されることはなかったのである。むしろ、中国東北地方の民俗誌である『劉堡』に描かれているように、「公」と「私」の矛盾は人民公社経営の根底を成していた。集体所有体制は村の幹部に権力を集中させることになり、国家との対話ルートは独占され、幹部の宗族⁽³⁾や親族の「私利」を膨らませる結果に陥りがちであった（聂，1992）。そのことから今日でも、研究者の間では、人民公社時代の生産単位に村の人間関係が強く反映されていたことを表現するために、生産大隊を村集体、村社集体と呼ぶことがある。

4.2 改革開放後の人民・国家の分化と新農村建設政策の実施

1970年代末から80年代のはじめにかけて、人民公社の解体によって人民と国家

との制度的一体化に亀裂が生じた。なかでも生産責任制の導入は、集体所有を温存しつつも、国家の指示ではなく、農民自身の意思に従って自らの生活を組み立てることができるようになったという意味で、それまでの国家＝集体依存の体質を根本的に改めるものであった。2003年に実施された『農村土地請負法（土地承包法律）』でも、農地の集体所有という原則に変更はなかったものの、各農民の保持する土地への自由度はさらに増すことになった。すなわち、それまで原則として移動が認められていなかった土地請負経営権を、この法律の制定によって、下請負や賃貸、交換、譲渡などに出すことができるようになったのである。こうしたことを背景に、集体経済を残した一部の農村を除くと、中国の大多数の村において村集体、村社集体は死語になりかけたのである⁽⁴⁾。

ところが、2006年に始まる新農村建設政策において、集体は新たな役割を求められるようになったのである。その背景には、中国農民の深刻な貧困問題があった⁽⁵⁾。農家の相対的貧困をはじめとする三農問題（農民の低収入と貧富の拡大、農村近代化の立ち遅れ、農業の低生産性の問題）は、現在では国家の安全を脅かす問題と認識されるようになってきている。そこで中国政府は、これまでの経済成長による国力の蓄積を踏まえて、三農問題の解決に乗り出した。その代表例が、2006年に始まった新農村建設政策である。

新農村建設政策の正式名称は「**建设社会主义新农村**（社会主義の新農村を建設する）」である。これは従来の都市偏重政策を転換して、「**以工促农、以城带乡**（工業によって農業を促進させ、都市によって農村の発展を引っ張る）」という新しい政策理念を掲げ、「**生产发展、生活宽裕、乡风文明、村容整洁、管理民主**（生産を發展させ、生活にゆとりをもたせ、気風を文明的にし、村の容姿（様子）を整え、管理を民主化する）」という五つの目標の達成を求めている。

こうした大きな理念を掲げて、それを全国で実施していくというスタイル自体は、従来から変化は見られない。しかし新農村建設では、これまでの政策実施とは少々異なった方法が求められているのである。『城郷企画法』に基づき、新農村建設における村の位置づけについて積極的に発言する中国住房兼城郷建設部副部長の仇保興は、新農村建設政策について次のように述べている（2005年12月）。「…**我们这次村庄整治、应该是村民自主、自愿、自立、自我组织、自我觉悟、自我改造的过程**（今回の新農村建設は、村の農家が自主的に、自ら進んで、自立して、自己を組織

化し、自らの覚悟で、自己を改造する一つのプロセスでもある)」⁽⁶⁾。

このことから分かるように、新農村建設政策の実施にあたって中国政府は、行政主導という従来の「上から下への回路」だけでなく、農家の「自主・自立」や「自己組織化」を前提とした「下から上への回路」も必要であると認識しているのである。

そこで以下では、新農村建設政策の実施において、「下から上への回路」がいかにすれば達成できるのかについて言及してきた主要な研究者を取り上げ、それらを批判的に検討しながら、国家と農民との対話条件に絞って考察していく。その上で、すでにモデル的に政策が実施されている天津近郊の農村の事例を踏まえて、本稿の分析視角を示していきたい。

4.3. 先行研究と本章の分析視角

4.3.1 農民と国家との対話条件その1 農民による政策への参与⁽⁷⁾

新農村建設では「下から上への回路」が重要であるとされている。しかしこうした掛け声にもかかわらず、実際には当の農家の声は政策過程に登場していない。このことを問題視した葉敬忠（2006）は、2006年2月から9月にかけて実際に新農村建設が行われている4つの省（河北省、湖南省、江蘇省、甘肅省）の農村を訪れ、のべ480名の農民にアンケートとインタビューを実施し、農民が新農村建設をどのように捉えているのかについて調査した。

そこで明らかになったのは、同じ新農村建設といっても対象地域は多様であり、農家の新農村建設に対する認識や要求も、例えば発展の進む江蘇省と遅れている甘肅省では大きな違いがあった。ところが新農村建設の実施にあたっては、政策担当者のパターンリズムによって、画一的に計画が実行されていた（黄漢権，2006）。このような結果にもとづいて葉は、新農村建設への農民の「参与」の重要性を訴えた。葉は新農村建設を、農民を含む多元的な行為者が相互に影響を与えながら目的に向かっていくプロセスとして捉えるべきであると主張した。そして農民や行政をはじめとする利害関係のある諸アクターが、持続的に対話すること（Participation Problem-solving-oriented Action-oriented Continuous Process、簡略してPPACP）⁽⁸⁾の必要性を訴えたのである（葉，2006：269-282）。

葉の示したPPACPモデルは、欧米における市民参加理念の中国への適用と考え

ることができるだろう。しかしこの場合、欧米とは人間関係も政治状況も異なる中国において、具体的な対話のプログラムをどう組み立てるべきであるかについては、必ずしも明瞭に示されていない。そのため、人民公社以来の長い「公」偏重の歴史をもつ中国において、農民諸個人の「私」が押しつぶされずにどのような参加が可能であるのかについては未知数であるといわざるを得ないだろう。

4.3.2 農民と国家との対話条件その2 - 宗族など既存組織による政策への参与

一方、個々の農民ではなく、宗族や集体などの既存集団に注目する研究群がある。例えば、折曉葉などの農村社会学者は、改革解放以後も集体経済が解体しなかった村や、または一旦解体を経て後に再び集体が再組織され、工業化によって財政基盤が億元以上に伸長した「超級村落」(スーパー村落)の事例を取り上げている(折・陳嬰嬰, 2000)。折らは農村が工業化を経ることで確固とした集体基盤を形成した「新型的村集体合作体系」に、農民と国家を媒介する新たな領域への可能性を見出している。

また、改革開放後の福建省における宗族組織の台頭に注目した潘宏立は、交通事故の処理などを事例に、現在の国家と社会との関係においても宗族組織が重要な役割を果たしうることを示した(潘, 2002)。

しかし、宗族や集体といった既存組織に依存した対話では、さきの『劉堡』にも見られたように、政策上の意思決定にあたって特定宗族の「私利」だけを膨張させてしまう危険性がある。つまり、宗族や集体を介して国家との対話が成り立ったとしても、一部の利害だけが意思決定に反映されるだけで、他の多くの農民は国家と対話するルートが遮断されてしまいかねないのである。

4.3.3 農民と国家との対話条件その3 - 農民による新たな組織化

以上のような既存組織と一線を画して、新たな精神にもとづく農民の組織化を提唱した例として、三農問題の専門家である温鉄軍の研究をあげることができる。

温(2006)は、1920年代の知識人・活動家である晏阳初の実践の地、河北省定翟城村に自らも拠点を置き、有機農業や減農薬農業などの生態農業を進める一方で、「組織化精神」を農民に教えるための学校を設立した。そこで温は、農村女性や老人に対して、伝統的な宗族とは一線を画した共通の精神に基づく協同組織づくりを

呼びかけた（温，2006；潘家恩，2006など）。その一方で、個々の農家が組織化する場合には、従来の行政単位である村も重要であると述べている。ただしその場合の強調点は、村が文化・社会などのすべての側面において協同が展開されてきたという歴史に向けられている。そのため、行政村を単位とする現在の村民委員会は、行政指導の色あいが濃いとして、農民による市民的な自治組織へと改編すべきであるという（何慧麗・温，2008）。

また、生態農業などを通じて市場経済の力を最大限利用することを主張する温とは異なっているが、賀雪峰も消費文化を相対化できる「農村らしい文化」に力点を置いた新たな組織づくりを提唱している。賀は、農村に広く見られる金銭を介さない相互扶助行為に注目し、伝統文化の媒体である宗族、村社集体などの再興に、原子化した農民たちの繋がりの可能性を見る。ここで賀が注目した村社集体とは、集体経済という人民公社時代の経済基盤に期待を寄せたものではなく、各々の村人を規制する規範的な力に可能性を見出したのである（賀，2006a；賀，2006b）⁽⁹⁾。

既存の組織から脱皮する新たな農民組織によって、国家との対話を成立させようとする温鉄軍、賀雪峰らの主張は明快である。しかし懸念がないわけではない。温鉄軍、賀雪峰らが指導・実践する新たな農民組織の形成は、当然ながら研究者である温や賀らの指針や理念に従った農民たちが中心になって組織化を果たすことになる。しかし、たとえ温や賀らが農民の代弁者だと自らを考えたとしても、当の農民たち自身が実際にどのような組織をもって国家との対話を成り立たせようとしているのかについては、農民自身の視点からは見えなくなってしまうのである。

4.3.4 本稿の分析視角

そこで本稿では、以上の先行研究を参考にしつつも、実際に新農村建設にあたって直接生活改変をこうむった農民たちが、具体的に行政に対してどのように考え、行動したのかをもとに、農民と国家との対話の条件について考えていきたい。とりわけ新農村建設によって国家との直接対話を迫られた当の農民たちが、「社会的な中間集団の空白」（田中重好，2006：38）を前に、どのような組織化をもって乗り越えようとしたのかに考察の重点を置いていく。そのことを通じて、農民自らが自主・自立のために必要としている制度や仕組み、「公」の姿とはいかなるものかが見えて

くるだろう。

このような本稿の視点から農民と国家との対話条件を探ることができれば、政策参与という「下から上への回路」に力点を移しつつある現在の中国において、実効性のある制度設計に何らかの示唆を提供できると思われる。

5. X村における新農村建設の展開

5.1 X村の概要⁽¹⁰⁾

X村は天津市の西北、北京市の東南に位置し、直線距離で天津市内まで約35km、北京市内まで約70kmである(図2を参照)。人口は2120人、戸数は866戸となっている(2007年3月現在)⁽¹¹⁾。村の長老によると、X村の歴史は唐代(618~907)にまで遡ることができるという。1970年代の文化大革命まで、北宋時代に作られた村の名前に因む寺院が存在しており、仏教の祝日には周辺の村人もX村に集まってきた。寺前には定期市も開かれ、現在でも旧暦1、3、6、8に当たる日には図2の商店街を中心に市が開かれ、多くの人で賑わっている。

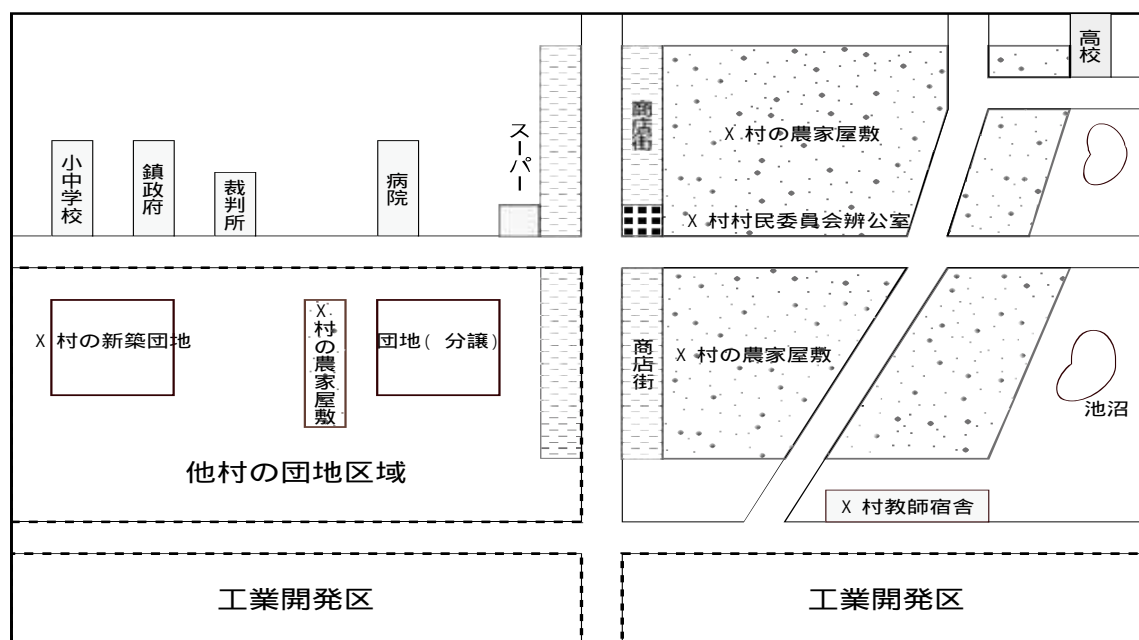


図-2 X村の位置と概略図

X村の人びとの多くは農業に携わっている。ところが、1人あたりの農地は1ム(土

地面積の単位を指す、約 6.67 アール) 程度にすぎず、食べるのにやっとで、収穫だけでは子供の教育費用などは賄いきれない。そこでX村の農家では「女が内、男が外」、つまり女性が家で子供と年寄りの世話をし、男性が建設業や井戸作りなどの出稼ぎに行くのは一般的である。村人の話では、男性一人が建設業で一年間フルに働いて、収入は平均 1 万元だという。しかし実際には一年中携わることはできないため、1 人あたりの年間平均収入は約 3000~4000 元（日本円で約 5 万から 6 万円）である。これは、2005 年における天津市内の農家の平均収入 7202 元と比較すると、決して多いとはいえない⁽¹²⁾。

5.2 X村で展開される新農村建設の内実

このような決して豊かとはいえない X村が新農村建設の実験地に選ばれたのには、以下のような背景がある。まず挙げられるのは、X村が周辺 54 ケ村を管轄する鎮政府の所在地であったことである。X村は 1962 年に人民公社制度が実施されてから、周辺の村の生産と分配を、X村にある人民公社で集中的に行ってきた。その後、1981 年の改革開放政策によって人民公社が解散した後も、人民公社時代に作られた役所、裁判所などの行政機関は現在もそのまま使われている。また X村内には幼稚園、小中高校のような教育施設、病院、スーパーなどもあり、周辺の村々から見ると、鎮政府がある X村はこの地域の中心地と考えられているのである(図 2 を参照)。



写真 1-1 農家屋敷が取り壊されているところ(2008 年 2 月)

加えて X村には、1980 年代から 1990 年代の前半までは、鎮政府主導で作られた 8 つの郷鎮企業が立地し、周辺の村々を含む経済圏の中心にもなっていた。この時期の X村は、周囲の村々から通勤する人たちで毎日賑わっていたのである。

ところが、1990年代後半になると、これらの工場が次々に倒産し、2008年現在、村にあるのはコンクリート工場1つだけになってしまった。それでもX村はかつての繁栄の歴史が評価され、天津市の新農村建設の実験地に選ばれたのである（具体的な経過は表1のとおり）。

表一 1 X村における新農村建設の展開

年度	出来事
2004	X村では家を新築する際、行政から敷地の許可が下りなくなった。このことから新農村建設が実施されることが噂されるようになる。
2006. 3	新農村建設がX村で行われることが正式決定された。
2006. 4	鎮政府と村行政が各農家に対して屋敷面積などを提出させるようになった。同時に団地建設地に農地を持つ農家と交渉が開始された。
2006. 5	屋敷地と団地とを交換する契約書に8割の農家がサインした。
2006. 7	行政は失地農家に補償金を支払い、農地の整理を促した。
2006. 8	行政の指導により、収穫を1か月後に控えたトウモロコシ畑の整理が半ば強制的に実施された。
2006. 11	団地建設が開始される。
2007. 11. 12	団地への移住に向けて第1回目の抽選が行われ、100戸ほどの入居が決定された。
2007. 11. 13	C氏ら失地農民2名が区政府へ陳情を行う。
2007. 12. 13	C氏ら失地農民7名が2回目の陳情を行う。
2007. 12. 17	C氏ら失地農民7人が3回目の陳情を行う。
2007. 12. 24	C氏ら失地農民7人が4回目の陳情を行う。
2008. 2	2回目の抽選が行われ、さらに400戸ほどの入居が決定された。
2008. 3	3月末までに屋敷地を整理して団地に引っ越す家に対して、一人あたり1000元を支給すると行政が通知。
2008. 8	X村に残った農家はこの時点において約190軒。団地移住にサインしていない40軒がこの時点でも生活を続ける。屋敷地整理後はゴミ捨て場と化しており、暮らし続ける40軒の農家は、水や電気の供給に支障ある生活を強いられる。

鎮政府主導で進められている新農村建設の正式名称は「**城乡建設用地増減挂钩试点**（小城镇建設用地増加と農地減少ゼロ実験地）」である。具体的なプロセスは、まず推進主体の鎮政府が国土資源部に対して、一定面積の農地を団地開発に転用できるように申請する。この団地開発用地は、後に団地に移住することになる農家の屋敷地から捻出する計画になっている。申請が受理されると、次に農民たちを団地に移住させる。その後、移住農家の屋敷地を整理して、団地建設に使用した分の土地を農地に戻し、さらに余った分を工業用地として利用する。予定通りに工場誘致が果たされれば、村の余剰労働力が吸収されるだけでなく、農地を手放す農家も増え、その結果土地が集約され大規模農地を保有する農家が成立するという計画なのである。こうして、農家の屋敷地から工業用の土地を調達することで、農地・資本・労働者などの資源を効率的に再配置できるだけでなく、農村を都市化し、農家の大規模化や工場労働者への転身を一気に果たすことができるとされている。このように新農村建設計画は、X村と周辺の7つの村を組み込んだ一大プロジェクトなのである⁽¹³⁾。

図2は2008年現在のX村の土地利用の状況である。将来的には、屋敷地に入っている高校も整理の対象となっている。「他村の団地区域」とは、周辺7カ村のために用意された団地建設用地のことである。X村を含む7つの村の屋敷地の総面積は1500ムであるが、団地建設に必要な土地は460ムであるため、1000ム以上の土地を工業用地にできると行政では試算している。計画通りにいけば、X村を含む8つの村の住民は、鎮政府などの公共施設周辺の団地に住むことになるのである。

以上のように、X村の新農村建設において農民と行政との対話は、推進主体である鎮政府が国家資源部から開発



写真 1-2 ゴミの捨て場となった村の中(2008年2月)

許可のおりた団地建設用地を農家から調達するときに始まる。ところが鎮政府は推進主体であるが、通常は行政村の支持を得てからしか農民と交渉を始めることはできない。そこで以下では、X村の行政組織に注目し、新農村建設における村行政の役割を確認しておきたい。

5.3 X村行政における既存権力

X村は、百姓村と言われるほどの雑姓村である。人民公社が活躍していた頃には20年以上にわたり、村の実権を劉（仮名）宗族の者が握っていた。人民公社解体後も、劉党書記は自分の弟の息子に書記を任せ、今日においても2代目が村政治の実権を握っている。しかしすでに述べたように、改革開放後は村集体の相対的地位が低下し、村人は家経営と生活向上に専心したので、村の政治にはさほど関心を示さなくなった。現在、X村の村民委員会も党支部の指導の下に運営されている。

新農村建設計画が持ち上がってからは、村行政が一部の村民に呼びかける形で、村人による「政策参与」が行われた。しかし、参与できたのは村行政から声がかかった一部の者に限られ、しかも彼らは村行政による新農村建設の説明を一方的に聞いただけで、帰りには一人10元の謝礼が支払われたのだった。会議に参加できなかった大多数の村人は、それら一部の者から洩れ聞こえてきた噂で計画の内容を知



写真 1-3 鎮政府の前で団地の分譲の籤引きを待つ村人(2008年2月)

り、しかもその内容は「タダで団地に住める」という聞こえの良い情報ばかりだったのである。

その後、村行政は鎮政府に押され、すばやく行動に出た。鎮政府と村行政の担当者3名は、まだ朝早いうちに村内の農家を一軒

一軒訪ね、説得交渉に出たのである。それぞれの農家は他の農家の状況を把握する間も与えられず、「隣はすでに契約書にサインした」という行政の説明に対してなす術もなかった。それでも中には、すぐにサインに応じようとしないうちもあった。そのような場合には、鎮政府と村行政は、その家と同じ宗族にある者など関係のある人を探し出して説得に行かせたのである。こうした作戦は功を奏し、交渉はほぼ計画通りに進んだのである。

このように、X村で人民公社当時から続く既存権力の集中は、新農村建設の推進を促した。しかし目を農民側に向けると、新農村建設政策によって、生存基盤である農地を失いながらも、それに相当する補償金を貰えない者もかなりの数にのぼっていた。そこでこれら農民たちは、自分の生活をかけて、行政との対話に入らざるを得なくなったのである。そこで以下では、これら農民たちが行政とどのような形で対話を行なったのかを、3つのパターンに分けて見ていきたい。

6 . X村における農民と行政との対話のパターン

6.1 対話のパターン 自己否定型

鎮政府は農地を徴収するにあたって、農家側の抵抗を和らげるために、農地請負の権利のうち残存期間の22年分（この地域では1998年に国との請負契約を30年に設定）を、1ム当たり8800元（1年あたり400元を22年分一括にして支給）で買収する条件を提示した。さらに、団地や工業用地として農地を提供する農家に対しては、工業区での仕事の提供を約束した。このような条件を前に、多くの農民が農地を手放していったのである。

しかし中には、なんらかの形で行政との対話を試みた農民もあった。たとえばA氏は、自分には農業以外にできることはないとして、鎮政府の提示する工場労働者という未来像を拒み、さらに対話を続けた。

A氏の抵抗は、実際には次のようなものであった。周辺農地の徴収が済んだ2007年になってからも、A氏は小麦の収穫後、そこにトウモロコシを植えた。ところがA氏がちょっと目を離している隙に、収穫直前のトウモロコシがトラックによって踏み倒されるという事件が起きたのである。都市計画区域で耕作し続けること自体が、団地建設の妨害活動ととらえられてしまった結果であった。A氏は鎮政府に抗

議したが、政府は責任を認めようとしなかった。しかし代わりに、農地を政府に提供すれば、1ムあたり1万元を加えて引き取るとA氏に持ちかけたのである。結局A氏はその金額を受領する代わりに、当該金額に相当する計画区域外の農地を手に入れることで、行政との対話から身を引いた。こうした態度によって、A氏の抵抗が補償金引き上げのためではなく、農業を続けるためであったことを内外に伝えようとしたのである。

A氏は自分の抵抗の正当性を、自分には農業しかできないという自己否定に求めた。このようなA氏の行政との対話パターンを、本稿では自己否定型と名づけておく。

6.2 対話のパターン 自己利益型

鎮政府は新農村建設のもう一つの目的である農地の効率的な利用を促進するため、農業を続ける農家の団地への移住を急ぐ必要があった。そこで鎮政府は2006年7月に、農家の屋敷地を移住先となる団地の分譲単位と直接交換する方針を打ち出した。農家の家屋や樹木などに対して、詳細な分類と共通の評価基準を用いて、移住先の団地のどの程度の広さに相当するのかを算出していった。また、団地暮らしに欠かせない管理費や暖房費などについては、村行政が前者については最初の10年間、後者については5年間分を、村の共有財産で賄うと約束した。このような行政



写真 1-4 取り壊された農家屋敷の廃墟にともろこし畑
(2008年7月)

が示した「タダで団地に暮らす」という未来像に接して、多くの農家が移住に応じていったのである。

ところが、農家にとって屋敷地は、行政の認識する家屋である以上に、養豚の場などの多様な機能をもって

いた。そのため、行政の打ち出した評価基準に従うと、多くの損失を被る農家も出てきた。たとえば B 氏は母屋の一部を簡易旅館に変えることで、これまで現金収入を得てきた。そのため屋敷地を単に家屋としてのみ評価する行政のやり方は受け入れがたいものであったのである。

そこで B 氏は、行政提案に応じない姿勢をとった。それに対して鎮政府は、B 氏の母屋が通常より大きいことから、2 軒分の分譲面積を提供することで和解を試みた。この新しい条件提示によって B 氏は満足し、契約にサインしたのである。

この B 氏のような、個人利益の追求による対話のパターンを、ここでは自己利益型と名づけておく。

6.3 対話のパターン 共通利益型

団地建設によって農地を失った農民たちは、2007 年に入ってから物価の上昇で、支払われる補償金だけでは、毎日の食事さえ満足に賄うことができない状況に直面することになった。かつては小麦とトウモロコシの二毛作で食事に困らなかった農民たちは、次第に行政から支給される補償額の正当性に疑問を感じはじめたのである。

そこで、失地農民たちは 4 回に分けて行政に陳情し、1 ムあたり 400 元という補償額が何をもって決められたのかについて説明を求めたのである。C 氏のほか失地農民 2 名は、2007 年 11 月 13 日に武清区政府土地管理局を訪ね、この件を問いただしたところ、農地接收で実際に支払われていたのは、請負残存期間 22 年分を一括して 1 ム当たり 2 万元であったことが明らかになった。これは農民が実際に受け取った 8800 元の倍以上の額である。そしてこの農地補償金の処理方法の件については、区政府ではなく、新農村建設の直接の推進主体である鎮政府に陳情したほうがよいとアドバイスを受けた。さらに村集体から農地の再分配を受ける可能性について区政府に尋ねたところ、農地調整権限は本来隊集体がもっているもので、失地がすべて同一隊内の出来事であれば上位機関である村集体の指示で再配分される可能性はあるが、実際には同一隊内に収まっていないので村集体であっても再配分はできないだろうという答えであった。

これを受けて C 氏ら 7 名は、2007 年 12 月 13 日に今度は鎮政府に対して陳情を行い、その際に農地補償金の一部が村の共有財産に充てられている事実を知った。

農家の同意がないままこうした措置をとった行政のやり方に対して、失地農民たちは怒りを感じ、3回目の陳情に踏み切ったのである。

2007年12月17日に、C氏ら失地農民は再度鎮政府に集まり、3つの事項について説明を求めた。第一は、生活費の一部が同意なしに取り上げられた理由と、支給された400元の積算根拠についてである。第二は、農業戸籍であるにもかかわらず20年以上にわたって農地の配分を受けていない人の処遇についてである。そして第三は、団地分譲の条件についてである。具体的には、X村に農業戸籍がある農家のうち、18歳以上の若者がおり、かつ三世同居の場合には、分譲面積を1軒分増やすことが規定されている。しかし、この規定が発効した2006年4月21日の時点以後に18歳になる子供が同居していた場合どうなるのかは規定されていなかった。この点の対応を求めたのである。このようにして失地農民たちは、行政施策に対して修正を加えようとしたのである。それに対して鎮政府は、担当者が不在であるとして門前払いにしたのである。

そこで失地農家らは2007年12月14日に4回目の陳情を行った。この失地農家の陳情に対して、鎮政府の回答は、村人全員の団地移住が終了した時点で村行政から全額の補償金が支払われるというものだった。このように答えることによって、鎮政府はできるだけ早く失地農家に対話の席から下ろし、新農村建設を完成させようとしたのである。しかしこの回答は、失地農家にとって自らの提示する交渉条件に応えたものではなく、鎮政府が明確な回答を拒否したものと映ったのである。

その結果、陳情に乗り出した失地農民たちと行政との対話は、結局交差するところなく終わってしまった。この失地農民たちのように、共通の利益や問題を抱えた農民たちが団結して交渉する対話のパターンを、ここでは共通利益型と名づけておきたい。

6.4 三つの対話パターンと私的利益の追求

自己否定型、自己利益型、共通利益型のいずれもが、行政施策に対してなんらかの再考・修正を加えることを目指しているながら、2009年現在まで結局十分に目的を果たすことができなかったのは、いったいなぜなのであろうか。

まず自己否定型からみていきたい。この型で行政との対話を試みたA氏の場合、そもそも行政施策に問題があるというよりはむしろ、農民であるA氏の側に原因が

あるという認識に基づいた対話となっている。つまり本来は農民から轉身すべきなのであるが、自分にはその能力がないというところから対話が始まっていたのである。そのため、一見すると A 氏は鎮行政に対して抵抗という屈折した形で対話を促しているように見えるが、A 氏の視点から見れば、対話のベクトルは常に自分自身に向かってしまっていたのである。こうして、行政のやり方に対して大きな衝撃を与える行動に出ているが、A 氏が行為を通して行政に与えた影響は、最小限に抑えられることになったのである。

それに対して自己利益型の場合は、政府側が農民に対して譲歩したように見える。たしかに B 氏は、交渉の結果、分譲単位 1 軒分（金銭に換算すると約 10 万元）を獲得することができた。ところが行政が譲歩したのは、政策内容の変更ではなくて、B 氏個人に対して適用してきた家屋評価を一方向的に行政側の都合で変更したにすぎないのである。家屋の一部を簡易旅館にして現金収入を得てきた B 氏のように、家屋敷を様々な用途に使用しながら生計を立ててきた農家は他にも多かった。にもかかわらず、行政側はたまたま B 氏の母屋が広がった部分のみを評価し、他の用途については評価に算入しなかったのである。このように、B 氏個人は結果として大金を得たが、B 氏の動きが政策基準それ自体の変更を促すことはなく、他の村人は B 氏と同じ悩みを抱えつつも、基準の再考を促すことができないままになってしまった。

B 氏のほかにも政策の根本に不満を持ち、鎮政府との交渉に乗り出した農民は存在する。しかし結果的に交渉がある程度の成功を収めた場合でも、個々の農民は私的利益（の一部）を満足させることに終わり、新農村建設にもとづく農村都市化という行政の政策内容そのものに修正を加えることはできなかったのである。

このように、自己否定型や自己利益型で対話を図ってきた農民たちは、いずれも行政施策の根本に疑問を感じながらも、施策自体の内容を一部であっても修正することはできなかった。なぜならこれらの型で行政との対話を試みた場合、行政施策そのものの変更ではなく、交渉している農民の側を特殊事例として扱い、一方向的に行政側で個人的な便宜を与えることが可能になってしまうからである。こうして行政側は自らは痛みを伴うことなく問題を処理できたのである。しかし、共通利益型で交渉した場合はそうした問題の個別化による解決は困難である。それではどのような対話の条件が農民側の目的達成を困難にしてきたのであろうか。以下では、共

通利益を掲げて陳情を繰り返してきたその過程にみられる変化に注目しながら、対話の条件について考察していきたい。

7. 個別利益の集合体から全体利益の代表へ

7.1 共通利益型対話の失敗要因

四回の陳情を事実上リードしてきたC氏⁽¹⁴⁾によれば、陳情が失敗した原因は、失地農家が集体という単位で固まって陳情できなかつたことにあるという。改革開放以前、X村では他の村と同様に、村が音頭をとって、村の下部組織である隊（人民公社が機能している段階では「生産隊」）が5年ないし10年ごとに、隊内の農地調整（例：隊を出た者の農地を農業戸籍を持つ他の者に再配分するなど）を行ってきた。その意味で、実質的に866戸で構成されるX村に住む人びとの農地をめぐる利害調整は隊集体を通じて行われてきたのである。

ところが改革開放以後の1981年にX村内の全12隊のうち2つの隊において、隊の示した農地再配分案に対して全農家から同意を得ることができず、結局農地調整自体が不調に終わってしまった。そのためこの2つの隊では、農業戸籍から離脱した者の農地使用权が保存された一方で、農業戸籍を持っていながら農地の配分を受けられない者が出てしまうことになった。その背景には、商業などへの転身を図って離農する農民の増大がある。改革開放政策の進展によって、離農した者の中には、他の農民に農地を賃貸することで利益を得る者があつた。しかし、これら農地を必要としなくなった者の集体への位置づけについては、（隊はもちろん、さらに上位の村集体であっても）集体内で十分に議題とすることはなかつた。こうして2つの隊では、集体の要であつた農地の共有そのものが、一部のメンバーによる農地使用权の私的行使によって、事実上崩壊してしまつたのである。それに対して、上位組織である村も口を挟むことができなかった。

さらに1998年に入ると、農地請負が個々の農民に対して30年間固定されることになり、これまで調整を行ってきた他の隊も1993年を最後に調整しなくなった。こうして集体の農地調整機能は制度上も停止されることになつたのである。

以上のように隊集体は事実上機能不全に陥っているにもかかわらず、あくまでも隊内の農地調整は隊が行うという建前だけは残っている。そのため、C氏らが行つ

た一回目の陳情で、失地農家に対して X 村内に農地の再配分を求めた際にも、陳情先の武清区からは、失地が一つの隊集体内での出来事であるかどうかを尋ねられたのである。政策的に失地した C 氏らの農地問題も、第一義的には隊集体で解決すべき問題とされてしまうからである。それに対して C 氏らは、自分が所属している第 12 隊では、全農家のうち 9 割以上が失地していると答えたが、そのことだけでは隊集体全体の意思ではないので、上位の集体である X 村に農地の再配分を求めることは難しいだろうと区政府は回答したのである。

区政府が対話の条件とした「隊集体全体の意思」を示すことは、隊集体が調整機能を喪失した現状においては、實際上不可能であった。しかし一方で、いくら失地農民が団結して行政との対話を試みても、それは個別利益の集合体としてしか扱われず、政策上の交渉相手となる条件を備えていないとされてしまう。また個別農民が別々に対話を試みても、先にみたように自己否定型や自己利益型のいずれかに陥ってしまい、行政施策の中身について交渉することはできないのである。

ところで、実質的に失効している隊集体を、区行政が代表性あるものとして提示し、さらに農民側もまた交渉主体として受け入れてしまうのはいったいなぜであろうか。それは隊集体が、農民と行政とが対話する場合に、人民公社当時から一貫して国家によって認められた唯一の公式対話ルートだったからである。どんなに農民が私的利益を凶るといっても、それは所詮国家から授権された農地請負権の範囲にすぎず、その請負権を調整する機能は形式的には今もなお集体の権限であるからである。

では、隊集体が機能不全に陥っていることを理由に、上位の X 村集体に対して農地調整を行うよう対話を試みる可能性はないのであろうか。この点に関して、C 氏は否定的な見解を示した。なぜならば、形式的には隊集体の意思として X 村集体に農地調整を依頼する形になるが、隊集体の意思を一つにまとめることが現状においてはほとんど不可能であり（隊を離れて都市で暮す者が相当数存在する）、また村は劉宗族中心に動かされており、劉宗族や村幹部の人間関係ネットワークに入る余地のない失地農家にとっては、そもそも対話ルートを確保すること自体が困難だからである。

そこで失地農民たちは、対話可能な「集体」⁽¹⁵⁾の再編に乗り出すことにしたのである。

7.2 村人の政府参与に向けて 「集体」の再編へ

X村で暮らす農民D氏は、2003年に隣村から引き受けたビニール花作りの仕事を、近隣の農民に分けながらはじめた。現在では失地農家のB氏、C氏をはじめとして20軒以上がD氏から仕事の配分を受けている。一日10元の稼ぎでも、生活基盤であった農地を失っ



写真 1-5 ビニール花づくりによる生活自助(2008年2月)

てからというもの、農家にとってはこれが唯一の収入源である場合も多く、生活に不可欠なものになっているのである。

こうしたビニール花作りに携っている農民は、口々にD氏の行っていることが実質的に集体の役割を肩代わりしているという。ここでいう集体の役割とは、生活保



写真 1-6 ビニール花づくりによる生活自助(2008年7月)

障機能のことを指している。かつて隊集体は農地調整を定期的に行うことで、個々の農家の事情に配慮しつつ、全体利益の向上に寄与してきた。D氏によるビニール花作りの仕事は、こうした個々の農家の事情に配慮した生活保障的な機能を果たしているというのであ

る。同様にX村内で絨毯や鉄製玩具を製作している個人企業も、かつての集団と同じ役割を果たしていると村人たちは考えているのである。

ところが、個人企業体に見られるこれらの取り組みでは、かつて隊集団が持っていた機能の一部を代替しているとはいえ、行政と対話するための社会的な中間集団になることはできない。そこでX村の農民たちは、行政単位であるX村に対して、本来「集団」が持つべき機能を具備するよう動き出したのである。

まず行動したのは失地農民たちであった。先に述べたように、C氏らは鎮政府への陳情の際に、補償金以外に、村人共通の問題を2つ提示した。一つは20年以上にわたって農地の配分を受けていない農業戸籍を持つ農民への処遇であり、もう一つは子供が成長した際の分譲単位の増加についてであった。農地を必要としない農民から、必要とする農民へ回すことは、多くの農民にとって生活を成り立たせるための必要最低限の制度的保障を意味していた。また、団地の分譲単位の分配がある時点で固定されることは、村で持続的に暮らしていく仕組みが整備されていないことを示していた。これら持続的な生活保障は、隊であるか村であるかを問わず、「集団」が本来備えるべき機能であるとC氏らは考えたのである。団地への入居は、抽選によって部屋割がなされるため、これまでの近隣組織である隊は、制度上も実生活上も、すでに失われていた。そこでC氏らは、村人全体に共通する問題を提示することによって、行政との対話における正当性を求めるとともに、村全体に共通する課題を集約・調整できる「公＝集団」の本来的な機能をX村が持つべきであると訴えたのである。

つぎに動き出したのは、団地移住後もなお農業を続けようとした農民たちである。全体の8割が移住を果たした2008年の夏、団地移住後はじめての小麦



写真 1-7 X村の団地の中の一部(2008年7月)

収穫を終えた農民たちは、かつての家の庭先や村道などの公共空間に代えて、団地の空き地を見つけてそこを乾し場にした。しかし、その場所を“ガーデン”として管理している団地管理会社は、環境破壊であるとして許さなかったのである。だが、小麦は時期を待ってはくれない。そこで団地で暮らす農民たちは、管理会社の目をかいくぐってゲリラ的に小麦を乾さざるを得なかったのである。こうして団地農民たちは管理会社に勤める農民たちと対立することになってしまった。

以上の経験を経て団地農民たちは、この空き地が村の共有空間であり、利用する正当性があるとして、村に働きかけた。こうした動きに対して、村民委員会の委員でもある団地農民の一人が、管理会社の反対を押し切って団地の空き地で小麦を乾す行動に出たのである。それを受けて他の団地農民たちも、村が団地の空き地利用を公認したとして、小麦乾しなどを以後公然とするようになったのである。

以上の動きから、村人が「村集体」に何を求めているかを読み取ることができる。つまり、村人は「村集体」に対して村構成員に共通する生活需要を把握・調整する役割を求めると同時に、生活上における「公」の意見の集約を求めているのである。一次的集体である隊集体は団地に移住することで解体されたが、団地で暮らし続けていくには、単に「私」の集まりであっては達成できない生活上の共同が必要である。それを団地農民たちは個人企業体に一部機能を代替させながら、「隊」の上部組織である「村」に本来持つべき「集体」の機能を保持するよう再編を求めているのである。

しかし、現実のX村はそうした移住農民たちの意思を十分汲み取ることができずにいる。そこで農民たちは、現実の村そのものが動くことがなくても、あくまでも本来あるべき「村集体」であったならばどのように行為すべきであるのかのその姿を、間接的な形で行動によって示そうとしたのである。村の上位組織である鎮政府に対する陳情では、村共通の問題を訴えることによってそれを示そうとし、団地内の公共空間利用については、本来「村集体」が行うべき公認を先取りする形で、行動に移したのである。

8 . 結論

本稿では、新農村建設によって農村都市化が迫る天津市武清区X村の事例を中心に

に、国家（行政）と農民との対話の条件をさぐってきた。そこで明らかになったのは、農民が行政と対話し、政策の再考・修正を加えるには、個々の農民の意見・生活需要などを集約する「公」の組織としての「(村) 集体」の再編が必要であるということであった。

先行研究においても、「政府参与」の必要性を前提に、村社集体や行政村、さらには文化・経済単位として実際に機能している村集体といった農民組織に期待を寄せたものがあることはすでに述べたとおりである。

それに対して、本稿の事例が教えるのは、(隊・村などの) 集体という農民組織の实在そのものは、農民と国家とが施策上の対話を交すための必要条件ではあるが、そのことよりはむしろ、そうした組織が日々の生活において、個々の農民の生活需要を組み入れ、「公」の意見を集約できる組織として実際に機能しているかどうか、農民の視線に立った場合には重要であるということであった。

なぜならば、X村の場合のように、人民公社当時から村が一宗族の「私」の伸長の温床となり、共産党の求めた徹底した平等には到底及ばなかったという現実がある。このような場合、「集体」は形としては存在しているものの、農民たちの日々の生活において必要とされる機能（たとえば農地調整機能や生活保障機能）を十分果たすことができず、結果として農民と行政との対話を失敗に終わらせてしまうのである。

本稿の事例地において、失地農家や団地に移住した農民たちが求めた「集体」の再編とは、かつて人民公社の時代に個々の農民の自由意思を踏みにじってきた組織、あるいは農民を政治的にコントロールするための組織を温存することを意味しない。X村の新たな動きは、形式的に集体を作ることではなく、成員に共通する必要最低限の生活需要を把握・調整し、成員全体の生活要求を集約して「公」として表明できる組織を求めたものであった。それは皮肉なことに、新農村建設の過程で生活上の近隣組織が完全に解体された後に意識されたものであった。

ただし間違っはならないのは、ここでいう「公」を集約できる組織とは、温鉄軍、賀雪峰らの提案する宗族のしがらみから離れた市民組織とは位相が異なるものであるということである。温らが提示する新たな組織精神に基づく市民組織は、個別の利害を何らかの形で総和したものと考えることができよう。しかし、こうした組織を国家を含めた対話のルートとするためには、中国の現実を鑑みた場合、さら

に新たな架橋が必要となろう。一方でX村の農民たちが求めたのは、既存の集体を農民と国家とが実質的に対話できるようにするための再編なのであって、その必要となる中身が、農民生活を全体として保障する「公」を代表する組織への再編なのである。

「下から上への回路」を模索する中国において、今回の事例を通じてとくに強調しておきたいのは、農民の生活需要を調整する生活保障型組織である「(村) 集体」を育成することの必要性・重要性である。ここであえて集体という人民公社時代に使われた言葉を戦略的に使う理由は、国家と農民とが対話するのに、集体がこれまで公認されてきた唯一のルートであったという現実を指摘するためである。農民生活の必要・需要を集約する「公」の組織としての「集体」が、今日的な文脈において、生活保障機能を持つ組織としていかにリニューアルできるのかが、今後の「政策参与」の成否を決定づけるほどの重みを持つのではないだろうか。

逆にいえば中国においては、以上のような社会的な中間集団としての「集体」があってはじめて、農民生活に必要な需要とはなにかが把握できるのであって、そこから農民たちのための開発＝新農村建設が可能となるのではないだろうか。こうした手順を丁寧に踏んでいかない限り、新農村建設は今後もX村におけるようなひずみ、すなわち1980年代以来、農民たちの努力によって営々と築かれてきた「私」までもが、上意下達によって否定されるおそれがあるのである⁽¹⁶⁾。調査地農民からは次のような声が聞かれた。

「二十数年前、文化大革命が終わった。その後の改革開放によって、私たちはやっと自由を、自分の生活をよくしていく自由を手に入れたんだ。二十数年の努力を経て、やっと生活が良くなったと実感できたこの時期に、都市化計画が持ち上がった。また行政に縛られる日々が続くことになる。二十数年前のような陰気な時代に戻されてしまった気分で、辛くて耐えきれない」。(事例地X村の農家E氏 2008.2.21の聞き取り)

注

- (1)「礼」は儒教思想によって洗練されたもので、費孝通が簡単にまとめたように、「礼」は一種の生活規範あるが、実際の現実において、社会秩序の「克」・「約」の面において社会道徳より一層徹底している。(費孝通, 1998=2005: 43)

- (2) 集体所有は集団所有とも訳されている。集体、人民公社などについては**聂**（1992）、**祁**（2006）、**潘**（2002）を参照。
- (3) 父系出自集団のことを指す。同一の祖先から男系を通して出自を共通にするものの団体であり、同姓の親族によって構成される同姓集団である。宗族は普通その共同祖先を祭る祠堂または宗祠、その維持費用を賄うための祭田、宗族成員の互助のための義田、系譜や出自関係の諸記録を収載した族譜などがある。森岡清美ほか編（1993：910）を参照。
- (4) 農民による「私」の追求を許す国家の認識は、社会・経済面に見られるばかりではなく、政治面においても見られた。その一つのあらわれとして、村民自治組織である村民委員会の設置が促進されるようになったことを挙げる事ができる（南裕子，1995：28）。
- (5) 貧困を示す参考データとして、以下の表一2を参照。

表一2 1980年代からの中国における都市と農村住民の収入格差

年度		1980	1990	2000	2006
第一次産業の比率（%）		30.2	27.1	15.1	11.7
一人当たりの収入（元）	農村住民		686.3	2253.4	3587
	都市住民		1510.2	6280	11759
一人当たりの消費支出（元）	農村住民	178	560	1860	2848
	都市住民	489	1596	6850	10359
都市と農村住民消費水準の比率（%）	農村住民	1	1	1	1
	都市住民	2.7	2.9	3.7	3.6

（中国統計年鑑に基づく）

- (6) 仇保興副部長在全国村庄整治工作會議結束時的總結講話。

<http://www.cin.gov.cn/inXus/speech/2005120201>を参照。

- (7) 「参与」という中国語表記にこだわる理由は二つある。一つは、中国の研究者が用いる表記をそのまま利用していることを示すためである。もう一つは日本語に訳して「政策への参加」と表記する場合には、日本で盛んに議論された民主主義に基づく「市民参加」の議論をイメージさせてしまい、社会主義国家である中国の現状から離れてしまう可能性があると考えたからである。

- (8) PPACP は、葉が Bernd Jenssen (1998) から借用した言葉である (葉, 2006 : 280)。
- (9) 田原史起は、賀 (2003) の「原子化」の議論を受けて、「つながり」から「まとまり」、つまり組織化の必要性を訴えている (田原, 2008)。
- (10) 調査は 2008 年 1 月 28-31 日、2 月 19 日-3 月 5 日、および 7 月 15 日-22 日、2009 年 1 月 22 日に行われた。村行政と鎮政府に対して詳細な関係資料の提供を求めたが断られたため、X 村に関するデータの一部は、地元農家の語りに基づいて作成している。
- (11) 天津日報 : 2007 年 3 月 6 日、第 18 版による。
- (12) 天津日報 2006 年 4 月 26 日、第 1 版による。
- (13) 2008 年に新農村建設から 1 村が抜けることを鎮政府が正式に表明したため、2008 年 8 月時点では 7 村が施策の対象となっている (2008 年 8 月 8 日付け「21 世紀経済報道」による)。
- (14) C 氏は 40 代後半の女性である。20 年前に X 村に 5 キロ離れた村から嫁いできた。彼女が陳情に踏み切った直接の理由は、村の役人たちが新農村建設にあたって、個人的に特定の人物を優遇していることへの反発にあった。C 氏がこうした陳情に踏み出すことができた背景には、彼女が隣村から嫁いできた半ばよそ者であるということがある。同じ村人でありながら、村におけるしがらみを相対化する条件としては、ほかにもいくつかの要素を考えることが可能であるが、女性やよそ者であることなども、その重要な要素となりうるのである。
- (15) 本稿で「集体」と表記する場合は、ある地理的な広がりをもった実態概念としての集体ではなく、隊が実質的に解体された後に、村人たちが再編しようとしている生活保障機能をもった生活組織を指す言葉として限定的に用いている。
- (16) 本稿では、折 (2000)、首藤明和 (2001) らが注目してきた改革開放以来の村集合の多様性や、そのことに由来する農民と国家との交渉に見られる多様なルートについては言及していない。この点については、今後の研究課題としたい。

第二章 地域開発に対する村落生活秩序の再形成

－ 中国山東省新泰市 Y 村における廟再建を事例として －

1. 問題の設定

本章は、都市化計画によって 2020 年をもって村そのものの移転が迫っているにもかかわらず、廟建設に踏み切る村人の実践に着目する。そこでの本章の目的は、これらの村人がなぜ施策側である行政との対話を直接求めずに、一見不可解な廟建設を行なうのか、あるいは、地域開発において圧倒的な影響力をもつ行政を目の前に、当の農家がそのような一見屈折した実践を通して、何を主張しようとしているのか、について考察することである。

今日の中国では、農村を都市化する新農村建設をはじめ、行政主導の地域開発が経済発展の刺激剤として急ピッチで進められている。開発はその地域で暮らす住民にとって大きな生活条件の変化を意味する。ダム建設や環境保全などを理由に、遊牧から定住へと生活スタイルを変えざるを得なくなった事例も、中国各地から数多く報告されている。

このような水利や道路建設などの開発プロジェクトによって否応なく移住させられる地域住民のことを、施国慶をはじめとする研究者は、プロジェクト移民と名づけている（施ほか、2009a）。そこで施は、「辺境／後進地域」の住民が開発プロジェクトに従って移住すれば、プロジェクトの掲げる目的が達成できるだけでなく、貧困からも脱出できるとしている（施、2005）。

しかし、プロジェクトの多くは計画通りに進んでいないのが実状といえる。その原因について孟琳琳らは次のように指摘している。すなわち、それぞれのプロジェクトは「環境」と「経済発展」という相矛盾した目的を抱えていながら、国は具体的な施策を地域行政に押し付けている。そのため当該地域の住民は、地域経営をめざす地方行政や一部の企業から一方的な影響をこうむることになり、急激な生活条件の改変を迫ることになりやすいのだというのである（孟琳琳ほか、2004）。

だが、地域住民のほうも、生活条件の改変に対してただ一方的に翻弄されているだけではない。実際には移住を拒否したり、あるいはプロジェクト受入れに伴う損

失補償を行政に求める事例などが報告されている（す・え一，2003；包智明，2006など）。しかし、こうした住民側の動きがあるにもかかわらず、国家主導の開発を前に根本的な解決をもたらすことは難しいのが現実である。プロジェクト移民の研究者も、最終的には「社会体制の是正」や「住民参加の体制づくり」が重要であると指摘するにとどまっており、その具体的なプロジェクトの進め方についていまだ提案できずにいるのである。

そこで本稿では、村全体が開発プロジェクト対象地域となり、全住民の移住が予定される事態に遭遇した際に、移住の拒否や行政訴訟などではなく、村の廟を再建するという屈折した実践で対応した事例を取り上げる。事例地の山東省新泰市Y村は、開発プロジェクトに伴う道路建設によって村が分断されたために、交通事故による死者が増大していた。村人は交通事故を減らすために、信号設置などの安全対策を求めるのではなく、いったん廃止した廟を再建することでこの事態に対処しようとした。本稿では、村人がこのような廟建設という選択肢を選んだ経緯を考察することで、圧倒的な政治力を背景とした開発プロジェクトに対して、廟建設という実践によって村人が何を守ろうとし、そのことが結局村に何をもたらしたのかについて明らかにしていきたい。それを通して、プロジェクト移民という生活条件の変化に直面する地域住民の対応の社会的な意義を探っていく。

2．研究史と分析視角

事例分析に入る前に、外部の巨大開発の力によって急激な生活環境の変化をこうむった地域住民の対応について、これまでどのように議論されてきたのかを整理しておきたい。先行研究を開発に対する住民の捉え方にしたがって整理すると、大まかに二つの流れがあることがわかる。

一つめは、外部からの巨大開発に直面した地域住民を、開発圧力に翻弄される存在であると見なすものである。先にもとりあげた施国慶は、ダム建設プロジェクトの実施によって移民になった人びとの抱える問題に対しては、行政の生活保障政策の完備こそが問題解決のカギであると主張している（張春美ほか，2007；施ほか，2009bなど）。こうした見方は、加害・被害構造論からプロジェクト移民問題へアプローチする包智明らの研究にも同様にみられる。行政や「社会体制の是正」が問

題解決の前提であると主張する包の場合、当該地域の住民は結局のところ、プロジェクト推進側が用意した福祉施策に期待することしかできず、プロジェクトの目的である貧困の撲滅・環境保全などの施策の対象者としてのみ捉えられている。そのため、開発プロジェクトの進行によってどんなに地域の生活環境が悪化しても、行政側が何らかの対応を示すことがなければ、そのまま問題が放置されかねないことになる。

一方、こうした住民の捉え方とは異なるものとして、圧倒的な開発圧力の存在を認めながらも、暮らしの中でそれを相対化する工夫を蓄積してきた地域住民を意識的に捉えようとする研究群がある。先駆的な研究としては、ジェームス・スコットによるモーラル・エコノミー論が有名である（スコット，1976＝1999）。スコットは、生活環境の急激な改変を迫られた農民が、自身の生存維持戦略として「利潤の最大化よりも危険の最小化」という「安全第一」を志向する価値観によって対処していることを発見した。そして、農民が直面する生存リスクの程度は、巨大な力による剥奪が、農民の受け容れられる価値観の範囲内にあるかどうかに関わっているのだと指摘した。つまりスコットは、生存のリスクを軽減するために地域住民が生活のなかで行っている互酬性・交換などに注目することで、巨大な力に直面した際の地域住民の「倫理的な側面」を明らかにしたのである。

同じように、厳しい生存条件の中で、重層的な資源利用を通して生存・生活維持を図る住民に注目した菅豊は、生存リスクの軽減を図る住民の生活戦略を「在地社会におけるリスク回避システム」と考え、このことこそが今日の環境問題解決の糸口になるとしている（菅，2005）。リスク回避システムとは、複合的な生業実践と、共有資源を利用する際のルールなどの在地社会の暮らしの安定につながる生活実践のシステムのことである。この菅の提示した在地リスク回避システムとは、地域住民が巨大開発に対応する場合に、資源利用という側面から一つの回答を示したものであるということができる。

さらに、文化人類学者の松田素二は、植民地化に曝されている地域住民の日常実践に注目し、白人の価値・制度を換骨奪胎する彼らの実践を「抵抗」と名づけている（松田，1999）。例をいくつか挙げれば、徴兵から逃れるためにキリスト教に帰依することや、白人の世界と村の世界のダブルスタンダードを使い分けることによって村の倫理・価値観を保持すること、あるいは都会で生活する出稼ぎ者が相互講、

葬式講を形成することによって生活を組み立てることなどである。こうした実践は、地域住民が植民地化によってもたらされた生活の変化に応じつつ生き抜くための「反抗的な側面」である。巨大な力に向き合う地域住民の生活実践の可能性を考える本稿にとって、このような松田の指摘は参考になる。

しかし、これら後者の研究群であるスコット、菅、松田らの研究には“巨大な開発圧力に相對する生活者の実践を描く”という共通した問題関心があるため、当該住民の取り組みをやや性急に生活戦略として抽出しようとする傾向があるといえる。そのため、実際に地域住民が「生活の場においてどのように在りたいのか」という「存在問題」（植田今日子，2004：35）を見落としかねないのである⁽¹⁾。

そこで本稿では、プロジェクト移民の予備軍に組み込まれたY村の人びとが、開発計画の通知を受けたにもかかわらず、新たに廟再建に踏み切るという一見不可解な行為を分析することを通じて、Y村の住民が「生活の場においてどのように在りたいのか」を明らかにしていく。

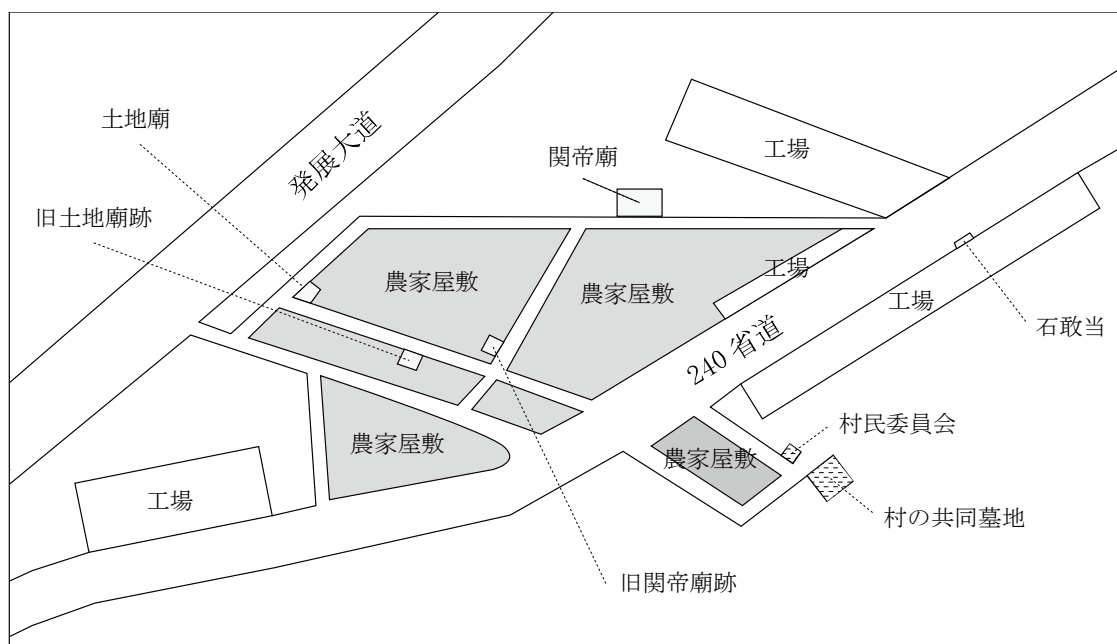
3．事例地の概況

3.1 Y村の概況と道路建設

Y村が位置する新泰市は、山東省の中部にあり、黄河と淮河の分水嶺を中心とした山間地である。石炭の産地として有名で、中国全土に60ある重点炭鉱地域の一つである。Y村は山がちな新泰市の中でも比較的平地が多い村で、村人の多くは古くから炭鉱の仕事に従事してきた。とりわけ、1980年代末までは国営企業が炭鉱を営んでいたため、炭鉱に職を持つ村人は今でも



「鉄饭碗」（安定した収入が得られる仕事）として羨望の的となっている。改革開放後は炭鉱会社の民営化が進み、炭鉱へ就職する人は減少したものの、2009年1月現在も村の人口の約3割は炭鉱で働いている。村民委員会における聞き取りによると、Y村の2009年2月現在の戸数は280戸、人口は783人となっている。



図－1 Y村の略図

Y村においてはじめて計画された大規模開発は、1997年の省道建設である。山東省は240省道の直線化を図るためにY村内を通過させることにした。村は道路によって東西二つに分けられることになったのである。それでも道路ができた当初は、ある程度の不便さをしのびながらも、村の人は道路を喜んで受け入れていた。道路建設で引越しを迫られた人たちも、今までより広い家を新築できるだけの補償金をもらっていたため、当時は文句を言う人はいなかったという。一方で道路建設のおかげで、近くの町や市への交通の便がよくなった。とりわけ、新泰市へは、複数路線の市内バスが村内を通ることになり、ピーク時には5分ごとにバスが来ることになった。さらに2003年に市は、Y村の東側の農地を徴収し、「発展大道」を建設した。「発展大道」にはバスが15分おきに通り、Y村はさらに交通の便が良くなったのである。

しかし、便利さで得られた喜びは、村人にとってそう長くは続かなかった。省道も「発展大道」のどちらも交通量が多いために、そこを頻繁に横断せざるを得ない

Y村の人びとは、しばしば交通事故に見舞われたのである。その背景には、道路の幅も関係していた。村の両側を走る二つの道はそれぞれ6車線あり、加えて両側には1メートルの自転車道が付いているため、全体で約20メートルの幅になっている。また交通量が多いにもかかわらず、信号や横断歩道が一切ないために、村人は車の空いたわずかなタイミングを見計って道を渡らざるを得ない。そのため、行き来たびに危険が伴うのである。親が古い住宅の多い道の東側、若い子ども夫婦が西側というように道路建設によって家族が道の両側に分かれて暮らしている場合も多く、家族間の行き来などで道を横断しなければならないケースが多いのも交通事故が多発する原因となっている。事実、道路ができた年の大晦日に、家族で食事を囲むために親のいる東側に行こうとした30代の男性が交通事故で亡くなるという事件があった。旧正月というタイミングもあって、村人は大変大きなショックを受けたのである。二つの道路ができてから、Y村ではこれまでに計6人が交通事故で亡くなっているのである。

3.2 交通事故への対応としての「石敢当」と廟の建設

頻発する交通事故に対して、村人は街頭で議論するかたちで村民委員会に働きかけた⁽²⁾。それに応じて村行政は、2006年秋に省道の西側にある村民委員会旧事務室の前へ「石敢当」を設置した。「石敢当」は山東省泰山の周辺で信仰されている魔除のシンボルであり、今でもY村の小道の突き当たりにはしばしば見られるものである。

ところが、「石敢当」が設置された2006年中にも村の20代後半の男性が交通事故で亡くなるという不幸があった。そのため、村人は「石敢当」には効果がなく、交通事故を防ぐには、以前破壊



写真 2-2 旧村民委員会の前にある石敢当(2009年2月)

された関帝廟を再建する必要があると言いつつようになったのである。

関帝廟は、三国時代の蜀王朝の武将、関羽を祭る廟で、孔子を祭る孔子廟と並ぶ中国の武廟の一つである。関帝信仰は、仏教や道教、あるいは当時の政権の保護もあって中国全土に広がり、とりわけ明、清の時代に関帝は「三界伏魔大帝」として民間に広まったのである⁽³⁾⁽⁴⁾。

Y村の場合、村の言い伝えでは、関帝廟の歴史は清王朝の乾隆年間(1711-1799)に遡る。その後300年以上にわたって存在していた村の関帝廟は、1940年代に始まる土地改革運動によって破壊され、荒れるがままに任されてきた⁽⁵⁾。しかし、「関廟、関廟、我々の平安を関(管)理する廟」という村人の言葉に見られるように、かつて「三界伏魔大帝」と呼ばれた関帝は、その後も邪悪な悪魔から人びとの安全を守る神であるとして村の中で深く信じられてきたのである。

しかし、交通事故に対応するのに、村人はなぜ信号の設置ではなく、「石敢当」や関帝廟建設を選んだのだろうか。以下ではその理由を、開発が村に与えた影響から論じていきたい。



3.3 Y村を巻き込む開発の実像

二つの大型道路の建設後の2004年に、Y村は都市開発区に組み込まれることになった。その最初の衝撃は失地だった。Y村全体の農地は全部で約600ム(土地面積の単位のことを指す、1ムは約6.67アール)あったが、開発によって村の農地の8割以上は工業区に徴収された。しかし農地徴収は補償金が他の地域よりも高めに設定されていたこともあって、特段の抵抗もなく、順調に進行した⁽⁶⁾。

農地の徴収によって、農家は金銭的に潤った。また、農地に付随する道や共有地なども同様に徴収されたため、村行政も財政的にゆとりが出て、補償金を村の老人に対する福祉事業(65歳以上の老人に対して、年間120元を支給)に回したり、

井戸に頼ってきた村に上水道を敷設するなどの公共事業を行うようになった。

一方で、農地を失った村人は出稼ぎに出るようになった。今では男女にかかわりなく、村人の5割以上が建築業などへの出稼ぎを行っている。

このように、都市開発区に組み入れられたことで生活基盤が整いつつあるように見えるY村はしかし、2020年には計画によって消滅することが決定している。この計画とは、新泰市の都市総合計画（2004-2020年）のことである。新泰市は、都市発展をもたらす需要に応じて、企画・管理する必要のある市内の天然資源に恵まれた地域（Y村をはじめとする302の自然村）を計画区域に選定した。これら計画区域内の自然村は都市開発の予備地とされ、農地だけではなく、敷地全体がいずれ回収されることになっており、合理的な利用に供されることになっている。

この都市計画の影響で、Y村では次の段階として、190㍍の敷地の回収が計画されている。そのため、Y村では家を新築する場合に、新たな屋敷地を手に入れることができなくなっている。また、Y村の小学校はすでに廃校となり、代わりに4つの村が合同で建設した小学校はY村から3キロ離れた場所にある。この場所周辺にはすでに周辺の村の住民を移住させるための団地が建設されはじめており、計画では、Y村をはじめとする隣村の住民がこの場所に集中的に移住することになっている。

こうしてプロジェクト移民の予備軍に組み込まれたY村の住民は、迫ってくる開発圧力に対して、精一杯の対応を見せた。筆者が調査に入った旧正月の中旬にも、Y村のあちこちで自宅をさらに立派に建て替える工事が行われていた。いずれ消える可能性が高い村にいるのになぜ今補修工事をするのかという筆者の問いに対して、村人は、将来団地に移住する際に行政と有利に交渉するため、あるいは行政の計画がそのとおりに進まなくても、自分たちの生活を凍結させないためだと説明していた。

こうした開発プロジェクトへの経済合理的な対応以外に、すでにみたように関帝廟建設の動きが見られる。このことは、個々の家経営における経済合理性から説明することはできない。ではなぜY村では関帝廟建設が行われたのであろうか。以下では廟が再建されるまでの経緯を追う中からこの点を説明していきたい。

4．関帝廟建設までの道のり

4.1 村人が廟の再建へ向かった理由

村人を廟の再建に向かせたのは、主として次の二つのことが考えられる。

ひとつは、廟建設に対する国家の態度変化があげられる。1960、70年代の文化大革命期に、迷信のシンボルと考えられた廟や寺は各地で破壊された。しかし、80年代の改革開放以降、廟再建は「観光開発」の名のもとに、「官」の認めるものとなった（関公文化旅游研究课题组，2006など）。一方、そのような行政側の対応とは異なり、「民」側からのアプローチとして、宗教的儀式などに特定の政治的な意味合いを含ませることを通じて、廟に対する国家側の負の評価をかわそうとする努力が見られた。河北省の「龍牌会」の事例がその典型であり、中華民族のシンボルである「龍」を引き合いに出すことによって、村人は自らが廟を建設することに正統性を付与したのである（劉其印，1997；劉鉄梁，2002；岳永逸，2005；高丙中，2006など）。

Y村の人びとが関帝廟の再建を決意する際に参照したのも、以上のような廟をめぐる動向であった。「廟観光」で盛り上がる7キロ離れた寺村の様子を聞きつけ、行政が各地で観光による廟再建を仕掛けていることを知ったY村の人びとは、廟建設であれば官による黙認がえられると考えるようになったのである。

村人が廟建設に踏み切ったもう一つの要因は、個々の家の守り神である「石敢当」とは異なり、関帝廟は村全体を守るものであり、村全体に認知されていることである。「石敢当」は通り道の突き当りに位置する家の壁に設置することで、通り道を行き来する悪霊を引き止め、その家に入らせない役割があるとY村では考えられている。しかし、旧村民委



写真 2-4 個人の家の壁にある石敢当(2009年2月)

員会前に設置した「石敢当」では、交通事故を起こす悪霊を引き止めることに失敗したのであった。そのために村人は「石敢当」ではなく、関帝の登場を願ったのである。ところがこのことはすぐ後で詳しく考察するように、村人個人による関帝廟信仰そのものから発したわけではなかった。そうではなくて、村で暮す人びとを総括する「われわれ意識」が関帝廟建設を後押ししたのである。

4.2 関帝廟建設における「われわれ」の関与

場所をとらず目立たない「石敢当」とは違って、規模の大きい関帝廟を建設する場合、場所の選定から資金集めに至るまで、村人を総動員する必要がある。また中国では、改革解放以後、経済発展に寄与する観光開発の一環としては廟の建設が認められたものの、信仰そのものに特化すると思われる場合について、政府は明確な見解を保留している。そのためY村では、そうした状況を考慮して、関帝廟建設の主体として、村内の葬式を取り仕切ってきた白理事会組織があたることになった。以下では、Y村の白理事会にしぼって、どのような経緯でこの組織が廟建設にかかわることになったのかを見ていく。

4.2.1 白理事会と村における「死」の受け止め方

Y村の葬式は盛大である。葬式に必要な費用はゆうに1万元を超えるといわれている。葬儀の参列者で囲む宴席費用や葬家の家族・親族の喪服の用意、あるいは葬送の音楽を演奏する楽隊(音楽隊)を依頼するのに多額の費用を要することになる。たとえば、宴席の食事の場合、1.5m四方のテーブルに料理を盛り付けたお皿を敷きつめ、さらにその上へ皿を2重、3重に積み重ね、まるでピラミッドのように積み上げる。このようにして、宴席が終わってもまるで客が食べていないように見せるのが、もてなす側の礼儀となっている。また、喪服に使われる白い布は良質であることが求められるだけでなく、関係者一人当たり3メートルが必要とされる。それもハサミで切るのは嫌がられ、仮止めすることが望ましいとされている。加えて一つの楽隊には葬儀の3日間で少なくとも千元が必要であるため、楽隊が二つ以上招かれる場合は村人から羨ましがられる。

このように盛大なお葬式のすべてを取り仕切っているのは、Y村の白理事会である。葬式に必要な布の仕入れ、親戚への通知、宴席の準備など、葬式にかかわる支

出の采配はすべて白理事会に任される。葬家が悲しみに専念できるように、葬式の間、葬家の財布は白理事会に渡される⁽⁷⁾。そのため、「要是出不起喪，老少爺們全村幫」（貧しくてお葬式を挙げられない場合、村中でお金を出し合って助け合おう）というように、費用支出が困難な家の葬式の場合、白理事会は村人から募金集めまで行うことになる。

このようなY村における重要な役目を果たす白理事会の会長を選ぶ場合、村の政治舞台でみられる宗族争いとは異なって、村の宗族バランスを意識する必要がない⁽⁸⁾。Y村で20年以上白理事会会長を勤めてきたのは、村でも小さい劉宗族のAである。Aによると、白理事会の仕事は葬式の手伝いなど、政治の表舞台と比べて地味であるという。そのため、進んで引き受ける人が少なく、新たな会員を組み入れることも難しい。Aは自分が白理事会の理事となったのも、当時、白理事会のメンバーの一人の家に死者が出て、そのメンバーが喪主となったため新たなメンバーが必要となり、定年を迎えていたAが白理事会に抜擢されたのだという。

Y村の白理事会は9人から成り立っている。2人が「支使」（指揮役）で、残り7人は墓作りなど労働力を支出する役「聚众」である。白理事会には、村の45歳から65歳までの誰もが、そのメンバーになる可能性があるというルーズな規則がある。だが実際には、Aが白理事会に加わった経緯のように、特別な事情がない限り、メンバーは固定されている。



写真 2-5 再建した土地廟(2009年2月)

ところが、近年の市場経済の発展に伴い、Y村の周辺でも臨時の日雇い労働でも1日最低20元から30元をもらえるようになってきた。そのため、村人の葬式で三日間も縛られるのを負担に思う人も増えてきた。そのため、Y村では5年前（2004年）に村民委員会で検

討された結果、村を 10 の班に分けて、3 年に一回役が回ってくる形とし、**聚衆役**は担当班の 45 歳以上の男性の義務になった。もし自分の番に都合が悪い場合には、班の**聚衆役**のリーダーに報告し、出不足として一日 30 元を支払うことが要求される。

一方、**聚衆役**とは異なり、指揮役に当たる「**支使**」は名誉職として固定されている。A の話によると、支使は葬儀を終えると、喪家の準備した宴席に呼ばれ、慰謝されるという。また、正月には村からカレンダーや、ときにはお酒を一箱もらえるのだという。

ささやかではあるがこのように白理事会の代表者が名誉を得られる背後には、喪主に代わって死者の家族や村との交渉を迫られ、決断を下さなければならない場合があるためである。白理事会にとって難しいのは変死が絡む場合である。農薬を飲んで自殺した嫁の実家が娘の死に納得がいかず、親戚や村の責任者を連れて説明を求めにくることもある。そうした場合、葬儀を仕切る白理事会は村を代表して交渉に臨むことになり、死者の実家や村人を納得させる処置が求められるのである⁽⁹⁾。

村人の死の世話をする白理事会は、村における葬儀だけではなく、変死をはじめとする死に関わる交渉までを担ってきた。それによって、村における個々のメンバーの死を、白理事会という組織を通して、村にいる皆が引き受ける仕組みとなっている。こうした村における死を対象に活動する白理事会は、死者の死後の世界を完備するために、かつて村の土地廟の再建を完成させた実績をもっている。この活動がのちに関帝廟建設へと展開することとなったのである。

4.2.2 白理事会と土地廟

2002 年に、白理事会の会長である A は各地で観光開発の一環として寺や廟が再建されているのを見て、行政は廟などの再建を黙認するようになったと判断した。そこで A は白理事会の高齢のメンバーと話し合い、自分たちでお金を出し合って土地神の廟を再建することを提案した。

土地廟は、死後の世界を支配する土地神の在所として認識されている。Y 村の土地廟は文化大革命のときに、迷信的封建思想に内包しているとして破壊された。しかしその後も、葬式があるたびに、喪家の関係者はかつて土地廟があったその場所に拝みに行くのが通例である。また土地神の誕生日である旧暦の 2 月 2 日には、黄

色い紙銭をもってそこに参る村人も多い。

土地廟を再建するにあたり、かつてあった場所に再建しようという意見も出されたが、すでにそのすぐ前に人家が建っていたため、最終的には図1の場所に再建することにした。そこは村の東側のはずれであり、村人すべてが参拝するのに都合がよいと考えられたからである。

しかし、再建された土地廟はすぐに破壊されることになった。それは、政治的な原因によるのではなく、村の経済発展の名の下で行われた。2004年に再建された土地廟の敷地に工場が建設されることになったのである。仕方なくAらは、工場の東にあった5m×3mほどの空き地に再度土地廟を建て直すことにした。

二度にわけて行われた土地神の廟の再建は、Aたち3人の自発的な行為だった。建材は3人の家から調達され、廟再建に使われた労力も無償提供だった。そもそも3人は最初から村行政に手間賃を要求する考えはなかったという。

こうして白理事会の中心人物による土地廟再建の経験が買われて、関帝廟の再建も行われたと理解されてもおかしくない。しかし、死者のための廟である土地廟とは異なり、関帝廟は現在の村人を保護するための廟である。そのためAは、村長Bと相談の上、白理事会のメンバーのままではなく、「**筹庙委员会**」（準備委員会、以下では略して関廟会と呼ぶ）を立ち上げることにした。こうして2007年4月に関廟会は正式に設立され、廟建設に向けて動き始めたのである。

4.2.3 関廟会の活動における村内平等

Aは町での仕事をやめ、定年後余生を村で過ごしていた年寄り2人に声をかけ、3人で村を回って関廟会の活動のための資金を集めた。町で定職を持っていた2人は村では学識があると考えられていたため、資金集めに有



写真 2-6 旧関帝廟跡付近に貼ってある廟建設収支の明細
(2009年2月)

利だとAが考えたためである。とはいえ、やはり一番の影響をもっていたのは、20年以上白理事会長をやっていたAであった。

Aたちは村の280戸を半月にかけて一軒ずつ回り、廟建設の主旨を伝えた後、1銭の募金でも少ないとは思わないと繰り返し、経済的に無理のある家や募金に積極的でない家にプレッシャーをかけないように注意を払った。その一方で、募金額をポスターに書いて公にし、多めに支払う人の気持ちも尊重した。100元以上の募金をした家については家長名を石碑に刻み、廟内に建てることにした。こうしたAたちの努力によって集まった募金は3万元に達した。

しかし、募金額の多少よりも、村全員が参加したことの意義は大きい。村には天主教の信者がいるなど、必ずしも全員が全員関帝廟再建に賛同できる状況ではないにもかかわらず、Aたちの働きかけによって、募金活動は一軒も漏れずに行われ、その結果、村全員が廟再建に関わることになったのである。こうした家々の経済状況に応じた柔軟な募金活動により、出資において平等をアピールすることができたのである。こうして村員の「われわれ」にとっての関帝廟とすることに成功したのである。そうしたことが可能になったのは、葬儀を長く取り仕切ってきたAが先頭に立ったことで、交通事故死を村人全員で引き受け、村人のこれからの安全が託す関帝廟という位置づけが村人に浸透したからであった。以下では、関帝廟がいかにして村の守り神として祀られていったのかについて見ていく。

4.2.4 村人による関帝廟の建設、祭祀、管理

関帝廟の建設工事では、村人全員を向かわせるようにした。工事の担当は、村で数少ない建築業によって出世したCに依頼した。Cは最大の募金額である2千元を拠出しただけでなく、建設工事費は一切取らないと申し出た。



そうしたCの好意を汲んで、廟建設に参加した他の村人の多くは、レンガ積みなど力仕事に協力しても、賃金を求めることはなかった。左官などの技術を持つ者も、相場より安い賃金で臨んだのである。そのようにして、廟建設は半ば村人のボランティアによって完成された。最終的に廟建設に使った費用は6万7千円で、村人からの募金でその半分しか賄うことができなかったものの⁽¹⁰⁾、出資は村人の協力によって低く抑えることができた。

関帝廟の建設が終わったのは、旧暦の2007年の8月26日である。しかし、関帝廟が村人の思うとおりに役に立つには、関帝を敬う心構えを見せる必要がある。そのため、関帝廟完成後の儀式も、絵で描かれた龍の最後に目を書き入れる作業のように、丹念に行われた。

まず、関帝の引越しがおこなわれる。つまり、今まで住んでいたところから新居に関帝を案内する儀式である。関帝廟は土地廟と同じように、建物が破壊された後も村人に祀られ、かつて関帝廟があった場所では旧正月や関帝様の誕生日（旧暦の5月13日）などに村の女性が黄色い紙銭を持って拝みにやっていた。そのため、新築した関帝廟に案内する儀式も旧関帝廟の場所との間で執り行われた。

関帝廟は通常3体の神で構成されている。関帝は廟の真ん中に置かれ、その両側には関帝の実の息子と義理の息子がそれぞれ剣と印鑑を持って立っている。引越しもこの3体を新居に移す作業を意味した。具体的には、まず購入した3体の神像の彫刻を旧廟地に持っていき、そこで黄色い紙銭、果物、鶏、家鴨などの供物をそなえ、村の老婆を通じて、これから引っ越すことを関帝様に告げる。その儀式が終わると、3体の神像を椅子に座らせ、2人が一つの椅子を担ぐ形で新廟に案内する。行列の一番前は関帝を担ぐ村長Bと建築業を営むCである。次は関帝の実の息子の像を担ぐAと、Aとともに募金に奔走した村の年寄りである。最後に義理の息子の像は、Aと一緒に募金に回ったもう一人の年寄りと、白理事会のメンバーの一人である。

新築した廟に着くと、関帝の彫刻に鍍金する作業が行われる。金色に輝く彫刻になってはじめて神になると考えられているため、これは重要な作業である。この大事な作業を担うのも、村長のBと建築業のCである。二人が同時に筆を持って3つの神様に鍍金をし、作業が終わると、座にいる村人全員が跪き、神に感謝の意を示す。その後、爆竹を鳴らして、Y村が関帝様を迎える用意ができたとし、廟が完成した

8月26日から10日間芝居をやることになっていた⁽¹¹⁾。

では、建設後の関帝廟管理についてみてみよう。先に見たように関帝廟の建設や引越しの儀式などには村行政が実質的に関わっていたが、表向きには「民間」によってなされたものとされている。これと同様に、村行政は廟のすぐ前に位置する雑貨店を経営するD（高齢の女性）に鍵を預け、管理を依頼した⁽¹²⁾。Dは、白理事会のAと同様に、正月には村行政からカレンダーや酒一箱をもらうことになっている。

Y村の関帝廟には旧正月、元宵節、関帝の誕生日などの祝日を除いて、普段は鍵がかかっている。しかし村人は鍵がD家にあるのを誰もが知っており、拝みに来る人の代わりに関帝様に挨拶することができると信じられている。関帝廟の前には賽銭箱が置かれ、その収入もDが管理し、廟の掃除や修理に使うことが認められている。まれにではあるが関帝廟に平日でも村人が訪れることがあるため、廟の鍵を管理するDはその仕事を引き受けてから、常に家にいることを求められることになった。そこで、Dは関帝廟が再建されてから小さな雑貨店を開き、供え物などを販売するようになった。そのため、参拝者を介してDは、関帝廟との間で持ちつ持たれ

つの関係になっている。

このように村人も賽銭箱に直接お金を入れるだけでなく、Dの店での買い物をすることで間接的に関帝廟の管理・運営に関わるようになっている。事実、関帝廟が再建されて以来、日常的な管理費については村行政から補助されたことはない。こうして表向きの民間運営は、実質的にも村人の手によって行われているのである。



写真 2-8 関帝様を拝む(2009年2月)

5 . 村人による生活秩序再形成の実践

5.1 関帝廟再建 宗教信仰を超えて

関帝廟が再建されてから、村人は村内が関帝様によって交通事故から守られていると口々に言う。さらに、炭鉱事故に村人が巻き込まれないことも村人は関帝様の偉大さによるという。実際に、2007年8月17日にY村から3キロ離れた炭鉱で生じた事故で172人も死者が出たときも、Y村の3割が人のそこで働いていたにもかかわらず、Y村から仕事に出ていた人は一人も巻き込まれなかった。このような語りから見ると、村人は関帝様の力を信じ、交通事故をはじめとする村の難題を信仰によって乗り越えようとしているように思われる。

ところが、関帝廟の再建は、村に迫る目の前の具体的な難題の克服そのものに止まらない意味を有している。関帝廟づくりに見られた「われわれ意識の再建」の取り組みからも推測できるように、村人たちは、大規模道路によって分断された村の空間と、それによって乱れた村の生活秩序を同時に、廟再建を通して修復しようとしていたのである。その具体的な表れとして、廟再建を通じて、道路に分断された村の空間を再度一つに修復する実践をあげられる。

先に見た図1のとおり、1951年まで関帝廟は村の真ん中に位置していた。破壊されてからは、そうした村の中心一周縁配置に変化が生じ、関帝廟の位置するところは現在普通の民家となっている。そのため、関帝廟を再建するに当たり、新しい場所を選定する必要があった。Y村の風水意識には、「宁住庙前，不住庙后」（できるだけ廟の後ろに住むことを避け、廟の前に住むのがよい）があるため、村の全家屋の背後で、さらに村の北に建設場所を探すことになった。その結果決まったのが現在地である。風水を指導した先生の話では、この場所は西の県道や東の大道と、村全体の小道をすべて支配できる位置にあるといい、村人の願いである安全管理に適しているとされたのだった。

このように、最終的に選定された場所は村全体を統べる所に位置しており、村人全員が関帝様の守護範囲に組み込まれたのである。このような定住地の部分だけをほかと区分して自分たちの世界であると考えるのは、日本の村落でも見られることである。日本村落の空間的構成を考察した福田アジオは、柳田国男ら民俗学者の村境研究に注目しながら、村落空間を居住地であるムラと、それ以外の耕作地である

ノラ、そしてその背後に広がるヤマに整理している（福田，1982）。本稿もそれを参照して定住地である村の空間をムラと表記する。ムラ全体を守護する場所に廟を配置することによって、村人は、開発で分断される村の生活空間を再生させ、ムラを統一させたのである。

それは言い換えれば、関帝廟が生活空間を修復させるシンボルだということである。関帝廟の空間配置によって、村人は村で暮していく生活秩序の原点に立ち戻ることができたのである。道路に分断された村の空間秩序を修復することは、村で安心して暮していくための人びとの切実な願いだった。つまり関帝廟の再建は、関帝信仰そのものに人びとが全幅の信頼を置いたというよりも、開発で乱れたムラという空間に人びとの生活秩序を取り戻し、それを村人が納得できるようにするための仕掛けとして執り行われたのである。

もちろん、関帝廟の再建は直接信仰と絡んでくるため、長くタブー視されてきた今日の中国においては、行政との間に微妙なバランス感覚が必要になってくる。その意味では、村人による廟再建の実践は、まさに開発を含めた巨大な社会構造とのせめぎあいとして理解することもできる。村人は土地廟を建設した際の経験から、行政の立場に隙間を見出し、民間の自発的行動に固守することで廟再建に乗り出すことができた。しかしだからといって村人は関帝廟づくりで背負う可能性のある政治的なリスクから完全に逃れているわけではない。ではそこにどのような工夫があるのであろうか。

5.2 ムラの生活秩序再形成の責任

都市計画に反する関帝廟づくりや村の生活秩序形成の責任が問われることに備えて、村人は主として二つの側面を工夫している。

一つは、村の老人が関帝廟建設の先頭に立つことである。それは募金だけに止まらず、場所の選定、廟の形式、像などの決定などにも、老人たちの意見が採用されている。行政と農家の相互関係を考察した綦淑娟がすでに注目しているように、老人や婦人などの弱者が運動の先頭に立つことによって、圧倒的な力を持つ行政に対して村人の働きかけが有効に行われる場合があるのである（綦淑娟，1996）。関帝廟再建において、Aら老人が先頭に立つことによって、建設主体となる組織が民間の性格を持つだけでなく、村行政が万が一責任を問われる事態が発生しても、「半

「截身子埋在土里」(すでにあの世に近づいている) 社会的弱体である老人には行政もお手上げであるという言い訳をなしうるのであった。

もう一つは、廟再建の責任を村の「われわれ」全員で背負う仕掛けのことである。行政からの具体的な動きがあった場合、老人であるAをはじめとした先頭に立つ数人だけに実際上の責任を負わせるのは困る。それを避けるため、村で事件が生じた場合の対処の仕方についてこれまで工夫を重ねてきた。以下では、白理事会の対応に焦点をしばって、そのありようを見ていく。

村の葬式を仕切る白理事会は3日間の葬儀の間、喪家の代わりに会計を預かることになっているため、収支を明確にする必要がある。葬式が終わった日の午後には、喪家と村人全員の前で精算し、一銭の間違いも許されない決まりになっている。長い経験を持つAの話では、実際、勘定が合わない場合が理事就任後一回だけあった。それも、忙しさに紛れ、来た客から香典を受け取る前に入金を帳面に示したことに原因があった。このミスがチェックで発覚した際に、帳面記入の担当者は慌てて自払いでその損失を補おうした。それに対して白理事会は、担当者個人に責任を負わせることをせずに、白理事会全員で負担することで対応した。なぜならば、個人の間違いとして処理してしまうと、影響が後まで残り、村人の誰もが会計役を引き受けたがらないことになるだろうと判断したからである。

このように、生じる責任をある特定の個人に固定させずに、組織をもって対処する工夫は、関帝会のAらの行動にも表われていた。「われわれ村人全員が望む廟再建に私が先頭に立つのは当然」と話すAの背後には、村の役に立つ仕事をしているという自負とともに、「われわれ村人全員」が一緒に責任を背負ってくれる関帝会の存在があり、それがそうした発言を生む原動力になっていたのである。

6 . 結論

本稿では、都市計画の一環である道路建設で増加した交通事故を、関帝廟建設によって食い止めようとする山東省新泰市Y村の事例を考察してきた。そこでは、開発のもたらした交通事故死問題のような具体的な課題に対して、信号設置などではなく、「石敢当」や「関帝廟」の再建で対処しようとする村人の実践に注目した。村人がこうした方法を固守する理由は、すでに見てきたように、村人が交通事故の減

少以上に、その先にある問題の解決を企図したからである。その目的とはつまり、開発によって乱された村の生活秩序の再建だったのである。

Y村が直面したのは、道路建設や交通事故死だけでなく、将来の移転問題を含んだ開発プロジェクト全体であった。「ムラ」がなくなるという危機感は、交通事故に限らず、迫っている村全体の移転も含まれていたのである。そうした不安の中で「ムラ」で暮していく生活秩序に断絶が生じ、その再建が急がれたのである。

こうした状況の下、村人はその目的を廟再建によって果たそうとした。関帝廟という宗教施設を再建することは、道路によって分断された「ムラ」の空間秩序の再配置を意味するだけでなく、「われわれ」意識を再興し、村の生活秩序の修復を意味していたのである。

その際に有効に機能したのが、村人の死を全体として取り仕切る白理事会であった。白理事会は村行政とは直接関係しない民間組織であるだけではなく、村の政治諸勢力とも距離を置いた存在である。開発プロジェクトが政治主導の容易には抗いがたい巨大な力によって推進されているとき、村の秩序回復には村のフォーマルな政治組織は有効に機能しない。そこで白理事会という生活組織が生活秩序の再建の中心に据えられることになったのである。白理事会を母体とした関帝会は、廟再建を通して、村における「われわれ意識」を共有するインフォーマルな組織として形成されたものである。亡くなった村人を含む村の生活秩序の再建には、こうした組織が有効性を持ったのである。建設の後に村人全員が廟に関わるようになったのも、そうした組織づくりがあったからである。つまり、関帝会によって展開された廟建設は、村における信仰施設づくりであると同時に、死者を含む村の生活秩序を村人の手によって修復していく活動となったのである。

このような廟を含む村の空間再形成は、巨大な力に抗えない愚民の「精神的勝利法」として外部者の目には映るかもしれない⁽¹³⁾。しかし、巨大開発のもたらした生活条件の変化に対して、なおここで暮していかざるを得ない人びとの対応を見つめると、廟再建の担った重みとともに、人びとが「ここでどのように在りたいのか」も伝わってくる。それはつまり、生活秩序そのものが開発に乱されたことに対する地域住民の「存在的な対応」だったのである。

注

- (1) 例えば、松田は生存の危機に追い込まれることによって生じる家族間の醜い争いを「闇の世界」と認識しつつ、それを「光の世界」と同時に彼らが生き抜く術として総括している（松田：2003）。ここには、当該住民の実際の思いを超えて、巨大な力に向き合う彼らの実践を浮き彫りにしたいという研究者の視線が垣間見える。
- (2) Y村では党書記の汚職などもあって、2004年以後は、村民委員会が村の行政権を握るようになっている。
- (3) 関帝信仰については、張志江（2008）などを参考にしている。
- (4) 隋唐の時代、関帝は佛教の文脈で「伽藍関菩薩」の称を与えられ、佛教の流布とともに中国全土に広がったと見られる。宋の時代になると、関帝は道教において「協天大帝関聖帝君」の号が与えられ、その後、「朗靈上将」とも称され、妖怪と悪霊を退治する神とされた。さらに、明の時代には「協天護国忠義関聖大帝」と「三界伏魔大帝神威遠震天尊関聖帝君」に封じられ、鬼を退治し、人びとの安全を守る神としての地位が加わった。清王朝の時代には、「忠義神武関聖大帝」、「忠義神武靈佑仁勇威顯開聖大帝」を追贈されている。
- (5) Y村の歴史は定かではない。2009年現在、村で一番人口の多い王宗族の系譜図によると、Y村は300年以上前にはすでに存在していたようである。村の関帝廟の歴史は言い伝えによると、乾隆年間（1711－1799）に遡り、清王朝が全国で関帝廟づくりを推進する時期とも重なっているが、廟建設の詳細な歴史までは不明である。
- (6) Y村における農地徴収は、1ムあたりの収入をそのまま現金化する形で計算され、2008年までは1ムあたり800元であった。その後物価上昇に応じてスライドされ、2009年には1100元になるとの話もある。
- (7) 中国の多くの地域では、葬式は宗族単位に行うことが多いが、Y村のように村単位で行うところもある。
- (8) Y村には王、劉、李、牛、藤などの姓があるが、とりわけ王苗字の人口が多い。そのため村長選挙の際には、二つの王宗族の間で争いが起きる場合がある。
- (9) Y村で数年前に農薬による自殺者が出た際の処理は、Aや村人の自慢材料になっている。亡くなった女性の実家は隣の村で大きな一族であったため、実家

の兄弟と村人は彼女を死に追い込んだ原因を解明しないと、葬儀をしてはならないと主張した。白理事会は喪主に代わって、7 日間にわたって隣村の代表者と交渉し、最終的に隣村の全員を宴席に招き、そこで陳謝することで一致した。Y村ではご馳走を用意し、トラックでやって来た隣村の人びとを迎えた。ところが、宴席の最中に隣村の代表者の一人が、Y村招きに応じることでそれ以上葬儀に文句を言わないという約束を破ったため、宴席の場で両村の人びとが殴りあう結果となった。隣村の村人が先に約束を破ったことによって、それ以後葬式に隣村が口を挟むことはできなくなっているという。

(10) 足りない資金は村財政で補うことになった。

(11) 芝居をやる劇団は南の梁山から招き、異なる劇目を一日三回、1回 600 円で演じてもらう。芝居にかかる費用は毎年 1 万 8 千元にのぼり、その費用は村財政から捻出している。芝居は 3 年間行う予定である。

(12) 関帝廟の鍵は 2009 年現在、全部で 4 つある。それぞれは村民委員会、村長、建築業の C、雑貨店経営の D がもっている。C は信仰心の篤いことで村では有名であるばかりではなく、多額の募金や廟再建の際の尽力で村人に認められている。お正月に関帝様の衣替えなどに C は自由に出入りしている。

(13) この言葉は魯迅の『阿 Q 正伝』に由来する（魯迅 1921=1981）。

第三章 有機農業運動における提携の現代的位相 茨城県八郷地区を事例として

中国において、国家または地方行政主導の開発政策の推進によって、当該農民は都市の生活様式を範とする生活基準に迅速に適応することに迫られている。このような既存の生活を肯定・否定する生活規範の改変は、中国農村で展開されている地域開発政策にみられるだけではなかった。以下で見ていくように、地域開発を経験した後の日本においても、環境という時代要請にあわせて 1970 年代以降に広がりを見せる有機農業の取り組みに、近代化農業に依拠して暮らしを成り立たせてきた慣行農家に既存の生活規範そのものの再考を迫るラディカルな改変志向が見られた。

1. 日本における有機農業運動の広がり

日本において、有機農業を推進する運動が正式的に船出したのは、1971 年 10 月 17 日の有機農業研究会（1976 年から日本有機農業研究会に改称）に始まる⁽¹⁾。その背景には、1960、70 年代の拠点産業都市地域開発ないし巨大地域開発によってもたらした環境汚染などの公害問題、食品公害の噴出がある。具体的には、1969 年の DDT や BHC による牛乳の汚染問題、1970 年の石油タンパクの安全性への疑問、食品添加物による食べ物の質の低下などの問題が挙げられる。

当時、多くの都市消費者は食品における公害問題を身近な深刻な問題として受け止め、「安全な食べ物を手に入れたい」がために、都会の消費者は無添加の加工食品や“ほんもの”の牛乳や卵を提供する生産者を探す実践に踏み切るようにもなったのである。これら共同購買に乗り出した都会の消費者グループは、田舎で自らの農場を作るなり（茨城県八郷地区の『たまごの会』がその代表の一つ）、自らの有機農産物に対する要望に応じる生産者を育てるなり（千葉県の上野村安全食糧生産グループがその代表の一つ）、すでに有機農業生産に取り組む生産者と連携するなりの取り組みを行なった。また、消費者による共同購入は、既存有機農業生産者との出会いを契機に、単なる産直から「提携」という日本独創的な運動形態を生み出した。

このように、日本の有機農業運動は、「食べ物を『商品化』し、農と食を市場経済

に組み込んでいった近代化・産業化を根底から問い直す農民と消費者の相互変革運動」(梶淵, 2008: 3)でもあったのである。とりわけ、大多数の都市消費者グループは農業生産者に値段の決定権を譲るなり、相互交流の一環として、都会の消費者が食べ物の「作られる過程」にも目を向け、生産の現場に足を運ぶ日本有機農業運動の特徴ある取り組み「援農」が定着していく。消費者は生産者との連携を通して、農作物に含まれている「生命」を介して結ばれる「生命共同体」的な関係が望まれたのである(同上: 21)。

ところが実際に有機農業運動を展開するにあたっては、農業者の意識変革だけでなく、有機農産物に「ほんもの」、「安全なもの」を求める消費者の側との関係が複雑に絡み合い、農業者と消費者の「運命共同体」的な関係づくりがスムーズに作られていったわけではなかった(梶淵, 1991: 204)。また有機農業は循環型、環境保全型といった理念を掲げていながらも、当該地域の文化を背景にもつ村とのかかわりに関して、運動推進側にも明確な見通しがあるわけではなかったのである。この点に関して松村は、有機農業の先進地である山形県高島町の取り組みを念頭に、「都市の消費者を束ねる有力なリーダーは農村の『集団主義』を批判し、ムラの生活原理への懐疑の念を禁じえなかった」と表現した(松村, 1995: 43)。

こうした事態を本論に引き付けて言い換えると、近代化農業の推進によって村の生活規範に省力化などの価値観の定着が見られる既存の統一的文化体としての村に対して、反近代という文化を掲げた有機農業の理念は、両者間に“文化の衝突”を生み出したのである。それらの衝突は、個々の有機農家と消費者との間と、有機農家と村・農協などのものとしても経験されたのである。

一方、1980年代に入ってからこのような生産者と消費者、農村と都市の関係性そのものの変革を目的に含む有機農業運動は、有機農産物を扱う店舗の増加などによって有機農産物が入手しやすくなったにもかかわらず、停滞を見せ始めた。原山浩介(2001)はその原因を消費者の側に絞り、言葉としての「有機農業」に求めながら、以下のように分析する。すなわち、運動に集まった人の多くは、個別の事情や社会認識をそれぞれのやり方で「有機農業」へ投影させ、そこに参与していったのである。そこに含まれている「自覚的な消費者というポジションから発せられる社会批判」の姿勢共有が「有機農産物の獲得」という表面的な目標達成によって見えにくくなったのである。そのことが、今日の有機農業運動の停滞に繋がったのであ

ると原山が指摘する。

つまり、消費者の側も循環型・環境保全型などのような有機農業の理念に賛同して関わる人ばかりではなく、有機農業運動には多様な社会認識が凝縮されていった。そのため、運動の初期目的である有機農産物の獲得が果たされると、多様な運動に参加する動機も拡散していくのである。言い換えると、有機農業運動を推進する消費者側は、運動の内包する“新たな文化”運動という理念において必ずしも一貫しているとはいえない状態にあることが原山の考察で明らかになったのである。

ところが、消費者の「有機農業」にこめる理念が異なるものの、あるいはそれがゆえに、運動の推進において理念の妥協が許されなかったのである。それに基づいて、消費者は農薬の空中散布反対活動を介して生産者に文化的存在である村との決別を迫る行動に出る。それに対して村の固有の文化と、有機農業という新たな文化の担い手となる有機農業生産者は、消費者と村人の狭間におかれ、苦い経験をさせられる。

有機農家の立場から山形県高島町の有機農業運動を考察する松村和則らが指摘するように、有機農作物の生産者である当の農家は自らの生活の保全を図るために始まったのである。そこでは、農業だけでは生計が成り立たず、家族と離れて冬の出稼ぎに頼らざるを得ない生活が繰り返されていた。さらに 1970 年代から米の減反政策が始まり、それは当の農家にとってまさに自分らに農家をやめろと主張する政策として受け取られ、農家としての意欲が問われるようになったのである。そのような背景にあって、農業で生活の基盤を成り立たせたい農家らは有機農業という新しい取り組みに近寄ったのである。

このように、村の固有の文化に浸ってきた当の地元農民からの有機農業の実践は、農業政策の変化、生活条件の変化に対する新たな対応でもあったのである。そのような新たな文化を既存の文化的存在としての村に与える影響を見極める生産者は、すでにみてきたように、消費者からの有機農業理念（新たな文化）をもって村と対決をさせられ、当の農家の村における孤立を招いたのである。

では、個々の農家の生活向上を求める行為と、暮らしの場である村全体を発展させていくことは、文化的な存在である村において交差することなく、対立のままに終わってしまうのだろうか。このことを考える上で、個々の農家の求める生活様式とそれを支える生活規範は、村落のそれとの相互関係を探ることが必要となるが、

それは、同時に村落の社会的・文化的統一帯が何を持って担保されているのかに関わる問題でもある。そこで本論では、都会から有機農業を目指して就農にやってくる新規参入者に焦点を当てて、この新たな文化の担い手と、村や農協といった既存の文化との間に“文化衝突”がどのように起こり、そしてそれを乗り越えて共存していく仕組みについて、有機農業のもう一つの先進地である茨城県石岡市八郷地区を事例に、第三章と第四章にわけて考察していく。このことから、“新たな文化”を背負う有機農業が個々の農家の生活向上への希求と、地域全体を発展させていくことをいかにして統合していくのかについて、そこで展開されている地域農家と新規参入者の生活を形成していく実践から考察していきたい。

2 . 問題の所在

すでにみてきたように、日本における有機農業は、その発生の当初から、「食べもの」の安全性に危機感をもった主婦や農政の近代化路線に疑問をもつ農家によって担われてきた（徳野貞雄，1998：14）。1960年代後半から70年代にかけて、四大公害病訴訟が次々と化学物質の危険性を告発したのと並行して、BHCやDDTといった急性毒性をもつ農薬が使用禁止になっていったのもこの時期であった。その背景には、「食品公害」から自分や子供の身を守ろうとする消費者運動の高まりがあったこと（「食品公害から命を守る会」など）や、基本法農政のもとで「人間の生命がうとんじられる」農業に従事しなければならない農民の矛盾を自ら乗り越えようとする動き（「高島町有機農業研究会」など）があったのである。

こうして薬害を中心とする環境問題に端を発した有機農業運動は、日本独自の展開として「提携」という方法を生み出した。提携とは、農作物流通の「中間を抜くことによって安くなる」といった「産直運動」とは異なり、消費者が有機農法による農産物を生産者と直接提携して共同購入することを指している（梶瀉，1985：257）。生産者と消費者がともに同じトラックに乗って提携している消費者宅に有機農産物を配送するなど、意識的に市場流通を排除したこの取り組みの底には、「食べものを商品として扱うことを拒否して、生産者と消費者の個人的な信頼関係に基づいた流通を作り出そうという社会変革的な動機」（谷口吉光，1989：80）が含まれていたのである。

中島紀一(1998)によれば、こうした提携型有機農業のもつオルタナティブ性は、1970年代を通して発揮されてきたという。しかし、80年代に入ると、①組織事業としての有機農業への関与、②減農薬運動の広がり、③誰でもできる有機農業への技術開発、④地域おこしなどの一環としての有機農業関連の取り組みなどが進展することによって、かつて提携のもっていたオルタナティブ性は、有機農業に対する社会的認識の広がりの影で停滞・後退していったという。こうした提携運動の戦略的低迷の原因を中島は、提携型有機農業のもつ閉鎖性に求める。つまり提携型有機農業運動には、「有機農産物は本来市場流通させるものではない」といった原理主義的傾向があり、それゆえ有機農業の一般化という状況変化に適応できなかったというのである(中島, 1998: 57-70)。

そこで中島は、提携型有機農業を主流としてきた従来の有機農業から、「減農薬農産物」等をふくめた広く「日本農業の農法転換をめざす共同戦線」をなす「環境保全型農業」へシフトすることで、運動としても、農業実践の質においても幅広い展望が拓けると説いている(中島, 1998: 75-78)。ここには、日本独自の経験である「提携」の延長線上にこれからの農業を展望することには限界があるという認識が見え隠れする。それでは「提携」は時代遅れの遺物として今後の日本の農業の展開から切り離してしまってもよいのであろうか。

本稿は、茨城県八郷地区の有機農業の取り組みを考察することを通じて、提携のもつ「神話」(松村, 1991: 261)崩壊後にはじめて可能となった有機農業のあり方のひとつを提示したい。八郷地区は現在、全国的に見ても環境保全型農業の先進地として名高いだけでなく、有機農業を志望する新規参入者の多い土地としても有名である。こうした新しい農業の展開には、後に示すとおり、1970年代から80年代の「提携」の経験が下地になっていたのである。ではその両者の関係はいついどのようなものなのであろうか。このことを明らかにすることにより、「提携」の経験が日本農業に何を生み出したのか、そしてそれを今後、地域の農業にどのように活かすことができるのかについて、若干の展望を試みたい。

3. 先行研究と分析視角

3.1 提携のもつ神話性

有機農業において「提携」という考え方・実践は従来、有機農業運動を牽引するものとして高い評価を受けてきた。たとえば梶潟俊子は、有機農業運動という「新しい質をもった運動」は「生命に対する感覚」という感性と価値視点の転換をもって出発したため、巨大化した市場メカニズムの中での経済合理性の追求が農産物の生産現場を極度にゆがめている状況においては、提携という形をとるのはきわめて当然のことであったとしている（梶潟，1985：257）。同様に多辺田政弘も、『『食べもの』という命にかかわる重要な問題を、『顔の見えない』第三者、しかも利潤の追及を第一目的としている側にゲタをあずけてよいのか』との問いかけから、「都市の消費者が農民との提携を進めるなかで、『供給に合わせて食べる』『農家の食卓の延長に消費者の食卓を置く』という考え方が生まれたのは、やはり特筆すべきこと」であると、提携の取り組みを高く評価するのである（多辺田，1990：150-157）。

しかし一方で、1970年代に注目を集めた提携運動が1980年代に入って伸び悩みを見せはじめると、こうした伸び悩みが提携自体に内在する契機によって引き起こされたとする研究が登場する。

冒頭で挙げた中島（1998）の閉鎖性の指摘もその一つといえるが、提携型有機農業がなぜ閉鎖的になっていったのか（あるいはならざるを得なかったのか）のプロセスを、具体的な事例を通して運動内在的に考察したのが松村和則らの研究（1991a）である。山形県高畠町の取り組みを分析して松村は、「作り、運び、食べる」というこの提携の理念が、生産者・消費者双方によって意図せず「神話」を作り上げてしまったために、その神話の中で双方が苦しむ結果になったと指摘している。つまり、高畠町の有機農業は当初、農村における自給をベースとした文化運動として展開された（松村，1991：22-30）。しかし、その展開の過程で、都市に住む「目覚めた消費者」を中心に作られた「提携」の理念が導入されると、生産者・消費者双方が、実際の生産者のもつ農民的「性向」から離れた「望ましい農民像」を作り上げてしまい、結果として消費者という『『言葉を操るもの』への不信感と『ものいわぬ農民』への不信感が相互に高ま』ることになってしまったのである（松村，1991b：260-261）。

この「神話」の中身をさらに詳細に検討したものとして、谷口吉光（1989）の研究を挙げることができる。谷口によると「提携」運動には、「経済としての提携」「制度としての提携」「拠点としての提携」の3つの側面があるという。

「経済としての提携」とは、提携運動のもつ経済的側面を指している。提携運動はそもそも「思想性の契機」のほかに「必要性の契機」と呼べるような経済合理性を追求する側面を併せもっている。しかし従来の研究では、「思想性の契機」を重視するあまり、「提携が本来的に超経済的で、またそれゆえに理想的なものであるという一種の『神話』が作り出されてしまった」というのである。

「制度としての提携」とは、提携が生み出した個別主義的・包括的な市場外流通システムを指している。これまでの研究では、提携関係の「人間的なつながり」が普遍的な自立と対等性を保証すると考えられてきた。しかし、提携関係が個別主義的になれば、一方が他方に依存しがちになり、それは容易に支配・従属関係に転化しうる。そのため生産者が自立して消費者と対等に振る舞おうとすると、結果として消費者への迎合を生み出しかねないことになる。

最後の「拠点としての提携」とは、有機農産物が日常生活の中に入り込むことで認識の変革を引き起こす側面を指している。提携関係においては、個別の生産者の生産現場の情報が有機農産物を食べることを通じて直接消費者に伝わるのが想定されている。つまり「提携」では、食べる側の直接の身体性と個別生産者との個別の関係性が、消費者の日常性に風穴を開けるというのである。しかし、この「食べもの」を通じた関係は、日常性批判に直接結びつかないまま、不快なもの、煩わしいものとして、運動から離脱する契機にもなりうると谷口は指摘する。つまり、提携関係に入ることがそのまま日常における認識変革につながるとは必ずしもいえないのである（谷口，1989：83-91）。

以上のように、「提携」関係は「経済の必要性から相対的に離れている」、「普遍的な自立と対等性を保証する」、「消費者の認識革新を必然的に引き起こす」という「神話」を作り上げる契機をそもそも内包していたと考えることができる。そのため、提携運動が進展するなかで、消費者・生産者の双方によって生み出された「神話の中の農民像」が膨れ上がり、「農民自身が見る自分の像」から乖離していったのである。運動が上昇機運にあるときはこの乖離はさほど意識されなかったかもしれない。しかし、「有機農産物」を称するモノが市場にあふれる状況が一般化するにつれ、この乖離は次第に決定的になっていったのである。

3.2 神話崩壊後における分析視角

以上のような「神話」の打開を考えると、徳野貞雄の生活農業論（2001）は示唆に富んだ内容をもっていると考えられる。徳野は日本のこれまでの農業・農政を総括して次のように述べる。すなわち、これまでの日本の農業・農政は、「カネ」と「モノ」に偏った「生産力主義」に基づいていた。そのため、農業の担い手不足に対しても、所得の向上をもって対応しようとしてきたのである。しかし「儲かる農業の過度の強調は、より儲かる他産業への若者の労働力流出を促し」、結果として農山村の過疎問題をさらに深刻なものにしてしまったのであった。また、生産力主義に基づく農法の普及は、農業者を農地から遠ざけるように機能したため、農業から農業者自身のもつ主体性を奪う結果になってしまった。農薬の多用などによる農業発の環境破壊は、こうした農法の普及を後押しした専門家への依存が生み出した側面が大きいのである。そこで徳野は、より農業を複眼的に見るために、「ヒト」「クラシ」をも視野に入れた「生活農業論」の必要性を提唱するのである（徳野，2001：113-131）。

この徳野の指摘は農業全般に対して行われたものであるが、このことは「提携」についても当てはまる部分があるように思われる。つまり、従来の提携関係において「神話」が不可避免的に発生してしまったのは、「提携」という考え方のなかに農業者や消費者の「ヒト」「クラシ」への視点が十分に組み込まれていなかったことが大きいのではないだろうか。たしかに有機農業運動は生産力主義のもつ負の側面に意識的だったが、提携関係における経済面への理解の希薄さや、「自立・対等」といった理念の強調、そして消費者の「クラシ」の実情から離れた認識革新の想定などは、運動開始時における必要から発したものとはいえ、こうした実際の「ヒト」や「クラシ」になかなか届かない構造をそもそも内包していたのではないだろうか。

しかし、だからといって、アグリビジネスが取り上げる「モノ」としての有機農産物やその流通ばかりを強調することは、かえって生産力農業論への退行を意味しよう。そうではなく、今後の有機農業を展望するために必要なのは、むしろ「提携」が「神話」に直面し、農業者や消費者の「ヒト」「クラシ」の中身を真剣に見つめざるを得なくなったその経験のなかから、何を、どのように生かせるのかと問いかけることによって、「ヒト」「クラシ」の実情にあったしくみを有機農業のなかに作り上げることができるか、ということの検討なのではないだろうか。

そこで本稿では、茨城県八郷地区の「たまごの会」にはじまる有機農業運動を考

察することを通じて、以上のような「ヒト」「クラシ」に根ざした有機農業のしくみの一つのあり方を提示したい。消費者グループ「たまごの会」では、1974年に自力で「自給農場」を建設し、自分たちの「食べもの」を自分たちの手で生産するという、いわば「直接提携」とも呼べるような実験的な試みを行ってきた。この会は約8年の農場経営を経た後に3つに分裂し、その後、会としての活動は次第に停滞していった。しかし、この「提携」を経た八郷地区では、現在も有機農業を志す新規参入者が後を絶たないのである。では、八郷地区でのこの新しい動きは、「提携」の経験とどのような関係にあるだろうか。このことを明らかにするために、本稿では「たまごの会」で農産物生産にあたってきたU氏のほか、八郷地区に新規参入を果たした農業者や農協関係者、地域の代表者等21人に直接インタビューを行い、そこから一次資料を得て分析を行った。このような方法によって、「提携」の経験やその後の展開を、一人一人の人間の考え方に沿って実証的に明らかにしながら、有機農業を組み込んだ地域のもつしくみを内在的に明らかにしていきたい⁽²⁾。

4．八郷地区における神話形成のプロセス

4.1 八郷地区の概況

茨城県石岡市八郷地区は県のほぼ中央部に位置し、総面積1503.78平方キロメートル、人口は30495人であり、2005年に合併するまで一つの自治体（八郷町）として存続していた。八郷地区は古くから農業を中心とする地域であったが、高度経済成長期を迎えると、都会に比較的近いという地理的条件（東京から約90キロメートル、県庁所在地の水戸市まで約30キロメートル）もあって、急速に兼業化が進んだ。それでもなお、農業人口が就業人口に占める割合は18.2%あり、日本全体の状況からみれば、農村としての特徴がまだまだ色濃い地域である（市町村自治研究会、2004）。

また、八郷地区の中心地である柿岡は、世界に数カ所しかない地磁気観測所が設置されている場所としても有名である。聞き取りでは、八郷地区の住民は地磁気観測所があるために自分らの地域は巨大開発することができずにいると語ってくれた。彼らの挙げた分かりやすい例は、地区内に未だに電車が通っていないことである。また、常磐線が交流で電化したのも、首都圏と同じ直流電源

だと観測に支障をきたすからと信じているようである。直接的に関連があるかどうか定かではないが、今日においても八郷地区においてゴルフ場開発以外に、大きな開発に縁のないところだったのは事実である。

一方、巨大開発に乗り遅れた八郷地区は、「田舎らしい」イメージがあることで都市住民の注意を引き、1980、90年代以降には市民農園をはじめとする観光にもスポットを当てられるようになったのである。

こうした都会から比較的近く、かつ自然豊かな八郷地区は、全国的には環境保全型農業の推進地として、また最も早い時期から有機農業が実践されてきた地域としても有名である⁽³⁾。近年は都会から有機農業者として新規参入する人が増えるとともに、地元でも有機農業に取り組む農家が増えてきた⁽⁴⁾。このような有機農業へのシフトは、1990年代から強まってきた都会からの農業への参入者の増加が背景にあるとはいっても、やはり他の町にはない独特のしくみが八郷地区に備わっていることを予想させる。

そこで、このしくみがどのように成立してきたのかを明らかにするために、まずは、八郷地区における有機農業の歴史を簡単に振り返ってみたい。

4.2 「たまごの会」 八郷地区における有機農業のはじまり

八郷地区における有機農業は、安全な食べ物を求める都会の消費者グループ「たまごの会」が八郷地区に農場を開設したことに始まる(1974年)。「たまごの会」は、食品公害に危機感をもった消費者を中心に、抗生物質を用いない卵を得ることを目的に組織されたグループである。しかし、安全な卵を得るにはまずは鶏が健康でなければならぬ。そこで「たまごの会」では、当初は養鶏場に頼んで自分たちの鶏を育ててもらっていたが、その後方針転換し、「自ら作り、運び、食べる」ための「自給農場」を建設し、青菜・牧草を栽培して鶏糞を田畑に還元しながら平飼い養鶏を試みることになったのである。たまたま会員の兄弟の土地が八郷地区内にあったために、その農場は八郷地区に建設されることになった。会員からは一人3万円の出資を募ったうえで、農場に住み込み作業にあたる「専住者」会員も新聞等を通じて集まり、松の一本一本を切り倒しながら開拓していったのである。畜舎はもちろん、専住者の暮らす施設もすべて会員の手によって建設され、週2回の配送も会員の手によって行われた。まさに「サイフは一つ」の直接民主主義的運営のもと、共同生

活による分業生産にもとづき、「自ら作り、運び、食べる」実践はスタートしたのである。

しかし、会員間で「自給」を目指してスタートした「たまごの会」はその後、経営が次第に軌道に乗ってくると、いくつかの路線対立が表面化してくる。

その一つは、この「たまごの会」の運動を、会の中で自己完結するものとするのか、それとも八郷を中心として地域に広げていくのかという考え方の違いである。専住者のなかには、都会の消費者約 300 世帯の食べものを自給するには農場スタッフだけでは限界があり、農場周辺に住む農民を交えて規模拡大を進める必要があると考える U 氏のような人物がいた。これら一部の専住者は、「クスリを使わねえーで、出来ねっぺ」と考える農家の人たちに対し、農場における有機農業の実践の結果（出来上がった有機農産物や堆肥など）を「こうすれば結構出来ましたよ」といって直接見せ、紹介することで、有機野菜の生産を熱心に依頼したのである（たまごの会 編,1979:188）。こうした地道な努力が実って、農場周辺の数軒の農家が有機農産物の生産に手を貸してくれることになった。しかしこのような「契約中心派」に対し、「農民を当てにしないで、都市生活者が『自ら作り、食べる』というアピールは、土から疎外されてきた都市生活者にとっては土に直接接触ることによって喜びをもたらす」と考えていた「農場中心派」は、あくまでも都市生活者自身の手で農産物を作ることに固執したのである（山本信子，1983：4-5）。

またこのような内部対立は、当時八郷地区で広範に行われていた農薬の空中散布に対して「たまごの会」が公然と反対の表明を行ったことによって、さらに難しい選択を強いることになった。テレビ番組や町の広報誌を通じて、「たまごの会」の取り組みは、その当時すでに地元の人びとの関心の対象となりつつあった⁽⁵⁾。U 氏などの地元への働きかけも、そのような地元注視の中で行われていたのである。しかし「たまごの会」は、会の発足当初から、食物への残留農薬などに危機感を覚えた消費者が核となって組織されたグループであって、農場周辺に無差別に農薬を散布する町のやり方は、なんとしても受け入れることができなかった。そこで農薬の空中散布に対して、会として公然と町に対して反対表明を行ったのである。このことを機に、町役場や農協、そして空中散布を支持する地元農家との間に、以後、容易には埋められない溝が生じることになったのである。

このことによって U 氏など、会の外との関係を大切にしてきた一部の専住者たち

は、「たまごの会」と地元の農家との間に立つという難しい立場に追い込まれることになった。「たまごの会」の会員の多くは、農場開設以前から個人的、あるいは共同購入の経験をもっていたため、農場で生産される農産物よりも形のよい、おいしいものをすでに知っていた。それゆえ、農場産のものに対しては身内意識のゆえか比較的甘い評価をしても、地元農家に頼んで生産されたものに対しては、容赦なく痛烈な批判が返されることもしばしばだった（たまごの会 編,1979:195）。また、都市生活のなかで「他者との共感と連帯が失われ、根源的な不信と孤独が生じ、不安と危機感で生き抜かなければならない厳しい精神状況」にあるという「個我の自覚」のもと、「新しい文化、新しい社会のスタイルを模索して、観念の中で育み培ってきたイメージを、現実の世界に根づかせよう」（たまごの会 編, 1979 : 184-185）と考えてきた「たまごの会」では、半ば必然的に農場でもコミュニー的な共同生活を志向することになる。しかし、「帰る家」のある会員とは異なり、専住者たちの農場における四六時中の共同生活はかえって「個の解放を奪う結果」となり、「本当ののびやかな空間を保証するものではなかったのでは」との反省も生まれてきたのである（山本, 1983 : 5）。

こうして、農場の中から周囲の農家にいくら参加を呼びかけてもそのままでは説得力に欠けると考えるようになったU氏ら専住者3名は、地元の有機農業を志す農業者3名とともに「たまごの会」から脱退したのである（1980年）。さらにその2年後には、農場周辺の農家と独自提携を主張した「食と農を結ぶこれからの会」が「たまごの会」のなかから独立し、結果として八郷地区には、有機農業を志向する3つのグループが並存することになったのである。

4.3 「神話」の形成と崩壊

その後、農場を固守した「たまごの会」では人の出入りが激しくなり、2003年現在、1名の専住者が有機農業を志す人たちの研修を行う体制をとっている。「これからの会」は結成後会員は増えていき、その中からは有機農業を志望する者を何名か輩出した。文化発信のための雑誌編集を行いながら、八郷地区内に有機農業を教える塾を運営しているG氏もその一人である。しかし1989年には「これからの会」も解散の憂き目に遭い、農業者たちはそれぞれ独自の出荷ルートを開拓することになったのである。

U氏ら「農家志向の人」(橋本明子, 1983: 9)は独立後、それぞれ自身の生産する農作物を食する消費者を探し出し、共同配送を継続しつつも独自の提携ルートを築いていった。しかしその後、他県への転出や自主廃業を繰り返し、最終的に現在まで八郷地区で有機農業を続けているのはU氏1人となった。

このように「たまごの会」は、地元には波紋を引き起こしつつ、最終的には会としての存続を十全な形で保持することができないまま現在に至っている。この背景には、松村ら(1991)が指摘した「神話」が、ここにも作られてきたことが観察できるのである。

「たまごの会」の「直接提携」とでも呼べる取り組みは、都会の消費者を中心に安全な卵を求める運動として出発した。八郷地区における「自給農場」もその延長上にあつたのである。会の意思決定も、「サイフは一つ」の考え方から、出資者の大多数を占める消費者が主導していた。そのため、農場の専住者たちは、消費者のまなざしを背景とした会の指示に従って、有機農産物というモノを分業体制で生産している存在に過ぎなかった。このように「作り、運び、食べる」という「たまごの会」のシステムは、外とのかかわりを考慮しない自己完結的な「食の安全圏」(足立恭一郎, 1991: 22)だったといわざるを得ないだろう。

しかし、こうした理念型にそってシステムは組まれていたものの、実際の運用に当たっては、システムをそのまま維持するのは著しく困難だったのである。そもそも多量の農産物を作り上げる有機農業技術が未成熟であつた1970年代には、300世帯もの台所のすべてを一農場でまかなうのはほとんど不可能であつた。とくに主食である米は、一部で栽培が試みられたものの、農場の体制だけで会員の需要をまかなうにはほど遠く、ほとんど手を付けることができなかった。つまり、消費者主導で意思決定がなされても、その意思は農場の実状によって常に裏切られてきたのである。逆に言えば、専住者たちはシステム上、モノを分業で生産する役でしかなかったのに反し、実際には、専住者たちの主体性いかんによって会全体の命運を決するまでの重荷を背負っていたことになる。

また、個人の対等なコミュニケーションを理想とする農場生活においても、現実に夫婦世帯が単身者世帯に混じって何組も存在するなかで、会から生活費として支給される範囲内で食事の用意から子どもの世話までのすべてを共同で行いつつ生活を営むことには、限界がなかったとはいえないだろう。

こうした大きな矛盾を抱えた「たまごの会」であったが、それでも会としての活動を進めるためには、たとえ農場から1歩離れた場所であっても、他者と同じ世界を共有することはできなかったのである。専住者が現実の需要をまかなうために始めた農場周辺の農家への働きかけも、システムを保守する大多数の会員にはシステムからの逸脱と考えられ、契約した農家はそのため事実上、農場よりも一段低い存在と位置づけられてしまった。しかも農場から送られてくる農産物が、多額の出資をしておきながら、安全とはいえ、みすぼらしいモノにしか映らない会員からは、より見た目に立派なモノ、よりおいしいモノを常に要求されつづけていた。そこで農場専住者や契約農家は、何とかそれに応じようとして、いまだ未熟な有機農業技術を駆使しながら、辛苦を重ねたのである。「地元で自給できるものは自給していこうと考えていた矢先に、北海道産のホクホクしたジャガイモを食べたいという感想にはいくらか閉口した」（たまごの会 編，1979：194）というのが偽らざる専住者の心情なのであった。

しかも、農薬の空中散布問題で地元と対立していた「たまごの会」は、自らの主張を実証するために、給食を拒否して子どもに弁当を持たせたり、PTAの会合にも作業着姿のまま出かけたりしていたのである。それゆえ現在でもなお『たまごの会』の人は何でも反対する。やっていることが分からない。あそこのヤマに閉じこもってやっている」との感想を地元の人から聞くことになるのである。

以上のように、「たまごの会」の直接提携の試みもまた「神話」を生み出してきたのである。「サイフは一つ」という経済的な「神話」、「消費者と生産者（専住者、契約農家）は自立・対等である」という「神話」、「消費者は食物の安全性を最優先に生活を組み立てる」という「神話」のどれもが、「たまごの会」の活動理念の中に、意図的・無意図的を問わず、内在的に存在していたといえるだろう。「たまごの会」の分裂が、こうした神話性に敏感であらざるを得なかった農場の専住者から始まったというのも、会の活動自体が神話性を内包していたことを傍証しているのではないだろうか。

5．神話崩壊と自立のプロセス

5.1 U氏の「たまごの会」分裂後の取り組み

八郷地区において「提携神話」崩壊後の有機農業の展開を考えるにあたっては、「たまごの会」の専住者として農場建設からかかわり、「提携神話」を身をもって感じてきたU氏を抜きに語ることはできない。

U氏の有機農業との接点は、農業大学の学生であった当時に、イギリス生まれの植物病理学者アルバート・ハワード（Howard, Albert）の『農業聖典』⁽⁶⁾を読んだことにある。当時、日本は公害問題でゆれていた時期にあたり、U氏も実際に水俣に出かけてみて環境に対する強い危機感をもったことから、有機農業を実践しようとしたのである。当時まだ萌芽的にしか現れていなかった有機農法による野菜づくりを試行錯誤していたとき、自給農場を開設するという「たまごの会」の情報を聞きつけると、U氏は大学卒業後すぐに志願して専住者となり、農場づくりから参加したのである。

U氏は自給農場で主に野菜生産に従事しながら、地元農家との契約にも奔走した。ところが空散問題が持ち上がると、地元の人びととはほとんどコミュニケーションがとれなくなってしまった。「(たまごの会)は)農家を見下ろすような見方で、いつまでも地元農家と対等に立とうとはしない。また自分たちの働きは農家の視野に入っていない。地元農家には『農場』でみんなで有機農業をしているからこそ成り立っていると思われるかもしれないし、あんな空間に閉じこもったままで、ほかの農家がしていることをどうこう言うだけではしかたがない」(U氏)。このように考えたU氏は「一農民・一生産者になって、そこで、自分の考えが本当に妥当なものかどうか確かめてみたい」(U氏)と次第に考えるようになっていった。そうしたとき、地元の農家から山林の賃借の申し出があったことを契機に、「たまごの会」を去る決心を固め、八郷地区内の現在の集落に移ったのであった。

U氏の生活は、まさにゼロからのスタートとなった。木の伐採からはじまる農地造成は「たまごの会」で経験済みだったが、家族の住む家の建設も井戸掘りも基本的にはすべて自身の手で行わざるを得なかったし、あるいは生産された農産物を食べてくれる消費者を探すのも、すべて自分で行わなければならなかった。有機農法による野菜づくりは「たまごの会」でも実践してきたが、家畜の飼育から堆肥の作成、土作り、作物の管理などの一切を自分の手でやることはもちろん初めてだった。当時のことを回想してU氏は次のように語っている。「実際みんなお金ないから、やっぱり質素にスタートするしかないわけ。……でも着実に、こう、だんだんよくし

ていこうという夢があったわけ。だから、一所懸命仕事をして、生産物を売って、そのお金でまた何か鳥小屋を建てたり、機械を買ったり。結局励みがあるわけよね」。「非常に面白いよ。ゼロからね。だって山、なにもないところ。造成から始まって、井戸をほって、電気をひいて、それから家を建てて、畑を作って。そこからだもん」(U氏)。

その後U氏の取り組みは、「たまごの会」のときのような、組織を介したものからは次第に変化していったのである。当初こそ「大地を守る会」⁽⁷⁾など、有機農産物を専門に扱う流通団体に集荷していた時期もあったが、U氏の農産物を食べはじめた人たちが他の人にもU氏の農産物を薦めるようになると、次第にU氏と直接顔を合わせる人びととのネットワークのなかで農産物のやり取りを完結できるようになってきた。U氏のもとには、それら顔見知りの消費者がしばしば訪れ、農産物のできや苦勞などを話し合ったり、ときには一緒に農作業したりすることもある。しかしそれは、人手が少ないための労働力の補充としての「援農」というより、農作業を一緒に楽しむ「仲間」に近い感覚である。

5.2 「等身大の暮らしぶり」と「節度」



「有機の場合は、とにかく自分が基準を決めるわけ。……その判断は自分でしなければならない」(U氏)。こう語っているとおり、U氏は基本的に自分の農産物の値段はすべて自分の判断で決定している。ただしそこには、他者のまなざし

が介在しないというわけではない。「有機農産物も求めていいと思うんだけど、そこにはね、やっぱり、節度。いろんな節度があると思うんだけど、生き物との、作物

や家畜を通じた等身大の暮らしぶりっていうかな。欲をそんなにかかないっていうかな」(U氏)。

U氏の農の営みとは、農業者としての自分と顔見知りの消費者、そして生きものである動植物とが相互に連動してはじめて成り立っている。この三者をつらぬく関係の基本が「節度」であり「等身大の暮らしぶり」だというのである。

たとえば、野菜の値決めを例としてみよう。U氏は野菜を出荷する際、その野菜の「でき」がどうであるかを判断する。色かたちはもちろん、それまでどの程度手をかける必要があったか、そしてそれは自分として満足のいくものであるかどうかを考慮する。また、出荷先の消費者の顔を思い出す。あの家ではどの程度食べられるか、保存ができるのか、世の中に「商品」として出回っているものと比べて見劣りすると思われないか等々、個別の事情を見極めるのである。しかしだからといって、一方的に消費者のことを思いやっているわけにもいかない。採れた野菜の量や自分の暮らしのこともある。こうしたことをすべて見回した上での「等身大の暮らしぶり」から、「節度」をもって値決めしていくというのである。

こうしたプロセスは、値決めに限ったものではない。農作物の生長を考えるときにも同じ「節度」が要求される。肥料の「でき」は家畜の様子によって変わってくるし、それは土壌を通して植物にも伝わる。また地力維持のために、金銭的には割りに合わなくても小麦や大豆などを植えたりもしている。天候にも気をつけなければならない。もちろんすべてはU氏が何にどの程度手をかけるかにかかってくるのである。

つまりU氏が「自分が基準」というときの基準とは、経済的なものであるというよりもむしろ、社会的・他者相関的な基準なのである。たしかに金銭が介在する関係を保ってはいるが、それはどちらかといえば二次的な現象であり、相互の暮らし(そこには人間だけでなく、動植物の生長も含まれる)を配慮しあうなかで決定されていくものなのである。言い換えれば、生産者、消費者、農産物がおのおの主張しあって決まっていくというより、三者相互の関係から基準が導き出されてくるというような、「関係によって定まる基準」であるというのが実態に近いのである。

5.3 地域住民としての「節度」

ある種の有機農業が「機械を使わない農業」を志向するのに反して、U氏の営む

農業では、機械類もさまざまな形で用いられている。ただし、U氏は機械を使いながらも、その機械によって自分の暮らしぶりが振り回されることを常に警戒している。新しい機械類が次々と登場する現在、より効率を上げようとするればそれらの機械類を所有することが



写真 3-2 U氏の機械倉庫(2003年8月)

早道であることはU氏も十分承知している。しかしU氏は、自分が使いこなすことができ、また家計にも負担がかからない程度の機械類しか導入しようとはしない。あくまでも自分がやろうとしていることを実現するための道具と考えているからである。

またU氏は、地域社会に対しても「節度」をもった働きかけを心がけている。しかし、このことはときに、U氏に難しい選択を迫ることにもなるのである。

U氏は独立して一年後にはいわゆる「村入り」を果たし、冠婚葬祭や道普請などにも積極的に参加するようになった。さらに、有機農業だけでは地元との交流が不足すると考え、自分の息子が小学校5年生になると、小学生のサッカーの監督も引き受けるようになった。さらには、大人のサッカーチームも有志で作るようになり、現在もこの中心メンバーの一人として参加しているのである。

ところが、U氏の経営がようやく軌道に乗り始めた頃、U氏の住んでいる場所にゴルフ場をつくるという話がもち上がった。予定地には地区の共有林が含まれており、地区の人びとには相応の金額が手に入ることが予想された。そこで地区の人びとはこの話を歓迎をもって受け入れることにしたのである。そうした状況下で、U氏は結局「これ以上反対運動したら、本当に部落にいられない」(U氏)と考え、同じ地区の別の場所への移転に同意したのであった。

その後、地区の人たちは手に入りにくい小麦をU氏のために調達してくれたり、

中古機械を譲ってくれたりしながら、少しずつU氏との社会的距離を縮めていったのである。最近では農地をU氏に委託したいという農家もあらわれた。また、U氏を地元の篤農家の一人に挙げ、彼のやり方を少しずつ認めようとする動きも出てきた。

こうした変化にふれて、U氏は「これで一応『たまごの会』にいたとき、空中散布運動などで買っていた反感を収めてくれたようだ」（U氏）と語っていた。「たまごの会」から独立して20年間、U氏なりの「節度」をもって人びとと接してきた結果、ようやく自分が集落に定着できてきたのではないかと、U氏は感じ始めているのである。

5.4 自立した農業者

以上のような暮らしぶりのU氏を指して、ここでは「自立した農業者」と呼んでおきたい。「たまごの会」の提携の際には、農産物システムの一部を担ったにすぎなかったU氏が、独立後、有機農法を試行錯誤しながら自ら開拓し、農産物のよさを理解してくれる消費者とのあいだに仲間的な関係を維持しつつ、地域とのつながりも徐々に根強いものにしてきた。それはある一時期にいつせいに形成されたものではなくて、U氏自身の（生きものとのつき合い方を含めた）技術の向上や、理解してくれる人びととのつながりを通じて、20年以上の歳月をかけて、徐々に深めてきたものである。このような関係をも、もし「提携関係」と呼ぶならば、この関係がU氏個人と決して切り離すことができないものであることは明白だろう。

そしてこのような関係は、「たまごの会」のときにU氏が経験した「神話崩壊」の上に築かれたものなのであった。「サイフは一つ」という神話、「自立・対等である」という神話、「食物の安全性がすべてに優先する」という「たまごの会」が抱えた神話のどれもが、U氏個人を超えたモノとしての有機農産物に力点が置かれていたのに対して、U氏は自分と動植物との関係、理解ある人びととの関係という、関係性自身を主体としてその中身を深める戦略によって神話を乗り越えようとしてきたのである。こうした新たな関係性の束のなかに自分をしっかり位置づけることができたとき、その農業者を「自立した農業者」と呼ぶことができるのではないだろうか。なぜならそのときはじめてその農業者は、システムが要求する目的に自らが規定されるのではなく、自らが指し示す目的を他者と共有しつつ前に踏み出すことができ

るからである。

6．有機農業の地域的拡大と農業者の自立

6.1 八郷農協とA氏の戦略

「たまごの会」分裂後、八郷地区には3つの有機農業のグループが並存してきたが、これらの流れとは別に、八郷地区には有機農業が広がっていく契機が存在していた。それは八郷農協⁽⁸⁾がはじめた「産直」事業の延長にある「グリーンボックス事業」である。

養鶏危機と呼ばれる鶏卵価格の暴落の余波がまだ残っていた1972年当時、八郷農協に隣接する玉川農協では、この危機を脱するため、東京の消費者団体である東都生協⁽⁹⁾とのあいだに卵の産直事業をはじめていた。しかし、生協会員数の増加に供給が追いつかなくなると、八郷農協も1976年からこの事業に参加することになり、鶏卵、ブロイラー、椎茸などの産直をはじめたのである(大木, 1995: 25)。1980年代も半ばにはいると、それまでの八郷の主要作物であったタバコ、養蚕は壊滅的な状況に陥り、農協として脱農の方向に向かうか、新たな農業振興の方向に向かうかの岐路に立たされた。ここで八郷農協は、東都生協との産直を軸とした運営に大きく舵をきることに決定したのである(中島, 2000: 60)。

1995年からは東都生協の求めに応じて、こだわり野菜「グリーンボックス」事業が開始された。しかし、季節ごとの地元野菜を個別配送するこの事業は、量が多すぎたり好みに合わない野菜が入るなど、十分に消費者のニーズに合致したものではなかった。そこで農協は「グリーンボックス」に有機野菜を入れることにしたのである。

しかしこの時点において、八郷地区内で農協に野菜を供給してくれる有機農家を探すことは容易ではなかった。「たまごの会」を経由した人びとはそれぞれ独自の提携先をもっており、農協との関係も「空散問題」以来、めだった関係改善もなされないままであった。そのとき農協の産直担当S氏が目をつけたのは、U氏のもとで研修を積み、就農して間もないA氏であった。

A氏はもとU氏の農産物の消費者の一人であったが、U氏とのかかわりが深まるにつれ自分もまた農業に転身したいと考えるようになった。そこでついに勤め先の

学習塾を辞めてU氏のもとで農業の手ほどきを受けた後、1989年に八郷地区に土地を借りて就農を果たしたのである。S氏がA氏のもとをたずねたとき、A氏は自分の農作物を支持する消費者のほかにも、「大地を守る会」などの団体にも出荷していた。

S氏がどちらかといえば消費者の環境意識への高まりに呼応しようという意図が強かったのに対し、A氏は別のビジョンをもっていた。A氏は八郷地区内で有機農業を営むうちに、U氏を含めた「たまごの会」の流れをくむ有機農業者のやり方に不満を感じていたのである。「(U氏をはじめとする新規参入者たちは)それぞれのグループと消費者と直接結びついているから……何をやっているかあまり見えないっていうかね」(A氏)。このように、彼らの取り組みがもつ自己完結性と閉鎖性が、有機農業の拡がりを抑えていると考えていたのである。そこで、A氏は農協のもっている組織力を生かして、八郷地区に有機農業を拡げようと画策したのである。

こうしてS氏をはじめとする農協の思惑とA氏の戦略は次々と実行に移された。「グリーンボックス」への有機農作物の導入にはじまり、1997年には農協内に有機栽培部会を設立して地元農家への働きかけを強める一方、1999年には有機農業を志望する新規参入者の研修制度が設置され、農協が窓口になって有機農業者育成を支援するしくみができあがった。こうして八郷地区には有機農業を志向する農業者が着実に増えていったのである。

6.2 有機農業者における自立の方向性

ところが、農協を中心とした組織的な取り組みによって新規参入した有機農業者たちは、こうした制度のもつメリットを十分認めつつも、それが八郷地区に定着した決め手ではないという。「U氏はすごいですよ。U氏のところで研修を受けて有機農業を始めたA氏も、U氏と同じように大規模にやってて、私たちはA氏に一度話を聞いてから、ここで有機農業をすることに決めた」(有機農業経験5年 20代男性)。

「ずっと農業をやりたいかったが、農業で生活できるかどうか自信がなかった。八郷でU氏のところで研修している友達から、有機農業でもちゃんと生きていけるよ、と聞いたとき、自分も本気になった」(有機農業経験1年 20代男性)。このように新規参入者たちが八郷地区に定着する際に最も重視しているのは、U氏などの先輩有機農業者の存在なのである。



写真 3-3 U 氏の出荷場 - サッカーボールがぶら下がっている
(2003 年 8 月)

実はこうしたことは、A 氏が組織的な取り組みをはじめた当初から予想していた出来事だったのである。A 氏は「たまごの会」に淵源をもつグループの閉鎖性を指摘する一方で、農協／生協の組織的な限界もまた見抜いていた。「組織というのは、認められる場

合は、ある程度実績が必要なんです。農協の場合は売上げなんです……そこが自分のいやなところで。有機農業っていうのは（本来）売上主義じゃないから」（A 氏）。しかし、だからといって、新規参入する人びとにとって農協／生協はいい売り先であることに変わりがない。そこで A 氏は、農協のもつこの種の「売上主義」にはいったん目をつぶっても、まずは有機農業者の量的拡大を優先するのである。

では、こうした売上主義にいったん飲み込まれてしまった農業者は、かつての「たまごの会」同様、単なる有機農産物システムの担い手の一人になってしまうのではないだろうか。こうした危惧に対し A 氏は、次のような規制が働くために、八郷地区ではそういったことは起こらないはずだという。すなわち、有機農業者がもっと増えれば、農協／生協に出荷する一人当たりの農産物の量は減ってくる。すると農業者は自分を支持してくれる消費者を探しはじめるはずだ。だから有機農業者がこうしたシステムに囲い込まれることはない。このように A 氏は考えているのである。

つまり、農業者としての自立に向けて動き出す新規参入者の増大が、A 氏の目指すものだったのである。このようなビジョンのもと、農業者の自立を促す存在として、A 氏にも大きな影響を与えてきた U 氏にスポットが当たるのはむしろ当然のことであった。実際には、「たまごの会」以来の対立を引きずってきた農協とは別に、農業とは直接結びつかない生活上のつながりであるサッカーを通じて、U 氏の暮ら

しぶりに触れる新規参入者が現在も多いのである。

以上のように八郷地区には、農協を中心とした新規参入者の受け入れ窓口の背後に、生活を通じて農業者としての自立を促すU氏らの存在があり、このことが八郷地区にたくさんの有機農業者を惹きつけ、定着を促してきたのである。そして、その際参照される自立とは、すなわち、「たまごの会」の神話崩壊後 20 年をかけて築き上げてきたU氏と理解ある人びととの関係や動植物との関係そのものの姿なのである。

7 . 結語

本稿では、八郷地区における「提携」の開始からその後の展開を、U氏を中心に概観してきた。そこで明らかになったことは、現在の八郷地区における有機農業の急速な拡大の背後に、「たまごの会」が生み出した「提携神話」の崩壊から得た経験が、U氏らを介して息づいていることであった。たしかに八郷地区では、農協を中心とした「産直」の延長上に有機農業が推進されてきた経緯があり、その流れは「たまごの会」のような「直接提携」の試みとは一線を画していた。しかし、実際に八郷地区への定着を決意した新規参入者たちが、農協という組織のなかに埋没することなく「自立」に向けて開かれていくのは、「提携」を経た U 氏らの生活に直接触れることができるからなのであった。

では、U氏を「自立した農業者」としているものが何かと問えば、それはU氏自身と動植物との関係や、理解ある人びととの関係という、他者との関係性そのものなのであった。「たまごの会」は、こうした他者との関係自体よりも、「モノとしての有機農産物」を「作り、運び、食べる」という生産—流通—消費のシステム構築に力を注いできたため、システムが要請する目的が生活実態を超越してしまい、結果として「神話」を作り上げてしまったのである。このように「直接提携」とも呼べるようなしくみをもった「たまごの会」の活動には、より純粋なかたちで「神話」を作り上げてしまう論理を内包していたといえるだろう。しかし、それゆえに、「提携」のもつ神話性が何であり、何をもってそれを乗り越えていけるのかを一人一人に問いかけ、熟考させたともいえる。いわば自分のもっていた経験のほかに寄る辺のないゼロからのスタートを強いられたU氏のような存在が、もっともその神話性

の弊害を一身に引き受けざるを得なかったのであり、「節度」をもった「等身大の暮らしぶり」からの関係性の深化という「自立」の方向性とは、こうした「提携」のもつ本質的な問いかけのなかから生れたといえるのではないだろうか。

八郷地区の有機農業を支えている「自立」とは、他者との具体的な関係性を離れては存在しないものであり、それゆえ有機農業者個人と決して切り離すことができない性質のものである。しかし、そのことをもってこの「自立」の動きが閉鎖的、あるいは不安定であると考えるのは早計だろう。そのような否定的な評価の背後には、農業者や消費者、動植物そのものの個別性・独自性を省みることなく、「カネ」「モノ」を中心としたシステムの効率化を至上命題とする「生産力主義」が前提にされている可能性が高いからである。戦後の農政が「生産力主義」に依拠したために、農業発の環境問題や農業者の主体性剥奪などを引き起こしたことを直視するとき、まずは農業者を取り巻く具体的な他者との関係そのものの見直しからはじめ、その関係性自体をいかに改善していくかが、問題解決の鍵になるのではないだろうか。その意味で、「自己批判の思想」（保田,1991:197）を内に秘めた「提携」から深く学んだ八郷地区の「自立」に向けての取り組みは、今後の日本の農業を展望するうえで、可能な関係性のあり方を示す一つのモデルを提供しているのではないだろうか。

注

- (1) 榘瀉俊子がすでに指摘されているように、有機農業の源流は、1940代から注目される福岡正信による「自然農法」や、農村医師らの取り組みに遡る人もいる。詳しくは（榘瀉, 2008: 39-41）
- (2) 調査は2003年5月～8月にかけて行った。以下の記述における人びとの語りの引用は、この期間の調査による。また、本稿は北京外国語大学（北京日本学研究センター）に修士論文として提出した論文（「農業生産者の主体性回復行動と組織形成——茨城県八郷地区における有機農業の実践を事例として」）を基礎にして大幅に加筆修正したものである。
- (3) 例えば、八郷地区は1996年度の第1回環境保全型農業コンクール（農林水産省主催）にて優秀賞を受けている。
- (4) 現在、JAやさと有機栽培部会に所属している農業者は27世帯である（JAや

さと『農協だより』2003年7月号より)。またこれとは別に、農協を介さず独自のルートで有機農業に従事している7世帯、後述する「たまごの会」の専住者会員1世帯を筆者自身の調査で確認している。

(5) その様子は1974年7月の『広報やさと』(八郷地区役場秘書広聴課発行)の「わだい」という欄に、「無公害のたまごや野菜を 柿岡で東京の主婦が農場経営」という見出しで紹介されていることから窺うことができる。

(6) ハワード(Howard,1940=2003)は、1940年の同書出版当時に欧米が直面していた近代農業の弊害を克服することを目的として、インドや中国、日本の伝統的農法を取りあげ、その小規模で混作主体、また自然原則と調和しており無農薬である点などに注目した。

(7) 「大地を守る会」は、1975年8月に「農薬公害の完全追放と安全な農畜産物の安定供給」を求めて設立された消費者の組織である(藤田和芳,2002:118-123)。

(8) 八郷農協(現在の名称はJAやさと)は、1965年に1町6か村の農協が合併して発足後、1988年に町内唯一残っていた小桜地区の農協と合併して現在に至っている。2002年度末において、組合員数は5,099人で、そのうち、正組合員4,377人、準組合員722人である。

(9) ただし、この事業開始の時点では「天然牛乳を飲む会」であり、翌年の1973年から東都生協となった。2003年現在、会員数は約20万人である。

第四章 新規参入する有機農業者と既存村落との共存可能性 茨城県石岡市八郷地区の取り組みを事例として

1. 問題関心

第三章では、八郷地区における有機農業の広がり終始関わってきたU氏の取り組みを考察し、新規参入者の立場から有機農業運動が八郷地区で展開するメカニズムを明らかにしてきた。では、新規参入者を受け入れる側はどうなのであるだろうか。慣行農業を営む地元農家は、有機農業の生活ビジョンをもつ新規参入者とは相容れないほど農業に対する価値観が異なるにもかかわらず、なにゆえに彼らを受け入れることになったのであろうか。そこで本章では、農地荒廃問題を克服するために八郷農協が推進した新規参入者受入れ制度や八郷地区での新規参集者受入れの実態などを通して、農業における価値観の異なる新規参入者と地元農家が、既存の村落秩序の維持、改変によって、いかにして共存可能となったのかについても着目していきたい。

自然環境に左右されやすい第一次産業は、工業化が進む社会において衰退の一途をたどっている。日本においてもこの傾向は顕著であり、農業だけを取り上げてみても、農業生産者の高齢化や後継者不足にともなって、農地の耕作放棄や荒廃が深刻になってきている。こうした農地の遊休化・荒廃化を打開するためには、政府が行ってきた従来の農業担い手政策、すなわち既存農家の規模拡大にのみ依拠する政策ではすでに限界であり、また農家内における世帯交代が十分機能しなくなってきた現在では、農外からの新規参入を含む新たな就農者の創出が不可欠であると言われている（橋詰登，2005；五十嵐建夫，2005など）。

そこで、農業に夢を託して新たに就農しようという人びとに対して、政策的な目が向けられはじめた。後継者不足に悩む地域を対象に、新卒者のほかに、非農家出身者を加えた新規参入者育成のための支援事業が次々と打ち出されるようになったのである。たとえば1987年、全国農業会議所内に「全国新規就農ガイドセンター」、都道府県農業会議内に「都道府県新規就農ガイドセンター」が設けられ、さらに1995年には新規参入者に対する無利子資金の提供を目的とした「就農支援資金」制度が創

設されている。

ところが、支援制度の拡充が図られてきているにもかかわらず、農業を希望していながら就農に至るまでのハードルが高いために、結局就農を諦めてしまった人の数も依然として多い⁽¹⁾。なかでも一番の難関は農地確保の問題である（田畑保，1996；内山智裕，1999；江川章，2000など）。なぜなら農地は、村落の秩序に深く関わるものであり、それゆえ農地確保の問題は単なる土地問題ではないからである。言い換えれば、農地確保の問題とは、村落の社会関係に基盤を持たない新規参入者を、いかにして村落社会に迎え入れるかということを含んでおり、新規参入者の側からは、当該村落社会にどのように参入し、定着できるのかという問題でもあるからである。

この問題をより複雑にしているのは、農業経験自体が乏しい新規参入者は、農家として生まれ育った者とは異なり、地元農家や村落の価値観を容易には共有しがたい側面をもっていることである。たとえば、新規参入者のもつ「農業への新しい眼差し」に注目する秋津元輝（1998）は、新規参入者が農村社会に異質な人間関係を率先して持ち込む「革新性」を有しており、また従来の農業者と比べ、農業への姿勢と生活に対する考えを意識的に正当化する農業観をもっていると指摘している。しかしこのことは同時に、新規参入者が地元農家の価値観と相容れない可能性があることも示唆している。実際に原（福与）珠里（2002）は、北海道K町の事例において、新規参入者が地元農家に就農をもちかけた段階で、有機農業や自給自足の志向をもっていたら地域に定着することは無理だと説得された事実に触れている。このように農業観や生活スタイルの違いをもった者同士がどのような距離感をもって付き合っていけるのかという難題が、新規参入者の農地確保や定着の際に問われるのである。

右のことを念頭に置きつつ、本稿では茨城県石岡市八郷地区の事例を考察する。多くの遊休地・荒廃農地を抱える八郷地区では、農業担い手の減少という、日本の他の地域と同様の課題に直面している。こうした問題を克服するために、八郷地区ではあえて有機農業を志す新規参入者を積極的に受け入れてきた。こうした取り組みの背景にはどのような仕組みや価値観が潜んでいるのであろうか。また取り組みの実現のために、地元農家や村落と新規参入者との間にどのような関係が構築されてきたのであろうか。これらの点に焦点を当てながら、新規参入者の定着に向けて、

今後どのような条件が必要になるのかについて、若干の展望を示してみたい。

2. 先行研究

2.1 「仲立ち人」と農地確保

新規参入者をどうすれば順調に就農に結びつけることができるのか、なかでも農地問題をどのように克服するのかについては、これまでも数々の研究成果が報告されてきた。たとえば内山智裕（1999）は、新規参入者の農地取得が困難であるのは、既存村落の社会関係に信用基盤が確立されていないためだという。そこで、地域との媒介役を果たす「仲立ち人」がいるかどうか、新規参入者の経営資源の獲得、とくに農地確保に直接関係してくると述べている。

同様に原（福与）珠里（2002）も、新規参入者を支えるネットワークに焦点をあてた研究を公にしている。このなかで原は、就農時に地元との媒介にあたる「後見人」の存在が、農地確保を含む新規参入者に必要なサポートを容易にしていることを明らかにした。

これら「仲立ち人」や「後見人」といった、定着先の村落と新規参入者とを媒介する人物の重要性を認めながらも、三須田善暢（2005）は、別の視点から農地問題克服の鍵を見出している。三須田は、新規参入者が村落に定着していくプロセスを仔細に検討する中で、「村落から一戸前の『家』として『多元的な承認』を受ける過程で段階的に形成され、獲得されるもの」としての「信用」が、新規参入者の農地確保の際に大きく影響すると主張した。新規参入者のような身元のはっきりしない者が村落に入ってくることは、土地利用から村落の社会関係に至るまで、既存の秩序に多くの変化をもたらすおそれがある。そのため新規参入者は、一戸前の「家」として村落に入り込まないと土地確保は困難であるという。したがって、新規参入者が村落に存在する氏子組織、若者集団などとの付き合いに参加することで、「単なる人格面での評価のみならず、村落秩序を遵守して生活保障組織としての家・村の維持に寄与していくであろうことを村人に承認」してもらうことが、結果的に農地確保を段階的に容易にするのだという。すなわち、「仲立ち人」といった特定の人物の影響ばかりでなく、「人物と集団・組織との双方が土地確保の過程に大きく関与している」というのである。

以上の諸研究は、新規参入者がいかにすれば地元農家から「信用」を得られるかに焦点を絞って議論を展開している。「仲立ち人」、「後見人」をはじめ、村落の諸組織とのつきあいも、新規参入者が地元農家から「信用」を得るプロセスとして捉え返されたのである。すなわちこれらの諸研究に従えば、農地問題の克服のためには、新規参入者が地元農家に近づき、自らも村落を構成する「一戸前」の家を形成するべく努力することが求められることになる。ここで新規参入者は、村落（ムラ）の既存秩序に「馴化する」ことが前提にされているのである。

2.2 新規参入者のムラ入りと定着課題

「仲立ち人」らを介して新規参入者が「一戸前」としての「信用」を獲得していくという右の諸研究が示したプロセスは、原（福与）（2002）も指摘しているように、かつてよそ者が「ワラジ親」を立ててムラ入りするあり方と相通じるものがあるといえるだろう。

桜井徳太郎（1985）によれば、ほぼ同種の職業に従事する家があつまり、地縁的・族縁的に重層的な拘束が加わっている日本の伝統的なムラでは、新しく他所から転入する者に「ムラ入り」させる慣行があり、ムラ入りが果たされるまでは「よそもの」とよんで差別する風が強いという。「よそもの」は新しく宅地を買い、新しい家屋を建築し、独立の生業を営んでいるだけでは十分ではなく、必ず共同体全員の承認を得て、ムラ入りのイニシエーションを果たさねばならない。そこで「よそもの」は、ムラ入りを経るまでの間、ワラジを脱ぎ、どこかの家の厄介になり、その家と擬似的なオヤコ関係を結ぶことによって、村における生活の庇護を受けたのであった。ムラはそのような「よそもの」に対して、共同体を担うのに必要な知識と技能・心構えを授ける「ワラジ親」を置くことによって、ムラの間人間関係に馴染ませたのである（桜井,1985）。

しかし、こうしたイニシエーションとしての「ムラ入り」は、それを必要とする条件があってはじめて意味をもつといえるだろう。福田アジオ（1984）によれば、ムラ入りの条件が厳しい所は「それだけ生産・生活の条件がきびしく、新しい家の成立は旧来の家の生産・生活を圧迫しかねない所か、もしくはムラが高額な財産を共有していて、各家の持分や利益の配分権が大きな存在となっている所」であるという。すなわち、ムラ入りの条件は、よそ者の参入がムラ的生活崩壊につながるお

それが高い場合により厳しくなるのであって、逆にそうしたおそれがない場合には必ずしも厳しくする必要はないのである。

このように考えると、新規参入者のムラ入りを前提にムラの「信用」獲得に重きを置く先行諸研究は、ムラの秩序維持を最優先と考えた場合にもっとも現実的なプロセスを指し示しているといえるだろう。

しかし、新しい農業観を有する新規参入者から見れば、こうした「ムラ入り」「一戸前」に向けてのプロセスが、確固としたものであればそれだけ、高い参入障壁として映る可能性が高い。また荒廃農地の耕作者確保が急務である今日では、よそ者の存在がただちにムラの生活秩序の崩壊につながると考えることには無理がある。そのため厳しいムラ入り条件を設定し、馴化のための長いプロセスを要するやり方に固執したのでは、新規参入者をたんに排除するための手段であると解釈されかねないのである。むしろ農地荒廃の防止を考え、新規参入者を積極的に受け入れるためには、「ムラ入り」に頼らない新しい仕組みによって、同じ地域に異質な価値観が共存できるような工夫が求められているのではないだろうか。

そこで本稿では、1970年代末から2008年12月までに32軒(定年帰農者を除く)もの新規参入者が就農を果たした茨城県石岡市八郷地区を事例⁽²⁾に、新規参入時の農地問題がどのように克服され、定着が果たされてきたのかについて、これまで筆者が行ってきたフィールドワーク⁽³⁾をもとに探っていく。八郷地区では、数多くの新規有機農業者を受け入れる際に、農協が「仲立ち人」として関わっているところに特徴がある。この組織的「仲立ち」を通じて、新規参入者が農地確保のハードルを乗り越えるその方法と、その後もなお存在する村落秩序との間の齟齬を調整していく仕組みについて、分析的に明らかにしていきたい。その上で、今後新規参入者が地域へ定着するにあたって既存村落との間にどのような関係がありうるのかについて、若干の見取図を示したい。

3．農地認識の相違と新規参入者の地域定着

3.1 八郷地区における農地の荒廃状況

近年八郷地区では、全国の例にもれず、農家の高齢化と後継者難によって、耕作放棄される農地面積が増大している。

表 1 八郷地区の農家数および農地面積の変化

調査年	総農家数 (戸)	総農地面積 (ha)	田の面積 (ha)	左のうち田の耕作 放棄面積 (ha)	畑の面積 (ha)	左のうち畑の耕作 放棄面積 (ha)
2000年	3492	3381	1741	109	983	211
2005年	3209	3054	1626	76	844	225

(2000年および2005年の農林業センサスより作成)

表1が示しているように、八郷地区では田よりも畑の方が耕作放棄された面積が広い。機械の使用で効率的な耕作が可能な水田とは対照的に、八郷地区の畑はほとんどが傾斜地で機械導入が難しく、結局「遊ばせておいた方がよい」と考える者が多いためである。また同じ水田でも手間のかかる山すその水田では放棄される割合が高く、一部はすでに山林としての利用に変化している。

しかし地元農家にとっては、農地がいずれの形状であっても家産であることに変わりはなく、できれば放棄したくないという気持ちを持っている。農地を次の世代に引き継ぐために、たとえ畑に植えるものがなく、収穫がなくても、トラクターを使って土を掘り起こし、草取りを行う農家も多いのである。このように、家産として農地の保全を図りたいが、かといって自分で耕作することもかなわないというのが八郷地区における農家の現状である。そこで、農地保全の新たな担い手として注目されたのが新規参入者なのである。

3.2 新規参入者の農業観と農地認識

八郷地区にやって来る新規参入者の特徴は、若い夫婦が圧倒的に多いことにある。表2は農協の研修制度を利用して定着した新規就農家族について整理したものである。これを見ると、彼らの就農前の職業は農業とほとんど関係がなく、また耕作の経験をもっている場合でも市民農園のような趣味程度のものであることがわかる。しかしだからといって、彼らが気まぐれで農業に参入しているわけではない。農業経験が少ない新規参入者であっても「一生やるんだったら、好きな仕事をしたいで。それだけここ（八郷）に来るといのは、やっぱり覚悟を決めているのかな」（2008年12月21日J氏への聞き取り）というように、農業を一生の仕事としてやり抜く覚悟で、新規参入を果たしているのである。

表2 農協研修生の概況

参入者名	A 夫婦	B 夫婦	C 夫婦	D 夫婦	E 夫婦	F 夫婦	G 夫婦	H 夫婦	I 夫婦	J 夫婦
研修時期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期
研修開始年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
独立年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010 (予定)
出身地 (夫)		東京	東京	茨城	宮城	大阪	大阪	東京	岩手	
参入時年齢 (夫)	39	35	30	40	31	33	39	28	24	30
前職 (夫)	生協の職員	エンジニア	農業関連業	物流商社	塗料販売業	外食企業	調理師	農業生産法人	警察	農業生産法人
就農以前農業経験の有無	有 (市民農園)	無	有 (市民農園)	有 (海外にて)	有 (市民農園)	有 (前職)	無	有 (前職)	無	有 (前職)

また八郷地区における新規参入者は、すべて有機農業を志向していることも特徴的である。この有機農業への志向性は、実は彼らが農地確保を行うに際して、地元農家との間に絶妙なバランスを保つのに役立っているのである。

新規参入者が有機農業を志向する場合、現在では J A S 法に基づく有機農産物の認証を受けることが一般的になっている。J A S 法の認証基準では、自己の農産物を流通させるために、少なくとも三年間は圃場に農薬等の禁止資材を使わないことが必要になる。そのため新規参入者は、この三年間という期間をできるだけ短縮するために、積極的に耕作放棄された農地を借り入れようとするのである。この点について、新規参入者の C 氏は、次のように説明してくれた。「畑は有機の認証をとらなければいけないので、畑こそ早めに借りなきやいけないのよ。… (畑は) 結構荒れていたのが多かったのよ、いきなり有機でもいい土地があるんですけど。一応一年間は (空いていなければならぬと)、法律で決まっているんですけどね」(2006年 8 月 2 日の聞き取り)。このように有機農業を志向する新規参入者は、耕作放棄

地を参入しやすい農地として考えているのであり、しかも田ではなく、畑をより積極的に借り入れようとする傾向があるのである。

こうした農地認識の違いは水田の形状についてもあてはまる。新規参入者は圃場整備された水田よりも山すその水田を積極的に賃借しようとする傾向が強い。その理由は、借地料が三分の一で済む⁽⁴⁾という経済的な要因だけでなく、雨水を使って有機稲作を实践できる場所という、有機農業に特有の意味づけも大きいのである。山すその水田（地元ではこれを「谷津田」と呼ぶ）は、機械が導入できる土地形状ではないため、原則としてすべて手作業になる。また山から湧き出す冷たい水や、日当たりの悪さ、猪などの被害にあいやすいという悪条件があることも、新規参入者は十分に認識している。にもかかわらず、新規参入者が谷津田をあえて借りようとするのは、谷津田が農薬の被害を受けておらず、また天然水（雨水）で有機稲作ができるという、他の場所にはない価値を認識しているからである。

それに対して、新規参入者のうちで圃場整備された水田を耕作しているのは、K氏のみである（2008年12月時点）。K氏の話によると、新規参入者であってもその気になれば圃場整備された水田も借りられるが、借地料が高いことと減反政策に左右されやすいこと、さらに水利権が絡んで人間関係が複雑であるため、かえって新規参入者には魅力が少ないのだという（2006年12月21日の聞き取り）。

このように、有機農業に従事する新規参入者にとって、水田より畑の方が自立への近道なのであり、「まずは畑を確保したい」という認識は新規参入者の間に共通しているのである。こうして「水田より畑」と考える新規参入者と、「畑より水田」と考える地元農家との間では、農地に対する競合が比較的起こりにくく、結果として新規参入者の農地確保へのハードルが低くな



写真 4-1 農協の夢 ファーム農場(2007年12月)

るのである。

しかしだからといって、農地は地元農家にとって家産であることに変わりはなく、しかも農地は村落規制にも深く関わっている。そのため耕作しないからといって簡単に貸すわけにはいかないのである。こうした地元農家と新規参入者双方の農業観の違いを汲み取って農地斡旋の「仲立ち」役を買って出たのが、八郷農協なのである。

3.3 新規有機農業者の定着における農協の役割

八郷農協が有機農業に関わるようになったのは、1976年に東京の消費者団体である東都生協との間で始まった産直事業がきっかけである。その延長線上で1995年からは、多種類の野菜をセットとして販売・配送するグリーンボックス事業を展開していった。また、消費者の多様なニーズにこたえるため、農協は有機野菜をグリーンボックスに入れることを決定したのである。当時農協に出荷していた組合員の中には、有機農産物を生産する農家は皆無であった。しかし産直の拡大が農協の今後に不可欠であると考えた八郷農協では、八郷地区内ですでに有機農業を展開していた新規参入者に、有機農産物の出荷を依頼したのである。八郷地区では1974年に、安全な食べ物を求める東京の消費者団体である「たまごの会」が農場を開設していた。この「たまごの会」から独立し、八郷地区に定着していた農家が、1995時点ですでに何軒か存在していた⁽⁵⁾。そこで八郷農協は、これら地区内に定着していた有機農家に打診し、グリーンボックス用の有機農産物の出荷を依頼したのである。

こうして農協における産直の取り組みと「たまごの会」にはじまる有機農業の流れとが結びつき、1997年には農協内に有機栽培部会が設立された。その二年後には、有機農業を志望する新規参入者に対する研修制度がはじまり、農協が窓口になって有機農業者育成を支援する仕組みができあがったのである。農協の研修制度が始まってからは、毎年確実に一組の新規有機農業者が八郷地区に定着するようになった。その他にも、「たまごの会」が独自に行っている研修制度や、有機農業者育成に力を入れているS学園の活動、さらにすでに八郷地区内に定着を果たしている先輩有機農業者による研修生の受け入れも、八郷地区における新規参入者の増加に大きく貢献している⁽⁶⁾（以上の経緯については、第三章に詳しい）。

表3 新規参入者の就農時期と農地確保の状況

新規参入者の就農時期	就農時に確保した土地の地目	新規参入者名	新規参入農家数	就農時に農地斡旋にあたった仲立ち人
1970年代	山林	「たまごの会」	1	地元慣行農家（会員の兄）
1980年代	山林、畑	Uなど	7（うち2世帯に他県に転出）	地元有機農家
1990年代	畑	Kなど	9（1997年以後6世帯）	農協有機栽培部会の有機農家と地元慣行農家
2000年～2008年 現在	畑	Cなど	18（そのうち9世帯農協の研修制度を利用、他の9世代は先輩農家を介して就農）	農協と先輩有機農家、地元慣行農家
2008年現在、有機農業で就農している新規参入者は32世帯				

（2003年5～9月および2006年6～12月、2007年12月と2008年12月の聞き取りにもとづいて作成）

ここで、農協が新規参入者を組織的に受け入れるしくみが作られる以前に、有機農業者がどのように八郷地区に定着したのかを確認しておきたい。農協に有機栽培部会が立ち上がるまでの間に八郷地区に定着した新規有機農業者は九世帯あるが、それぞれが確保した農地の様子については表3のとおりである。1970年代、80年代に八郷地区に就農した「たまごの会」やU氏らは当時、個人的なつながりによって土地を確保していた。しかしその結果、手に入れることができたのは農地ではなく、荒れた松山だった。そのため、必要とされる農地は、すべて自らの手で開墾するしかなかったのである。燃料革命を経た後の松山は、地元農家にとって利用価値が下落していただけでなく、農地の周辺に位置しているため、村落秩序の影響が比較的及びにくい場所であった。新規参入者にとって、開墾からはじめる農地造成は並大抵の苦勞ではなかったが、この土地から手をつけるしか方法がなかったのである。そうした苦勞を伴うこともあって、その後引き続いて新規参入者が定着することはなかった。状況に変化が現れるのは、八郷農協に有機栽培部会が創設された1997年以後のことである。

八郷農協が新規参入者のための研修を開始した後、農地斡旋までを行うようになったのは、茨城県から農地保有合理化法人として承認された2000年以後のことである。八郷農協が法人化に踏み切ったそもそもの目的は「認定農業者などの担い手へ

の農用地の利用集積を一層促進する」(全国農地保有合理化協会, 2006) ことであり、効率的な大規模農家の育成にあった。事業実施の結果、2006年までに農協が新規参入者に斡旋した畑地面積は、斡旋した全農地面積の六割を占めるまでになっている。

農協は研修生の受け入れに際して、有機農業を行うことを条件とし、かつ明文化されてはいないものの、研修終了後の五年間は農協に優先的に農産物を出荷すること、さらに八郷地区内に定着することを求めている。こうして、グリーンボックスに有機農産物を安定的に供給できる体制を構築しようとしたのである。

ところで農協が新規参入者に対して農地斡旋ができるためには、斡旋すべき農地がすでに農協に集中している必要がある。この点に関しては、畑の荒廃を食い止めたいと願う地元農家の要望がすでに農協に対して多数寄せられていたことが大きい。しかし斡旋にあたっては、ただ単に荒廃農地を提供するのではなく、農家側から条件を付される場合も多かった。その条件が「信用」である。当時の農地斡旋の担当者は、このあたりの事情を次のように話している。「(斡旋を受ける新規参入者が)ある程度農業をやっているんだということを、例えば、あそこ(農協の研修施設)で研修を受けるとか、紹介状を持っているとか、そういう人だったら(斡旋してもよいと)」(2006年8月2日の聞き取り)。こうして八郷農協が身元保証を行うことを条件に、農家から畑地の提供を受けていたのである。さらに「又貸し」⁽⁷⁾の仕組みなどを通じて、提供農家に対するリスクの軽減も図ってきたのである。

こうして、農協による地元農家と新規参入者双方の意向を組み入れた農地斡旋の仕組みができ上がったのである。原(2007)はこうした仕組みを指して、農協という地域の公セクターの



写真 4-2 新規参入有機農業者の交流会(農協の施設「夢ファーム」にて2008年12月)

介入が有機農業に正当性を与え、新規参入者の幅広い受け入れにつながったと、高い評価を下している。同様に高津英俊（2007）も、八郷農協の新規就農研修制度に備わる支援体制が有効に機能し、多くの新規参入者の就農に結びついていると指摘している。

しかしこうした仕組みによって農地確保の目途が立ったとしても、それだけでは新規参入者の地域における生活が保障されたことにはならない。農協などを介して就農を果たした数多くの新規参入者も、定着先の村落との関係については農協の世話になることはできず、各々に任せられたのである。そこで以下では、新規参入者と地元農家との関係や、既存の村落秩序との関係がどのような問題を孕むのかについて、節を改めて考察していきたい。

4．新規参入者と定着先村落との関係

4.1 新規参入当時における定着先村落との関係

新規参入者は定着するとすぐに、地元農家や定着先の村落との間で「一戸前」をめぐるせめぎあいに直面する。農協が行っている研修制度では、①一年に一組（一家族）限定、②妻帯者、③三九歳までという三つの条件があるため（柴山進,2005）、八郷地区における一戸前の前提条件を、受け入れの段階である程度クリアできている。しかし、「仲立ち人」である農協が示した一戸前の条件は、いわば必要条件ではあっても、十分条件ではない。そのため新規参入者は、形式的には農地斡旋によって当該村落に定着するが、そのままでは「ム



写真 4-3 新規参入有機農業者の餅つき(先輩農家の庭先にて2008年12月)

ラ入り」を果たしたことはないのである。ムラ入りするためには、それぞれの定着先が示すムラ入り条件をクリアする必要があるのである。

たとえば、農協の研修を通じてX集落に定着したC夫婦は、不動産屋を通して宅地を購入した後、X集落に対してムラ入りの打診を行った。するとX集落からはムラ入りに際して50万円以上を集落に納入する義務があるとの条件が示されたのである。さらにムラ入り後は、区費を補填するために植えられた梅の管理・収穫の手伝いをはじめ、年四回の道路清掃、冠婚葬祭への参加などもムラ仕事として行う必要があった。

C夫婦はX集落が示したこれらの条件は、共有財産があるX集落では理解できるが、50万円という金額はあまりにハードルが高く、「(私たちの)家は核家族ですから……基本的に部落に入るつもりはないですね」と言っていた(2008年12月22日の聞き取り)。

しかし、ムラとの付き合いを断絶した状態では、生活上の支障も多いのが実状である。たとえば、C氏が2007年夏に過労で倒れて病院に運ばれたとき、正式な付き合いの無いX集落には、子どもの面倒などを含め何も頼むことができなかった。結局、隣の集落に定着した新規参入者に頼る形でこの難局を乗り切ったが、今後の生活に対して不安を払拭することはできていない。

X集落の方でも、C夫婦との現在の関係が安定したものではないことは承知している。X集落ではここ数年小学校に通う子どもがなく、将来に対する危機感が募っている。そこで三人の子どもをもっていたC夫婦に対して「Cさんみたいな若い人がいれば、もっとやり方があるのではないか」(2006年8月26日 地元農家の言葉)という期待をにじませる人も多いのである。しかし、既存の集落秩序のなかに閉じこもっている限り、両者の関係は交わることがないまま平行線をたどってしまいかねない状況である。

こうしたX集落とは異なって隣のY集落では、ムラ入りのための条件が大変緩いものになっている。Y集落に定着したL夫婦は、新年会の席で2万円とお酒を差し出すことでムラ入りが認められた。しかし、比較的簡単にムラ入りはできたものの、ムラの一戸前としての役割を果たすには大変な苦勞を要した。ムラ入り後まもなくY集落では葬式があり、L夫婦ともに参加することになったが、核家族であるL夫婦は子どもの学校の出迎えや夫婦そろって行う早朝の出荷などで手が足りず、結

局東京に住んでいる親を呼び寄せて葬式に対応せざるを得なかった。しかし、自分たちのムラ付き合いに親を巻き込むことは、新規参入者にとって心苦しいものであり、できれば避けたいことである⁽⁸⁾ さらに翌年には早速、班長の番がまわってくるようになっており、現在L夫婦はそれをこなすための準備を、一年前から周りの農家に助言を求めつつ行っているところである。

このように、一戸前としてのムラ付き合いは、ムラ入り自体のハードルの高低にかかわらず、核家族で手のかかる有機農業を営んでいる新規参入者にとっては、精神的にも金銭的にも、大変負担の大きいものとなっている。新規参入者が負担に感じるその背景には、新規参入者が自分一代限りの農業と見限っているのに対して、地元農家は代々の継続を前提にムラでの生活を送っているということがある。この「家族」と「家」の間にある隔たりが、ムラの秩序に新規参入者が馴化するのを困難にしていると考えられるのである⁽⁹⁾。

4.2 ムラの「よそ者」であり続ける新規参入者

右のような一戸前の高いハードルに直面することもあって、新規参入者は最初からムラ入りを断念し、寄留者としての位置づけに安住しようとする者も多いのが現状である。しかし先にも述べたとおり、伝統的なムラの成員と新規参入者がそれぞれ背を向け合ったまま共存するには、かなりの困難を伴うのである。

1997年に不動産屋を通じてZ集落の山の一部を購入し、居を構えたM氏は、定着から12年たった今日においてもムラ入りをしていない。M氏は登山が趣味で、生活するにも山にこだわっており、集落との付き合いを考えることなく、山の中で養鶏を行いながら暮らしを立てるつもりであった。購入した山はZ集落の外れにあり、家は険しい砂利道を山すそから二キロほど上ったところにある。しかしだからといってM氏が定着する際、Z集落との間にかかわりが一切なかったかといえばそうではなかった。家が集落から隔絶したところにあるからといって、電気を引くにも道を作るにも、村の共有地を通らなければならず、そのたびにZ集落の協力が不可欠であったのである。

こうした型破りなM氏が定着することに対して、Z集落の中には反対する者もあり、共有地の利用に関して消極的な者もあった。しかしそのようなムラ人の反対を押し切ってバックアップしたのが、元農業委員長と、元教育委員長というZ集落に

おける有力者二名であった。とりわけ前者は、Z集落の高齢化や後継者不足の現状を憂い、多様な価値観をもって農業に参入する者を受け入れる時期に来ているという、ムラの将来を見据えた判断ができる人だった。M氏は当時を振り返って、もしこの2人の支えがなかったら、自分がこの場所で暮し続けることは無理だったという。またこの2人がムラ人に対して行った説得の様子を見ながら、M氏は次のような感想をもったという。「本当に（ムラに住んでいる誰もが）ムラの出身ですから。もう代々ですよ。だから、どこの所にどういう子どもがあるとか、親から子まで全部わかる。……そういう中なんで、羨ましいと思う半分、まあ、この中で生きるのも結構大変なんだろうなとも思う」（2008年12月20日の聞き取り）。このようにM氏は、ムラ人の気苦労を察しつつ、逆に自分が一代限りの暮らししか考えていない「よそ者」であると、改めて認識したというのである。

しかしこうしたM氏であっても、Z集落と隔絶した暮らしを続けてきたわけではなかった。例えば他家との付き合いは、子どもを介して間接的に行われることも多かった。M氏は子どもの成長を考え、Z集落の子どものと仲良くなることを望んでいた。またZ集落の方でも、子ども会やPTAなどを通して、M氏と付き合うためのルートはいくつも用意されていた。そのおかげで「よそ者」であるM氏は、より多くのムラ人とのつながりを持つことができたのである。

また、村での生活をバックアップしてくれる二人の有力者に対しては、新年の挨拶や自家製たまごのおすそわけなどを通じて、つながりを保っているのである。

このように、ムラの「よそ者」としての新規参入者は、その存在だけでも村落に対して何らかの影響を与えずにはおれない。また新規参入者の方でも生活上、村落とのかかわりをなしに済ませることは困難なのである。しかしだからといって、地域で暮らしていく方法として、ムラの正式な成員（一戸前）としてムラ入りを果たし、ムラの秩序に馴化する方法以外に道が閉ざされているのかといえれば必ずしもそうではない。M氏をはじめ八郷地区に定着している新規参入者のほぼ半数が、ムラ入りを経ることなく有機農業で暮らしを営んでいる実態がある。またムラ入りを果たした有機農業者であっても、ムラとのつきあいを子どもを介した間接的なものを主として、日常的な挨拶や非常時における付き合いに限っている場合もあるのである。

こうした双方の適度な距離感を保った関係は、「家族」と「家」の違いやライフス

タイトルの違い、農業観の違いなどを考慮した上での新しい共存の形といえるのではないだろうか。農地の荒廃を防止しながらムラの秩序に大きな変更を加えることなく、さらにムラの活性化にも寄与しうる存在としてムラの側は新規参入者を捉えている。逆に新規参入者の側では、自分のやりたい農業を可能にしながら、過剰な負担を伴わずに地域生活を享受できる場所として定着先のムラを捉えているのである。

4.3 ムラの「準成員」としての新規参入者

もちろん、新規参入者も受け入れるムラの側も、双方が歩み寄りを見せればより深い関係が築ける場合もある。たとえば新規参入者のN氏は、定着して10年以上が経った1999年にムラの集会場が改築されることになり、その際の主要なメンバーとして加わることが求められた。現在ではN氏はムラの共有財産に対しても意見できる立場になったのである。ではN氏が定着してから10年の間に、いったいどのような変化があったのであろうか。

その第一は、ムラの側におけるN氏に対する評価の変化である。N氏は延べ3ヘクタールの畑と20アールの谷津田を耕作しているが、これらの農地は広大な地域に散らばり、取り扱いの難しい土地も多く含まれている。これらに対してN氏は、農業を始めて以来怠ることなく手を入れ続け、雑草を生やすことなく管理してきた。このことが、N氏の篤農家としての評判をムラ内で定着させたのである。

もう一つは、ムラの変化である。N氏の定着先の集落は、比較的交通の便がよいこともあって徐々に新しい住宅が増加し、現在では集落を構成する3分の2以上の住民が「よそ者」となった。そのため、N氏を「よそ者」として特別視する風潮が薄らいだ面がある。

加えて、N氏が集落に定着する頃から関係の深かった地元の有力農家O氏は、「たまごの会」が八郷地区に定着を図っていた1970年代から契約農家として有機農業に携わっていた。そのこともあって、ムラ内で有機農業に携わっている者の数が徐々に増え、2008年現在では、地元農家を含めて6軒になった。こうしてムラ内に有機農業を特別視しない地盤ができてきたのである。

右のようなムラとの関係における変化が、結果としてムラの成員権の解釈を柔軟にしてきたのである。もちろんN氏の側でも定着以後のムラとのかかわりの中で、ムラの成員が抱えているある種の「重さ」を理解したという点も大きい。「(先祖代々)

守ってきた土地をね、手放すというのは、それはとても大変なこと」であるが、「私たちのような一代者は（その大変さを）背負う必要がない」（2007年12月12日の聞き取り）。しかしこうした認識に立つことができる N 氏だからこそ、ムラの人たちから乞われて、彼らの（多くは周辺地にある）農地をいくつも耕作しているのである。

N 氏に限らず、八郷地区に新規参入した者の中には、ムラ人から乞われて耕作地を徐々に拡大している者が出てきている。こうした農地拡大が進む新規参入者に共通しているのは、ムラ人の側から農地の手入れが行き届いているという評判を得ているという点である。こうした農業者としての高い評価が「この人なら家産としての農地を委託してもよい」という気持ちにさせるのであって、ただ近くに居るといっただけでは関係の深まりは限定的にならざるを得ないのである。

これらの事例が示しているように、農業観が地元農家と異なる新規参入者であっても、ムラとの関係をより深めていくルートは存在している。ただここで確認が必要なのは、ムラとの関係を決定づける要素が、新規参入者のムラ入りの有無や、ムラの既存秩序に馴化できるかどうかといった、一方向的なものではないという点である。むしろ共に農業を営んでいることから来る理解の地平の広がりや、ムラを取り巻く環境の変化、あるいは新規参入者を寛容に見るまなざしの定着などいくつもの要素の重なりがあってはじめて、一代限りの有機農業を志す新規参入者をムラの「準成員」として許容（保証）する、新しい村落秩序が形成されてくるのである。いずれにしても、ムラと新規参入者の双方がただ背を向けるだけではこうした関係の変化は期待できないのであって、いくつもの条件が重なり合うなかで徐々に関係が深まる可能性があるということが、これらの事例から理解できるのである。

5 . 結論

本稿では、茨城県石岡市八郷地区の事例の考察を通して、数多くの新規参入者の定着を可能にしている仕組みについて明らかにしてきた。

八郷地区の取り組みで特徴的であるのは、地元農協が「限定的な仲立ち人」としての役割を果たしている点である。八郷農協は新規参入者に対する研修制度などを通じて、技術習得の支援や農地斡旋など、「仲立ち人」としての役割を果たしていた。

農協がこうした役割を果たすことができた背景には、八郷地区における新規参入者がすべて有機農業を志向しているために、異なった農業観をもつ地元農家との間に農地における競合が起こりにくく、結果として農協の「信用」保証を通じて農地斡旋が容易になったことが大きかったのである。このように新規参入者と地元農家との間の農業観の違いこそが、農地問題の克服を容易にしたのである。

また農協による「仲立ち」が、農地問題の克服までに限定されているのも、先行諸研究の「仲立ち」のあり方とは大きく異なっている。先行研究では地元有力農家が「仲立ち人」になる場合が多く、「新規参入者の受け入れ＝ムラ秩序への馴化（＝「一戸前」に至る長い道のりの開始）」という図式が前提されがちであった。それに対して農協による「限定的な仲立ち」では、仲立ちの範囲が基本的に農地問題に限られており、新規参入者と定着先のムラとの関係には立ち入らない（入れない）ものであった。そのため、新規参入者と既存村落との関係は両者に委ねられることになり、結果として「よそ者」の異質性を生かす多様な形の共存関係が八郷地区において生まれることにつながったのである。

こうした既存村落と有機農業者との多様な共存関係は、ムラ入りするかしないか、あるいは新規参入者を村落の既存規範に馴化するか、徹底的に排除するかといった極端な対応から生まれることはない。むしろともに農業を営んでいることから来る両者の理解の地平を基盤として、相互の多様性と異質性を受け入れていくことこそが、共存の可能性を拓いていくのではないだろうか。

今後日本の他の地域においても、八郷地区と同様、地元農家と異なった農業観をもつ新規参入者の増加が予想される。そのときになって慌てないためにも、八郷地区の事例が示した新規参入者のもつ異質性を生かした既存村落との共存の試みや、農地の荒廃防止に役立つ「限定的な仲立ち」のありようが、参考になるのではなかろうか。

注

- (1) 平成16年度の「食料・農業・農村白書」によると、平成一五年度の新規就農相談センターへの就農相談者数は、中央、都道府県を合わせて12,276人、うち就農相談者は1,223人にのぼっている。しかし、そのうち実際に就農したのは、わずか300人である。

- (2) 2009年6月現在の石岡有機農業推進委員会のホームページ (<http://yuuki-no-sato.com/index.shtml>) によると、八郷地区において有機農業に携わっている新規参入者は32世帯となっている。しかし、ホームページでの公開を望まない新規参入者もあるため、実際には40世帯以上と推定される。
- (3) 調査は2006年6月から12月までと2007年12月、2008年12月の期間中に、月に一週間ほどのペースで実施した。内容は、各種統計データの収集に加え、市の担当職員4名、農協役職員6名、新規参入者27世帯、地元農家12世帯に対して聞き取りを行ったほか、地元農家に泊まり込んでの参与観察も併せて実施した。
- (4) 八郷地区の相場では、畑の貸借料は10アールあたり約1万円/年、整備された水田では10アールあたり約3万円/年、山すその水田では、5千円から1万円である。
- (5) U氏等この時期までに定着していた先輩有機農家の存在が、後に新規参入者を引きつける大きな要因になっていく。詳しくは閻美芳(2004)を参照。
- (6) 以後本稿では農協の仲立ちを中心に記述している。それは、新規参入者が先輩有機農家に弟子入りするのとは異なり、農協という組織的な取り組みによって毎年確実に一組が八郷地区に定着している実績に関わっている。
- (7) 又貸しとは、農地を貸借する際、農協が間に入り、新規参入者と地元農家双方が農協と契約する形式のことである。したがって契約に問題が生じた際のリスクは、すべて農協が負担する形になっているのである。
- (8) 八郷地区に親を呼びよせて近くで一緒に暮らしはじめた新規参入者の数は、2008年12月現在、3世帯である。
- (9) 竹田且が家の永続志向に対して「家族は短命である」と指摘した点もこのことと関係している(竹田, 1973)。

終章 現代の諸課題に対応する生活組織の創造性

終章にあたるこの章では、まずこれまで各章で明らかになった点を確認し、その上で本論文が到達した点を示していきたい。

1. 事例を通じて明らかになったこと

第一章では、2005年以降中国全土で展開されている新農村建設政策によって生活環境の改変が迫られている中国天津市武清区の農村を事例に考察を行った。そこでは、村人はこれまでの農家の暮らしから団地への移住を求められるだけでなく、なかには農地を失い、暮らしの基盤そのものが崩壊する者も出てきていた。

こうした生活基盤の激変に遭遇した村人たちのなかから、目の前の暮らしを成り立たせ、生活保障・相互扶助の役割をもつ「集体」の必要性を訴える者が出てきた。新農村建設では原則として、村人の一人ひとりが行政と交渉し、自らの条件にあった居住環境や生活基盤を確保していくことになる。しかしこうした交渉方法だけでは、村全体について議論する場がないのである。村を範域とした「公」の生活組織がないと、村人は総意として村の発展の方向性について議論できない。そこにおける暮らしの持続を求めた村人たちが辿り着いたのは、新たな「集体」の形成だったのである。

ここから理解できることは、村という枠組を制度として固定的・形式的に捉えていては、村人の生活保障をはじめ、彼らの生活の需要を保障する機能など、生活組織として不可欠な要素に目をつぶることになってしまうという点である。また、農村をそのまま都市にする政策は、文化衝突という観点から見ると、農村文化を都市文化にすり替えていくことを意味している。そのような行政主導による“非対称の文化衝突”を目の前に、村人が「集体」の再建に目を向けたのは、生活環境の保全を図ると同時に、文化衝突のもたらす衝撃を最小限にしようとしたからである。

この事例にも示されているように、中国ではいったん上級政府から計画が出されると、行政村は計画推進側に組み込まれることがしばしばあるのである。次の第二章では、行政村ではなく、白理事会という民間の生活組織が、開発に対応する事例

を取り上げた。

中国山東省のY村では、開発に伴う道路建設によって交通事故に悩まされていた。村は開発計画地にかかっており、いずれ村全体が現在の地を離れて他に移転することになっていた。そのため、信号の設置など生活を守るための要求も通る見込みがほとんどなかったのである。そのような状況下において村では、関帝廟の再建という一見矛盾する選択をした。考察を通じて明らかになったのは、村がそのような決断をしたのは、信仰を篤くするために宗教施設づくりを行おうとしたわけではなく、開発によって乱れた村の生活秩序を再建しようとしたためであった。石敢当や関帝廟の設置は、それらが事例地の村人に生活空間修復のシンボルとして認識されてきたからである。建設に際して行われた募金や廟建設、あるいは建設後の維持管理などを通じて、村人たちの「われわれ意識」が確認されてきたのであった。このように関帝廟の再建は、開発で乱れた村人の生活秩序を取り戻し、村で安心して暮らせる秩序のありようを村人が納得できるようにするための仕掛けとして行われたのである。

この事例において注目すべきは、村における葬式をもっぱら担当している白理事会が、村の生活組織として、村人の生活秩序再建のシンボルである廟再建に関わったことである。白理事会が葬式の仕切りという本来の機能に固執したならば、廟再建を主導することは考えられない。しかし実際には、交通事故に悩まされる村人全員の「そこにおける生活環境の保全・確保」という、生活組織の本来的な目的にしたがって白理事会は動いたのである。このように、生活組織が開発という環境の改変に際して、特定の機能に捉われず、「そこでの生活環境づくり」全体を眼中に収めて対応できたのは、生活組織にそれだけの創造性が内包されているからである。

以上の二つの中国の事例は、村が単なる枠組や形態としてではなく、生活組織として、開発のもたらす環境問題に対して柔軟に対応できる可能性を示している。では日本の村においても以上のようなことがあてはまるのだろうか。冒頭でも述べたように、村という枠組は日本においても開発や環境問題への対応において重要視されてきている。しかし“文化衝突”の視点から見た場合、日本における村の対応は中国のそれとは異なった特徴をもっている。第三章以下では、有機農業という循環型社会をめざす新しい取り組みからこの点の考察を行った。

第三章では、茨城県石岡市八郷地区において有機農業が広がっていくメカニズム

を、有機農業を志向する新規参入者の側から探っていった。そこで明らかになったのは、八郷地区で早くから有機農業に取り組んできた先輩農家U氏の影響を受けて、新規参入者が次々と八郷地区内で就農を果たしているという事実であった。U氏は、かつて所属していた「たまごの会」が築いた有機農産物生産の分業システムに自らの暮らしが規定され、振り回されたことを反省して、消費者、農作物と自分という三者関係のなかに自らの位置を規定し直した。さらにU氏は積極的に村に近づき、村人と同じ条件下で農業を行なおうとした。こうしてU氏は動植物と理解ある消費者、自分自身、および村との関係を、それぞれ固定的に考えるのではなく、それらの関係性の中に自らを置いた上で、柔軟に対応していくなかから暮らしを成り立たせていったのである。

有機農業という既存の村から見れば異質な文化を背負ったU氏の取り組みは、多くの新規参入者に参照されつつ、地域での広がりを見せていく。新たにやってくる新規参入者は、当初は農協を介して就農するために、農協や生協などとの直接的な関係から自らの生活を始めなければならない。しかし、彼ら／彼女らがU氏の取り組みを参照していくと、このような農協を軸としたシステムに閉じ込められることなく、将来的に独立していくことが可能になっていったのである。

つづく第四章では、同じ八郷地区に焦点を当て、有機農業の広がりには既存の生活組織である村がどのような対応を示しているのか、その具体的なありようを考察した。とりわけ地元農家と農地・農業の認識に開きのある有機農業者の扱いをめぐって、既存の村はその秩序や成員権にどのような工夫を行ったのか、その具体的な対応を考察してきた。

新規参入者は、農協などの「仲立ち人」を通して農地を確保し、農業者としての基本条件をクリアできても、実際に地域で暮らしを立てていく際には、既存の村とのかかわりを無視することはできない。村の側でも農業担い手の減少、高齢化、少子化などの課題に悩まされているが、新規参入者をこれらの諸課題とともにどう位置づけるかが課題になる。八郷地区では、新規参入者に畑や谷津田を貸借することによって、まずは村落秩序の周辺に落ち着いてもらうことを選択したが、その際に村に50万円を入れるなどの高いムラ入り条件を設けるケースや、新規参入者をムラ入りさせず「寄留者」に留めるケースが見られる一方で、ムラ入りのハードルを下げて村における成員権を再解釈し、「準成員」として加えるケースもあった。

これらの事例を通して理解できることは、同じ村という空間で共に農業をすることによって生活を成り立たせようとする新規参入者に対しては、既存の村の人たちも相互扶助などを含めて何らかの対応をせざるを得ないということである。農地の荒廃や農家の高齢化が進む中で、村における生活基盤を強固にし、生活環境の保全を図るためには、新規参入者を何らかの形で村に組み入れざるを得ない。村の成員権に対する解釈を柔軟にする村が現れたのもそのためである。このように、既存の村が新規参入者など「よそ者」の定着を図るのは、彼ら／彼女らが持っている農業に対する先進的な価値観によるのではない。そうではなくて、共に農業者として同じ地域で暮していくために相互扶助の基盤を作る必要があったからであり、そのために生活組織としての村が積極的に自らを変えながら対応を図っていったのである。こうした「慣行農業／有機農業」のような理念上の対立を超えて、新規参入者もまた地域の生活者の一員として受け入れる村の対応には、本論文でいう「生活組織の創造性が」顕著に見られたのである。

以上の四つの事例分析は、すべてフィールドワークを通して農家の目線に近づき、彼らの生活向上への希求をすくいとりようすることから導かれたものである。そこに共通していたのは、「村」の外から迫ってくる“非対称の文化衝突”への対応が、既存の行政組織でもなければ個人や家でもなく、生活組織としての村であったということである。すると、この生活組織をどう捉え、分析するかが、今後の政策を考える際の鍵になってこよう。そこで以下では、生活組織を分析することの意義と先行研究が試みてきた方法について概説し、その後、本論における到達点を示していきたい。

2 生活組織論における本論の位置

2.1 村の発展段階論的把握と生活組織

日本では第二次世界大戦前から生活組織研究は盛んに行われてきた。そのなかでも村をどのように捉えるかについては長い論争史がある。K. マルクスの理論から直接影響を受けた多くの農村研究者は、歴史過程＝発展段階論的観点から、「現段階の村落」を把握することを試みてきた⁽¹⁾。それらの研究は戦後、大まかに二つの

流れに分類することができる。

第一は経済史学を中心とする流れであり、マルクスが『資本制生産に先行する諸形態』において示した原始社会における共同体的結合を参照しつつ、村落を共同体論の視点からアプローチするグループである（岩本由輝，1965；安孫子麟，1971，など）。そこでは、商品経済の発展によって共同体は解体するという歴史的な趨勢を認めながらも、日本資本主義は欧米とは異なる特殊な段階にあるとして、小農民経営の質的变化も眼中に入れて議論するべきであると考えるのが特徴である。

以上のようなマルクスの原始社会の考察に村落の本質を見る村落共同体論とは異なり、生産力の発展に起因する社会発展論の立場から、その時々の「現段階の村落」にアプローチするのは、福武直を中心とするグループである。村落共同論に対して福武は、「共同体の問題が、本質的に社会学の問題としてとりあげられなければならないにもかかわらず、経済学にひきずられて議論されるようになった」ことを批判する一方（福武，1959：9）、農業生産力の発展段階に即して村落の構造を解明する必要性を説いた。そして、分析視角に階級論の視点を積極的に導入することを通じて、村（福武は「部落」と表現することが多い）における生活意識の解明をはじめ、その拘束からの解放を含めて考察することを提案したのである。この点は蓮見音彦（1965）や島崎稔（1970）らによって批判的に継承されていく。とりわけ島崎の共同体＝無償労働組織論は、生産力（資本）の発展が村落の解体に直接結びつくことを明確にさせたところに特徴がある。

以上のように、戦後の村落研究を牽引してきたマルクス主義に基づく村落研究では、村落の「現段階」を社会体制・生産力の発展段階に還元して説明する傾向が強かった⁽²⁾。そのため、経済社会構造に規定された農家の対応や、それを支える生活意識の考察も、村という発展段階論的には低位に位置づけられる存在の個人拘束的な側面が強調され、その解体とそこからの解放が、日本における市民社会の成熟度をはかるバロメーターとさえ考えられてきたのである。農村社会学者の細谷昂は戦後の村落研究を総括して次のように述べている。「われわれの主題は、日本社会における『個』の自立化、いわば『市民社会』の成熟度如何の問題にかかわることになる。」「ここで『個』といているのは、家に対する個人、村に対する個人ないし個別経営をさしている。」「日本農村社会学がその時々の『現代』において直面する課題とは、まさにこの小経営（家・村）の、日本資本主義における『変容』と『解

体』の問題だった」(細谷, 1993 : 5-17)。

さて、日本の戦後の村落研究における以上のような大きな流れについて、中日両国の4つの事例を見てきた我々にとってどのような意味があると考えられるべきであろうか。

たしかにこれらマルクス主義に基づく村落研究は、その時々の「村の現在」を捉えようという意欲を持っていた。しかしそこで規定される「村の現在」は、程度の差こそあれ、発展段階論の中に位置づけを求めたため、「資本主義の進展と民主化の深化によっていずれ村は解体すべきもの」という存在規定を常に伴っていた。戦後民主主義が喧伝されていた時期に盛んに議論されたこれら「村の解体論」はしかし、高度経済成長と小経営の広がりの中で規範論としての性格が次第に薄められ、現在では議論自体がなされることも稀になりつつある。こうして、村を含めた生活組織の議論自体がそのまま葬り去られる危険性が高まってきてしまっているのである。

第一章、二章でくわしく見てきたように、現在の中国では生活組織としての村はもちろん生活組織全般が、政策的意図をもって根こそぎ改変されるという事態に直面している。それに対して、中国農村で暮らす人びとは生活組織の再生を目指して、現在試行錯誤を繰り返している。こうした事態にこそ生活組織論は有効性を発揮すると思われるが、日本における以上の生活組織に関する議論の蓄積は、近代化の一応の達成とともに、それを生かす道を自ら閉ざそうとしているように思えてならない。

そこで、以上のマルクス主義的生活組織論も含め、現在に至る村落研究の流れの中で、生活組織論として組み直せる要素を見つけ出す作業が急務であると考えられる。以下では、現代における生活組織論としてどのような形がありうるのか、とくに本論文の関心である個人と生活組織との創造的関係について考察する際の枠組について、仮説的に示してみたい。

2.2 生活組織論の現代的意義

生活組織について体系的に論じた有賀喜左衛門によると、村と村における生活(文化)形態を把握するためには、そのような生活(文化)形態を成り立たせている家や家連合としての同族団体、あるいは家と同族団体との相互関係までを考察する必要があるという(有賀, 1966 : 19-33)。つまり、生活(文化)形態としての村の特

徴を把握するには、当該生活（文化）を作り出している家や家連合といった生活組織にまで降りていって始めて近づくことが可能だというのである。有賀は生活組織を次のようにとらえていた。

「何にせよ生活の存在する限りその生活組織は必ずあるのであるから、生活に現れた個々の現象がその組織の上に拮がり、且つ、それに統合せられてゐることは明らかである。生活は大きな有機組織であるから、是等個々の現象が関連なしに存在するといふ事なく、常に統合されて存在するのであって、この意味で個々の現象を通して生活の組織を究明する事は可能であり、斯くして始めて個々の現象の存立意味も明らかになるのであるから、生活組織が究明されない限り、生活に於ける個々の現象の本質やその歴史的発展に関する理解は完成されるという事はない」（有賀，1968：17）。

以上の考え方に基づいて、有賀は家と家の結合原理を考察し、「それらの家が一定の条件がそなわれれば、ほとんどすべて同族団体を結成して」いくことを発見した（有賀，1966a：247）。そして、家と家・家と同族団の結合の類型に同族団と組があるが、それらが相互に転換がみられたとしても、「上下の結合を根幹として、それをオヤ・コ（オヤカタ・コカタ）の同族的身分関係に表現し、あるいはそれを潜在させる縦の関係が緊密であるところに」日本的性格があると指摘した（有賀，1996b：707）。

このような有賀の民族的性格に関する原理的な考察は、生活組織から生活の把握へと進む方法的視点から学ぶべき点が多い。しかしこの有賀の業績に敬意を払いつつも、竹内利美のいう次の批判も傾聴に値するように思われる。竹内は有賀の生活組織の考察は結局のところ「同族団がその焦点におかれ、その面にはかなりすぐれた成果も発表されている」が「これに比して、親族仲間あるいは村組・近隣組の探究は、あまり進んでおらず、ともすれば同族団との対比において、概念的な考察のみが先行したかの感が深い」と述べている（竹内，1990：95）。

このように竹内が問題視したのは、有賀の考察軸が生活（組織）の「本質」に置かれすぎているため、「現代的な課題」に対応する際の創造的な組織形成そのものについて必ずしも重視してこなかったのではないかという点なのである。

そこで竹内は、年序階梯をもち、かつ性別によって規定される「個」を中心とした青年団（契約会・寺の講・観音講）などの講と、同族団や親族関係などの「エン

コ仲間」とは異なる性質をもつ隣組を取り上げ、これら生活の必要に応じて形成されてきた自治組織のあり方を中心に考察を行ったのである。実際に竹内は、子ども組を統制する親方、大将などをはじめ、組の自治・機能に関して、克明な記述を行うとともに、水利組合など村を超える新たな組の形成にも注目している。しかし、竹内も自覚していたように、これらの記述は「横」に連なる講組の実際のありように力点が置かれたため、その特質を究明するまでには至らなかったのである(竹内, 1991 : 19)。

そこで中野卓(1966)は、村を捉える際に、有賀の示した同族団の結合関係を基底とすると同時に、竹内の提示したそれをも視野に入れるべきであると主張した。

「私が『部落』をささえてきた基底として生活組織をささえる『近隣関係の錯綜』を重視し、そのかさなりが濃密に保たれている範囲に『部落』の統合の基底があるとしたのも社会学として当然そうみるべきだと今も考えている」(中野, 1966 : 271)。そして、近隣関係に関する概念規定として次のような見解を述べた。「このような近隣関係を基底とする彼らの生活のさまざまな局面において、ある種の、機能分化した『機能別中心の』社会関係(また集団組織)や、より機能複合的な(したがって相対的に生活包括的な)社会関係(また集団組織)の成立を可能としている」(中野, 1966 : 272)。

ここでとりわけ注目すべきは、中野の「機能別中心の社会関係」についての認識である。中野は「一機能を軸としては決してきびしくその一機能面だけに限定して結びつけるのではなく、また、そのようにきびしく限定しては成り立たなくなるような関係としてあることをさしているのである」(同上 : 272)と述べ、近隣関係と村(中野は部落と表現しているが)との相互関係を示したのである。こうして村の生活組織における(解体するかどうかを含めた)ダイナミックな変化も考察対象とすることができるようになったのである。

中野と同様に、松村和則(1992 ; 2005)も竹内の生活組織の変容を捉える視角に注目し、それを踏まえて、具体的なモノグラフを作成していった。東北地方の畑作地帯の開拓農村を取り上げた際には、例えば、一度は姿を消した生活組織「村シンルイ」が、農業基盤の近代化の推進によって画地的な家連合による協同慣行が形骸化するのに伴い、その機能の代替を担う基盤として再度浮上してきたことなどに注目している(松村 : 1992)。

また、比較的目の見える形で捉えやすい生活組織の変容と異なり、それと相即関係にある生活意識の変容を捉えることを目指して、松村は家族員のライフコースから家族の周期を捉える手法を取り入れる。農家の家族周期の形態と類型化によって、それを支える生活意識の本質や変容を把握する方法論にまで洗練していかうと考えたのである。その姿勢は一貫しており、福島県のある「動かない村」を目の前にしながら、全国の同様な状況下に置かれている日本の農山村の実践的ありようを掴むことができると、松村は考えているようである。

本論文もこれら生活組織に関する諸研究から多くを負っている。しかし、とりわけ中国の新農村建設の事例を詳しく見てきたこの地点に立ってこれら生活組織についての議論の蓄積を再確認したとき、どうしても次の点には不満が残る。一つには生活組織を根こそぎ奪われる危機に直面したときに、人びとがどれほど生活組織を希求するかという「生活組織の不可欠性」についての議論と、もう一つは生活の必要から生活組織が生成・形成されるとしても、その「生活組織の生成の瞬間がいかん保障されるべきか」という政策的配慮についての議論についてである。

前者については、鳥越皓之の「弱者生活権」の議論が参考になる。鳥越（1997）は、日本の村では共有地を農地を持たない困窮者に優先的に利用させるルールがあったが、そのコモンズ的利用を「弱者生活権」に基づくものと捉えている。本論に引き付けて言うと、そのことはまさに村という生活組織のもっている相互扶助・相互救助の仕組みそのものである。しかし一方で、このように鳥越の議論は、村の生活において生活組織が不可欠であることを示唆しているのであるが、それが弱者に対する生活権に焦点を限っているために、中国の事例のように人為的・意図的に生活組織を根こそぎ改変するときの根拠とするまでには至らないのである。

生活組織の存在とはそこで生活が成り立っていることの表現形であるといえるだろう。逆にいえば生活組織なき開発や新たな文化の移入は、暴力的な生活への介入としてむしろ捉えるべきなのである。これまでの日本における生活組織論は、生活組織が存在していることを前提に議論が精緻化されてきた側面をもっており、生活組織の存否にかかわる事態が人為的に引き起こされることをおそらくは想定していなかったのであろう。本論で考察してきた事例を踏まえると、生活組織論は今こそ必要とされているのであり、そのため、その存在の根本にまで目を向けていくことが要求されているといえる。

後者の生活組織の生成の瞬間については、日本においては先に述べたのと同じように、既存の生活組織を生活条件の変化に応じて改変する人びとの主体的な動きとして捉えられてきたと思われる。しかし中国の事例は、こうした主体的な動きを制度的に封じ込めかねない要素を多分にもっていた。言い換えれば、生活組織は行政が提案する新しい生活の中で、言わば計画的に形成可能なものであって、個々人の主体性はその範囲内で発揮されれば十分であるという考えが支配的であったのである。農民の団地への住み替えは、生活形態がまず定められ、それに生活組織が追い付いてくるといったものであった。こうした行政の提案に対して、人びとは新たな生活組織の生成へ動いたことはすでに見てきたとおりである。しかしこの動きは決して制度的に保障されたものではない。

序章において松田素二の言葉を引用して述べたように、生活組織が「日常生活と交差するところ」で相互転換可能なものとして存在するためには、人びとが自らの手で生活組織を改変できなければならない。中国の事例が示しているのは、こうした相互転換可能なものとしての生活組織は、手放しで存在しうるものではなくて、その「生成の瞬間」となるきっかけを（農村都市化政策などの場合において）制度的に保障してはじめて十全に存在できるということである。ここで「瞬間」にこだわる理由は、この「瞬間」にこそ、当該生活組織の生成を誰が手にしているのか見極めることが要求されるからである。

以上のように本論文が明らかにしたのは、“非対称の文化衝突”がもたらした生活環境の改変に対する生活組織の重要性と、生活組織の生成の瞬間を制度的に保障する必要性についてである。これらについては事例を通じて明確になったといえるが、その具体的な方法や中身については未だ十分に示すまでには至っていない。この点については今後の課題としたい。

2.3 環境保全における生活組織の重要性

前節 2.2 で生活組織の不可欠性について言及したが、これは新たな生活環境の形成という点においても示唆を与えるものと思われる。

冒頭で述べたように、本論では環境問題のうち「生活環境の改変をともなう社会問題」を取り扱ってきた。生活環境とは具体的には、第一章の団地が林立する環境や第二章の新しい廟による秩序化が図られた生活空間であり、第三章・四章におけ

る有機農産物を生産する農地が拡大している空間でもある。

これら生活環境はすべて背後に何らかの生活組織が介在しており、またその組織が保持している生活規範が秩序立てている空間であった。そのため、生活組織の何らかの変容はただちに生活環境に影響し、それにもなってそこで営まれる生活自身も影響を被るのである。逆にいえば、生活環境の創造とは生活組織を介した生活の創造を意味するのであり、その維持・発展もそうした仕組みによって左右されることになる。

すると生活組織の持続性こそが生活環境の持続性を担保するということになる。本論文で生活組織の持続性について示唆的であるのは、第三章で取り上げた U 氏の生活システムである。U 氏は、「たまごの会」における生活システムがその地域社会とは切り離された閉じられたものであることに危惧を抱き、自ら消費者を探し、村入りを果たしながら、動植物との関係を続ける道を選んだ。こうしたあり方が他の新規参入者に参照され、結果として八郷地区で有機農業が急速に広まったのである。

この U 氏における生活システムの最大の特徴は、自立しているということである。ここでいう自立の意味は、U 氏が単独で有機農業を営んでいるという意味ではなく、U 氏が消費者と村、動植物との結節点として存在し、常に相互関係を配慮しながらも、自らもまた相互に影響を与えうる存在であるということを示している。八郷地区における有機農業の広がりや、こうした結節点としての存在になるべく努力する新規参入者によって築かれたものであったのである。そしてその生活システムのありようは、新規参入者や村の各々のありようによって、それぞれ異なっていることは第四章で示したとおりである。

このシステムとしての自立とは、他の存在との間に明確な境界を設けるということの意味しない。むしろ、有機農業の広がりにも見られるように、他との関係を積極的に志向しつつ、それでもなお独自性を失わない存在としてありつづけるのである。

U 氏がこのシステムを生み出したのは、この自立の反対である依存がいかなるものであるのかを痛感したからである。「たまごの会」での U 氏は、自分という存在を超えて造られた生産—消費システムのなかに埋め込まれる形でしか、その存在が許されなかった。このシステムに依存した自分を脱却するために、U 氏は試行錯誤の果てに自らの生活システムを築くことに成功したのである。

このことは生活環境の創造の面においても重要な問題を提起しているように思われる。生活環境が自らを離れ、生活環境システムとして対峙しはじめた時、自らは生活環境システムに依存した存在とならざるを得ない。言い換えれば、どんなに生活環境が保全されたとしても、それが自己から離れた存在である時、その持続性に関して自己は何ら関与することはできないのである。生活環境が生活組織の支えを必要としているならば、この生活組織に対して自己がどのようにかかわることができるかが、自らを取り巻く生活環境の持続性そのものを決定づけるということになる。

今後、中日両国を通じて持続可能な生活環境の作り上げるには、生活組織の創造性をいかに担保するのが鍵になるであろう。それはただ自然と備わっているものではなく、「どうありたいのか」を自覚的に捉える視角と、「どうするのか」を積極的に導いていく意志が必要となってくるであろう。

注

- (1) この節の先行研究の整理は、田原音和（1971）のまとめを一部参照している。
- (2) 誤解のないように付け加えておくと、マルクスの共同体論に依拠する村落共同体論も、生産力発展論に依拠する村落階級構造論も、農家の「主体的な意識」に留意していた。ところが、そうした農家意識も、経済的要素への還元によって説明しようとしているところが共通している。また、布施鉄治（1973 など）をはじめとする研究グループは、マルクスの発展段階論を形式的に当てはめるのではなく、「生活の筋」に注目し、マルクス理論と有賀喜左衛門、鈴木榮太郎の理論の統合を試みたことも、ここに記しておきたい。

参考文献

- 青木辰司，2001，「有機農業運動の可能性」鳥越皓之編『講座環境学 第3巻 自然環境と環境文化』有斐閣：133-157.
- 秋津元輝，1998，『農業生活とネットワーク』御茶の水書房.
- 足立恭一郎，1991，「有機農業と基準：再考」『農総研季報』12：1-40.
- 安孫子麟，1971，「村落社会研究の課題と方法」『村落社会研究』第7集 塙書房：163-185.
- 蘭信三，2002，「いま、日本農村の構造転換を問うとは」『村落社会研究』第38集 農文協：7-38.
- 有賀喜左衛門 a，1966，『有賀喜左衛門著作集 I』未来社.
- b，1966，『有賀喜左衛門著作集 II』未来社.
- ，1968，『有賀喜左衛門著作集 VI』未来社.
- 包智明，2006，「关于生態移民的定義・分類及び若干問題」『中央民族大学学报（哲学社会科学版）』33(1)：27-31.
- Bernd Jenssen，1998，*Planning as a Dialogue in SPRING Center*,⁹ University of Dortmund.
- 陳阿江，2007，「从外源污染到内生污染」『中国環境社会学』社会科学文献出版社：130-149.
- 江川章，2000，「農業への新規参入」農政調査委員会編『日本の農業』：2-5.
- 費孝通（上田信ほか訳），1947=2001，『郷土中国』学習院大学東洋文化研究所.
- 藤田和芳，2002，「大地を守る会の運動」榊瀧俊子・松村和則編『食・農・からだの社会学』新曜社：118-123.
- 福田アジオ，1982，「民俗の母体としてのムラ」網野善彦ほか編『日本民俗文化大系八・村と村人』小学館：31-80.
- ，1982，『日本村落の民俗的構造』弘文堂.
- 福武直，1959，『日本村落の社会構造』東大出版社.
- 船橋晴俊，1995，「社会制御としての環境政策」飯島伸子編『環境社会学』有斐閣：55-79.
- ，2003，「環境問題の初段階」船橋晴俊，宮内泰介編『環境社会学』放送大

- 学教育振興会：40-65.
- 古川彰，2004，『村の生活環境史』世界思想社.
- 布施鉄治，岩城完了，小林甫，川崎実，1973，「現段階における都市—農村の構造的変容に関する一考察」『村落社会研究』第9集 塙書房：5-78.
- 高丙中，2006，「一個博物館—廟宇建築的民族志—論成為政治芸術的双名志」『社会学研究』(1)：154-245.
- 原(福与)珠里，2002，「新規参入者のサポートネットワーク」『村落社会研究』8(2)：24-35.
- ，2007，「有機農業を目指す新規参入者が受けるサポートと地域社会」『関東東海農業経営研究』97：51-57.
- 原山浩介，2001，「消費者にとっての『有機農業運動』」『村落社会研究』7(2)：37-48.
- 橋本明子，1983，「『これからの会』のめざす途」『土と健康』125：7-13.
- 橋詰登，2005，「担い手農家の形成プロセスの変化と新規就農」『農業と経済』71(4)：5-12.
- 蓮見音彦，1970，『現代農村の社会理論』時潮社.
- 何慧麗，温鉄軍，2008，「新農村建設在村庄層面上是農民全方位的合作」『農村、農業、農民』B版：1.
- 賀雪峰，2006a，「村社本位、積極分子 建設社会主義新農村視角研究二題」『河南社会科学』13(3)：22-25.
- ，2006b，「新農村建設不能重個人輕集体」『中国鄉村發現』1：114-117.
- Howard, Albert, 1940, *An Agricultural Testament*, London: Oxford University Press. (=2003, 保田茂監訳『農業聖典』日本有機農業研究会.)
- 黄漢権，2006，「新農村建設的進展、問題、建議」『中国經濟導航』12：23-24.
- 飯島伸子，1993，「環境問題と被害のメカニズム」飯島伸子編『環境社会学』有斐閣：81-100.
- 五十嵐建夫，2005，「新規就農相談窓口の実態と支援の多様化」『農業と経済』71(4)：13-28.
- 岩本由輝，1965，「『むら』の解体」『村落社会研究 第1集』塙書房：5-38.
- ジェームス・C・スコット(高橋彰訳). 1976=1999. モーラル・エコノミー. 勁草書房.

- 嘉田由紀子, 1995, 『生活世界の環境学』 農文協.
- 川田牧人, 2008, 「環境民俗学のこれから／これからの (ための) 環境民俗学」 山
泰幸ほか編 『環境民俗学』: 298-311.
- 鬼頭秀一, 1998, 「環境運動/環境理念研究における『よそ者』論の射程」 『環境社
会学研究』 4: 44-59.
- 李培林, 2003, 『村落的終結』 商務印書館.
- 林国平, 2004, 「福建民間信仰的現状、特点、和發展趨勢」 『東南學術 2004 年増刊』:
213-216.
- 劉其印, 1997, 「竜崇拜的活化石」 『民族研究』 1: 87-91.
- 劉鉄梁, 2002, 「村落廟会的伝統及調整—範式“竜牌会”与其他幾個村落廟会的比較」
郭于華主編 『儀式与社会変遷』 社会科学文献出版: 254-309.
- 陸学芸編, 2001, 『内発的村庄』 社会科学文献出版社.
- 魯迅 (竹内好訳), 1921=1981, 『阿Q正伝・狂人日記』 岩波書店.
- 松田素二, 1999, 『抵抗する都市』 岩波書店.
———, 2003, 『呪医の末裔』 講談社.
———, 2009, 『日常人類学宣言』 世界思想社.
- 榊瀉俊子, 1985, 「提携」 天野慶之・高松修・多辺田政弘編 『有機農業の事典』 三
省堂: 257-66.
———, 2002, 「いま、なぜ『食と農』なのか」 榊瀉俊子・松村和則編 『食・農・
からだの社会学』 新曜社: 1-21.
———, 2008, 『有機農業運動と〈提携〉のネットワーク』 新曜社.
- 松戸庸子, 2002, 「『離土離郷』と戸籍制度」 熊谷苑子 [ほか]編著 『離土離郷: 中
国沿海部農村の出稼ぎ女性』 南窓社: 16-29.
- 松村和則, 1991a, 「有機農業運動の前史」 松村和則・青木辰司編 『有機農業運動の
地域的展開』 家の光協会: 22-30.
———, 1991b, 「有機農業運動における隠れた『卓越化』の論理とその陥穽」 松
村和則・青木辰司編 『有機農業運動の地域的展開』 家の光協会: 248-263.
———, 1992, 「東北果樹・畑作複合地帯における世代連続と農家経営」 塚本哲人
編著 『現代農村における「いえ」と「むら』』 未来社: 39-119.
———, 1995, 「有機農業の論理と実践: 「身体」のフィールドワークへの希求」

- 『社会学評論』 45(4) : 437-451.
- , 2005, 「ムラととも環境創造を考える」 日本村落研究学会編『年報 村落社会研究』 41: 203-220 .
- 孟琳琳 包智明, 2004, 「生態移民総述」『中央民族大学学报(哲学社会科学版)』 31(6) : 48-52.
- 南裕子, 1995, 「現代中国農村における国家と社会—村民委員会体制の創出にみられる農村把握の仕組み」『村落社会研究』 2(1) : 20-30.
- 三須田善暢, 2005, 「新規参入者の土地確保過程と村落」『村落社会研究』 11(2) : 30-42.
- 森岡清美ほか編, 1993, 『新社会学辞典』 有斐閣.
- 森田真也, 2006, 「観光開発と地域文化の変容」水内俊雄[ほか]編『「開発」の変容と地域文化』 青弓社 : 121-157.
- 中島紀一, 1998, 「有機農業をめぐる戦略的課題に関する一考察—運動的視点と特産型農業視点の間」『年報 村落社会研究』 33 : 56-80.
- 中野卓, 1966, 『「むら」の解体』(共通課題)の論点をめぐって」日本村落研究学会編『村落社会研究』 2 : 255-282.
- 聂莉莉, 1992, 『劉堡』 東京大学出版会.
- 西川潤, 1989, 「内発的発展論の起源と今日的意義」鶴見和子・川田侃編『内発的発展論』 東京大学出版会 : 3-41.
- 農林水産省編, 2005, 『食料・農業・農村白書(平成16年)』 農林統計協会.
- 大木茂, 1995, 「産直農業20年のあゆみ」JAやさと編『産直農業の新たな発展をめざして—JAやさとの産直20周年記念誌』 コープ出版 : 25.
- 潘宏立, 2002, 『現代東南中国の漢族社会』 風響社.
- 潘家恩, 2006, 「中国当代鄉村建設的制限与突破」温鉄軍編『新農村建設理論探索』 北京出版社 : 38-46.
- 祁建民, 2006, 『中国における社会結合と国家権力』 御茶の水書房.
- 慕淑娟, 1996, 「政府与農民互動關係的分析」『社会学研究』 4 : 38-44.
- 坂本楠彦, 1992, 『中国研究月報』 46(2), 22-23.
- 桜井徳太郎, 1985, 『結衆の原点』 弘文堂.
- 佐藤慎一郎, 1964, 『人民公社の組織構造』 アジア経済研究所.

- 首藤明和, 2001, 「中国村落の諸類型」『社会学雑誌』(18) 神戸社会学研究会: 173-188.
- 施国慶, 2005, 「『生態移民』による貧困削減の効果 (二)」『中国の環境政策 生態移民』昭和堂: 170-197.
- 施国慶, 周建, 曹玮, 2009 a, 「環境移民探討」『第二届中国環境社会学研討会論文集』: 243-261.
- 施国慶, 鄭瑞強, 張根林, 2009b, 「水庫移民安置補償過程中的幾個問題探討」『水利规划与設計』 1: 1-4.
- 市町村自治研究会, 2004, 『全国市町村要覧 (平成 16 年版)』 第一法規株式会社.
- 柴山進, 2005, 「J A やさとの就農支援対策」『農業と経済』 71-74.
- 島崎稔, 1965, 『日本農村社会の構造と論理』 東大出版会.
- す・えー, 2003, 「中国内モンゴル自治区における草原破壊の被害・加害構造分析」『環境社会学研究』 9: 202-210.
- 菅豊, 2005, 「在地社会における資源をめぐる安全管理」, 松永澄夫編『環境』 東信堂: 68-100.
- 鈴木栄太郎, 1968, 『鈴木栄太郎著作集Ⅱ』 未来社.
- 多辺田政弘, 1990, 『コモンズの経済学』 学陽書房.
- 田畑保, 1996, 「新規参入対策——農外からの就農促進と農村活性化」 田畑保ほか編『明日の農業を担うのは誰か』 日本経済評論社: 287-303.
- 田原音和, 1971, 「村落社会研究の課題と方法Ⅱ」 日本村落研究学会編『村落社会研究』 7: 186-214.
- 田原史起, 2008, 「『つながり』から『まとまり』へ」 高橋哲哉ほか編『人間の安全保障』 東京大学出版会: 189-199.
- 高津英俊, 2007, 「新規参入者による有機産地づくりと新規就農支援に関する一考察」『農林業問題研究』 166: 66-71.
- 竹田旦, 1973, 『日本の家と村』 光明社.
- 竹内利美, 1982, 「ムラの掟と自由」 網野善彦ほか編 日本民俗文化体系 8 『村と村人』 小学館: 243-296.
- , 1990, 『村落社会と協同慣行 竹内利美著作集 1』 名著出版.
- , 1991, 『村落社会と協同慣行 竹内利美著作集 3』 名著出版.
- 田中重好, 2006, 「中国社会構造の変動と社会的調整メカニズムの喪失」『特集中国

- 社会構造の変容』アジア遊学 勉誠出版：22-39.
- たまごの会編，1979，『たまご革命』三一書房.
- 保田茂，1986，『日本の有機農業』ダイヤモンド社.
- ，1991，「有機農業と産消提携」高山敏弘編『都市と農村を結ぶ』富民協会：194-210.
- 谷口吉光，1989，「『生活者』の形成——有機農業運動における関係変革の諸相」『社会学年報』18：79-94.
- 徳野貞雄，1998，「生活農業論から見た有機農業運動」『年報村落社会研究』33：9-41.
- ，2000，「一国二制度の生産・販売事業のための10ヶ条」今野聰・野見山敏雄編『これからの農協産直 その「一国二制度」的展開』家の光協会：24-40.
- ，2001，「農業における環境破壊と環境創造」鳥越皓之編『講座環境社会学 第3巻 自然環境と環境文化』有斐閣：105-132.
- 鳥越皓之，1985，『家と村の社会学 増補版』世界思想社.
- ，1988，「実践学としての有賀理論」柿崎京一ほか編『有賀喜左衛門研究』御茶の水書房.
- 鶴見和子，1989，「内発的発展論の系譜」鶴見和子・川田侃編『内発的発展論』東京大学出版会：43-64.
- 植田今日子，2004，「大規模公共事業における『早期着工』の論理」『社会学評論』55（1）：33-50.
- 内山智裕，1999，「農外からの新規参入の定着過程に関する考察」『農業経済研究』70(4)：184-192.
- 王銘々，2004，『溪村家族——社区、儀式与地方政治』貴州人民出版社.
- 温鉄軍，2005，「如何建設新農村」『北方経済』12：13-15.
- ，2006，「新農村建設与城郷和諧社会」温鉄軍編『新農村建設理論探索』北京出版社：11-18.
- 山本信子，1983，「なぜたまごの会は細胞分裂の道を選択したのか」『土と健康』125：2-7.
- 家中茂，2009，「開発と景観」鳥越皓之[ほか]編『景観形成と地域コミュニティ』農文協：71-119.
- 閻美芳，2004，「有機農業運動における提携の現代的位相」筑波社会学会編『年報

- 筑波社会学』16：46-63.
- 八郷町誌編さん委員会，2005，『八郷町史』八郷町.
- 葉敬忠，2006，『農民視角の新農村建設』社会科学文献出版社.
- 俞德鵬，2001，『城鄉社会：从隔離走向開放』山東人民出版社.
- 岳永逸，2005，「鄉村廟会的多重叙事：对華北範式竜牌会的民族学主義研究」『民族
曲芸』（147）：101-160.
- ，2008，「传统民间文化与新农村建设——以華北梨区廟会為例」『社会』6：
176-193.
- 曾山毅，1999，「蘭嶼ヤミ族と観光」『立教大学観光学部紀要』：37-43.
- 全国農地保有合理化協會，2006，『農地保有合理化事業關係通知集（平成17年度版）』
農政調査会.
- 張樂天，2005，『告別理想——人民公社制度研究』上海人民出版社.
- 張春美，施国慶，2007，「对水庫移民後期扶持範圍問題的探討」『江西社会科学』9：
249-252.
- 張志江，2008，『関公』中国社会出版社.
- 折曉葉，陳嬰嬰，2000，『社区的实践：“超級村落”的發展歷程』浙江人民出版社.

初出一覧

本論文の一部は、以下の論文に加筆・修正をおこなって作成したものである。

第3章 2004, 「有機農業運動における提携の現代的位相」『年報筑波社会学』第16号 : 46-63

第4章 2009, 「新規参入する有機農業者と既存村落との共存可能性」『ソシオロジ』166 : 37-53